

令和 7 年度
包括外部監査結果報告書

補助金等に係る財務事務の執行について

令和 8 年 2 月

高松市包括外部監査人
公認会計士 野村 幸太郎

第1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局	1
(1) 一般会計及び特別会計の補助金等の財務事務を担う部局	1
(2) 補助金等の抽出方法	3
5. 監査の実施期間	3
6. 包括外部監査人及び補助者	4
(1) 包括外部監査人	4
(2) 補助者	4
7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	4
8. 包括外部監査の方法	5
(1) 監査の要点	5
①合規性	5
②公益性・必要性	5
③効率性、経済性、有効性	5
④公平性・透明性	5
(2) 主な監査手続	6
9. 利害関係	6
10. 監査結果の記載方法	6
11. その他	6
第2. 高松市の補助金等の概要	7
1. 補助金等の定義等	7
(1) 高松市における負担金、補助金及び交付金についての定義	7
(2) 補助金の分類	7
①財源別分類	7
②性質別分類	7
2. 補助金・交付金の当初予算の推移等	10
(1) 過去5年間の当初予算の推移	10
(2) 各年度で据え置かれている補助金等	11
3. 高松市における補助金等の制度を適切に運用するための取組	12
(1) 補助金等に係る府内ルールの明確化	12
(2) 見直し基準及び見直し方針	13
第3. 包括外部監査の結果（複数の補助金等に共通する事項）	18
1. 総括	18
(1) 各補助金等における指摘及び意見の集約	18

(2) 複数の補助金等に共通する事項	30
①実績報告書の検証体制について	30
②消費税等の仕入税額控除に係る取り扱いへの取組	32
③要綱等の作成	33
④KPI設定等による補助金の効果、評価	34
⑤少額の補助金等について	36
第4. 包括外部監査の結果（各補助金等）	37
1. 総務局	37
(1) 人事課	37
①高松市職員共済会交付金	37
2. 市民局	40
(1) 協働コミュニティ推進課	40
①一般社団法人高松市コミュニティ連合会運営活動事業補助金	40
②地域まちづくり交付金	45
(2) くらし安全安心課	52
①防犯灯設置・維持管理補助金	52
3. 健康福祉局	57
(1) 地域共生社会推進課	57
①高松市社会福祉協議会事業交付金	57
②地区民生委員児童委員協議会活動事業交付金	61
(2) 長寿福祉課	65
①公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金	65
②高松市軽費老人ホーム事務費補助金	69
(3) こども保育教育課	73
①高松市すこやか認定保育所事業助成金	73
②高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金	79
(4) 保健医療政策課	82
①高松市医師会検診等保健医療事業推進補助金	82
②歯科救急医療センター休日・夜間救急歯科診療事業運営補助金	88
③病院群輪番制病院運営事業補助金	93
4. 環境局	98
(1) ゼロカーボンシティ推進課	98
①スマートハウス等普及促進補助金	98
5. 創造都市推進局	103
(1) 産業振興課	103
①中小企業指導団体等育成補助金	103
②商店街共同施設事業補助金	108

③緊急経営安定対策特別融資利子補給金	113
④中小企業勤労者福祉共済事業給付金	117
(2) 企業立地推進課	121
①企業誘致助成金	121
(3) 農林水産課	130
①かがわの水田農業競争力強化対策事業	130
②高松市学校給食における地場産農畜水産物利用拡大事業補助金	133
③かがわ園芸産地生産力強化対策事業補助金	136
④高松食肉事業協同組合と畜解体業務運営補助金	140
(4) 土地改良課	143
①単独県費補助土地改良事業補助金	143
②単独市費土地改良事業補助金等	148
(5) 市場管理課	154
①高松市中央卸売市場清掃協力会補助金	154
(6) 観光交流課	156
①観光客誘致事業補助金	156
②M I C E ・ 観光客誘致推進事業補助金	160
(7) 文化芸術振興課	165
①文化芸術ホール自主事業補助金	165
6. 都市整備局	168
(1) 交通政策課	168
①駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金	168
②ことでん（栗林公園～仏生山駅間）複線化事業費補助金	172
③ネットワークバス維持費補助金	176
④地域間幹線系統維持費補助金	179
⑤離島航路運航維持費補助金	183
⑥鉄道・バス乗り継ぎ割引補助金	186
⑦高齢者割引補助金	190
(2) 道路管理課	196
①私道整備事業補助金	196
(3) 下水道経営課	199
①下水道事業会計補助金	199
7. 教育局	202
(1) 学校教育課	202
①高松市奨学金	202
(2) 保健体育課	206
①公益財団法人高松市学校給食会補助金	206

8. 市議會事務局	211
(1) 總務調查課	211
①政務活動費	211

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

補助金等に係る財務事務の執行について

3. 監査対象年度

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の事務も対象とした。

4. 監査対象部局

（1）一般会計及び特別会計の補助金等の財務事務を担う部局

下記の方法で抽出した補助金等41件を所管する以下の部署を監査対象とする。

（単位：千円）

番号	局	所管課名	件名	令和6年度 当初予算額
1	総務局	人事課	高松市職員共済会交付金	25,784
2	市民局	協働コミュニティ推進課	一般社団法人高松市コミュニティ連合会運営活動事業補助金	26,193
3	市民局	協働コミュニティ推進課	地域まちづくり交付金	759,593
4	市民局	くらし安全安心課	防犯灯設置・維持管理補助金	74,180
5	健康福祉局	地域共生社会推進課	高松市社会福祉協議会事業交付金	112,836
6	健康福祉局	地域共生社会推進課	地区民生委員児童委員協議会活動事業交付金	11,920
7	健康福祉局	長寿福祉課	公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金	16,792
8	健康福祉局	長寿福祉課	高松市軽費老人ホーム事務費補助金	213,503
9	健康福祉局	こども保育教育課	高松市すこやか認定保育所事業助成金	11,741
10	健康福祉局	こども保育教育課	高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金	39,456
11	健康福祉局	保健医療政策課	高松市医師会検診等保健医療事業推進補助金	11,102
12	健康福祉局	保健医療政策課	歯科救急医療センター休日・夜間救急歯科診療事業運営補助金	17,500

番号	局	所管課名	件名	令和6年度 当初予算額
13	健康福祉局	保健医療政策課	病院群輪番制病院運営事業補助金	65,002
14	環境局	ゼロカーボンシティ 推進課	スマートハウス等普及促進補助金	26,000
15	創造都市推進局	産業振興課	中小企業指導団体等育成補助金	32,163
16	創造都市推進局	産業振興課	商店街共同施設事業補助金	50,000
17	創造都市推進局	産業振興課	緊急経営安定対策特別融資利子補給金	26,447
18	創造都市推進局	産業振興課	中小企業労働者福祉共済事業給付金	42,090
19	創造都市推進局	企業立地推進課	企業誘致助成金	107,099
20	創造都市推進局	農林水産課	かがわの水田農業競争力強化対策事業	15,504
21	創造都市推進局	農林水産課	高松市学校給食における地場産農畜水 産物利用拡大事業補助金	10,000
22	創造都市推進局	農林水産課	かがわ園芸産地生産力強化対策事業補 助金（H29～新規就農者サポート事業費 補助金等を含む）	109,586
23	創造都市推進局	農林水産課	高松食肉事業協同組合と畜解体業務運 営補助金	65,503
24	創造都市推進局	土地改良課	単独県費補助土地改良事業補助金	63,000
25	創造都市推進局	土地改良課	単独市費土地改良事業補助金等	450,000
26	創造都市推進局	市場管理課	高松市中央卸売市場清掃協力会補助金	15,000
27	創造都市推進局	観光交流課	観光客誘致事業補助金	10,104
28	創造都市推進局	観光交流課	M I C E ・ 観光客誘致推進事業補助金	96,000
29	創造都市推進局	文化芸術振興課	文化芸術ホール自主事業補助金	25,000
30	都市整備局	交通政策課	駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金	364,215
31	都市整備局	交通政策課	ことでん（栗林公園～仏生山駅間）複線 化事業費補助金	292,500
32	都市整備局	交通政策課	ネットワークバス維持費補助金	24,021
33	都市整備局	交通政策課	地域間幹線系統維持費補助金	27,606
34	都市整備局	交通政策課	離島航路運航維持費補助金	46,668
35	都市整備局	交通政策課	鉄道・バス乗り継ぎ割引補助金	23,328
36	都市整備局	交通政策課	高齢者割引補助金	100,844
37	都市整備局	道路管理課	私道整備事業補助金	15,000

番号	局	所管課名	件名	令和 6 年度 当初予算額
38	都市整備局	下水道経営課	下水道事業会計補助金	158,853
39	教育局	学校教育課	高松市奨学金	24,300
40	教育局	保健体育課	公益財団法人高松市学校給食会補助金	30,544
41	市議会事務局	総務調査課	政務活動費	48,000

（2）補助金等の抽出方法

高松市においては、従来から補助金等の適正な執行について取り組んでおり、平成 21 年度から財政課が作成した「当初予算補助金・交付金一覧」を公表している。包括外部監査にあたっては、当該一覧には国や県が実施する補助金の一部について法律に基づき負担しているものや交付金額について実質的に高松市の裁量がない補助金等が含まれているためこれらを除いた。この結果、高松市の裁量のある補助金等の金額は 4,129 百万円となった。これらを対象に 10 百万円以上を抽出したところ、令和 7 年度では廃止されている補助金等が 2 件含まれていた。これを除いた金額は 3,684 百万円となり、監査対象を抽出する補助金等 4,098 百万円の 90% を占めることを確認できたため、これらを監査の対象とすることを決定した。

	件数	金額（百万円）
令和 6 年度補助金及び交付金一覧合計金額	434	7,057
上記のうち、交付金額の決定に実質的に高松市の裁量がない補助金等	118	2,927
交付金額の決定に高松市の裁量がある補助金等	316	4,129
令和 7 年度廃止が決定している補助金等	2	30
監査対象を抽出する補助金	314	4,098
監査対象とする補助金	41	3,684

5. 監査の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 12 日

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 野村 幸太郎

(2) 補助者

公認会計士 後藤 英之

公認会計士 福竹 徹

公認会計士 藤川 瑛花

公認会計士 永田 祐司

公認会計士 山本 想

公認会計士 鶴籠 由利子

公認会計士 樋口 明夫

公認会計士試験合格者 松本 航

7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

高松市の経常収支は、歳入面では人口減少、少子・超高齢社会の進行により、主要財源である市税収入の減少が見込まれる中、市税収入以外での歳入確保に努めている。一方、歳出面では社会保障関連経費の大幅な増加、老朽化施設の修繕経費の増加等、財政需要の拡大が見込まれている。このように厳しい財政状況の中、住民の暮らし方や意識・ニーズは変化・多様化しており、これらの変化への対応策としての補助金等の金額についても当初予算ベースで増加する傾向にある。

（単位：百万円）

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算
6,586	6,204	6,939	7,057	8,216

補助金等（負担金、交付金を含む）については、社会問題や政策的な課題の解決に対して、有効な成果を期待できる一方で、補助することができるは地方自治法第232条の2の規定に基づき、公益上必要がある場合とされている。そのため、交付に係る規制や審議等の根拠規定により、その歳出目的や公益上の必要性を明確にしなければならない。また、補助金等はいったん交付されると既得権益化し、継続的に支出されるとも言われており、補助金等の事業実施後に効果を測定し、事業の継続の要否を検討していく必要がある。したがって、補助金等の歳出目的や公益上の必要性を確認し、その趣旨目的に照らして事務の執行が効果的、効率的になされているか、補助金等事業の効果が継続にあたって考慮されているかを検討することは意義がある。

また、高松市では限られた財源や人員等を最大限に活用して、効率的で質の高い行政サービスを提供するために、行財政改革に取り組んでいる。令和6年3月に策定された第9次高松市行財政改革計画では、【基本方針1】将来を見据えた持続可能な財政運営（2）財源の重点的・効果的な配分において、「全庁的な事務事業の見直し」による事務事業の縮小廃止に伴う補助金等の金額の削減のほか、補助金等自体をクローズアップし、補助金の弊害を踏まえて策定された「高松市補助金等の見直し方針」（平成22年10月）に基づく「全庁的な補助金の見直し」に取り組んでおり、取組状況を確認することは有意義であると考えた。

さらに、平成11年度包括外部監査において、補助金等に関する課題が提出され、平成17年には措置が講じられているが、その後の対応状況を確認することは意義があると考えた。

以上の状況から、補助金等に係る財務事務の執行が合規性はもとより、効率的かつ効果的になされているかの実態を把握、分析して現状の把握に努め、外部の専門家の立場から問題点を指摘して具体的な改善方策を提言することが、包括外部監査制度の趣旨に適合し、有用であると考えた。

8. 包括外部監査の方法

（1）監査の要点

①合規性

- ・要綱、要領等が整備されているか
- ・補助金等の事務の執行は法令や条例、要綱、要領等に準拠して適切に行われているか
- ・適正な報告がされ、確認が行われているか

②公益性・必要性

- ・補助金等の交付について、公益上の必要性が認められるか

③効率性、経済性、有効性

- ・補助金等の交付事務は効率的に行われているか
- ・補助金等が繰越金額及び活動費と比べて適正か等、必要額以上の過度な補助になっていないか
- ・補助金等の対象となる経費の範囲は妥当か
- ・補助金等の交付に関する効果測定が行われ、必要な見直し等が行われているか
- ・補助金等の交付について、期待した効果が得られているか
- ・高松市の政策、施策と合致しているか
- ・類似の補助金等が存在していないか

④公平性・透明性

- ・補助金等の交付について、公平性が担保されているか
- ・補助金等について、適切に情報開示が行われているか

（2）主な監査手続

- ・関係各部署への調査票の配付と回答の検討
- ・関係各部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ・関係書類の閲覧及び関連資料の突合

9. 利害関係

包括外部監査の対象にした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 監査結果の記載方法

合規性に問題のあるもの、手続上の不備、誤謬、経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題のある業務実施及び高松市の政策目的から著しく乖離した業務実施等については、【指摘】として記載した。また、経済性・効率性・有効性の観点から問題のあるもの、市民間の公平性に問題のあるもの及び高松市の政策目的と乖離していると思われるものなどについては【意見】として記載している。

11. その他

- ・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。
- ・この報告書内のデータについては、可能な限り出典を記載しているが、高松市から入手した資料については記載していない。
- ・数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は一致しない場合がある。

第2. 高松市の補助金等の概要

1. 補助金等の定義等

(1) 高松市における負担金、補助金及び交付金についての定義

負担金	市が、法令、契約書等に基づいて国、他の地方公共団体等との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するもの
補助金	市が、特定の事業、活動を助長・奨励するために、公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの
交付金	本来、市が行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

(2) 補助金の分類

①財源別分類

財源別に大きく分けて国庫補助を伴う事業、県費補助を伴う事業、市単独事業があるが、高松市ではさらに詳細に、AからHに分類している。

【図1：補助金の財源別分類】

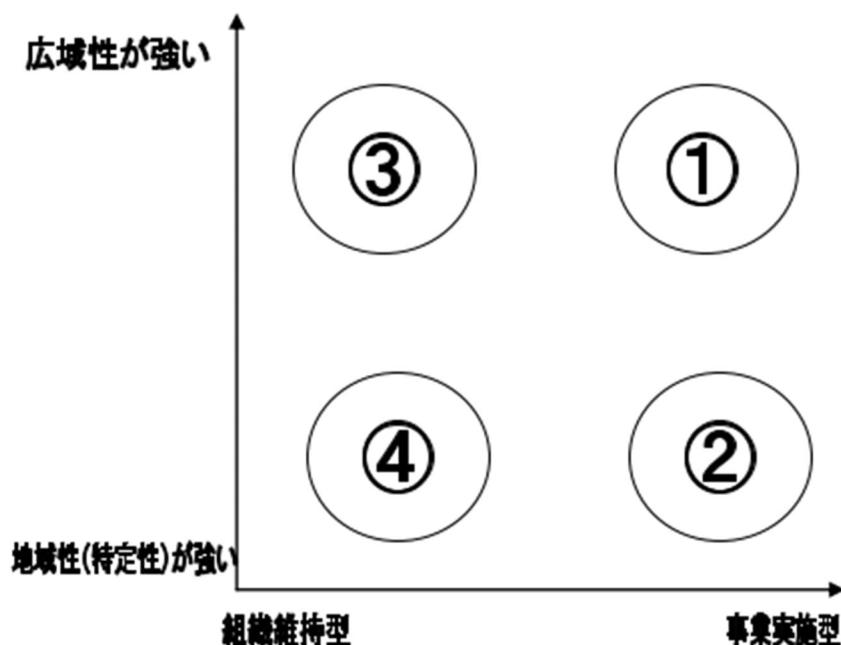
国庫補助を伴う事業				県費補助を伴う事業			市単独事業	
国 費								
	県 費							
	市 費（義務分）		市 費（義務分）		市 費（継ぎ足し分）			
	市 費（継ぎ足し分）				市 費のみ			
A	B	C	D	E	F	G	H	
上記財源により、補助金を支出								

なお、財政課が作成、公表している「当初予算補助金・交付金一覧」では上記AからHの分類が付されており、今回の包括外部監査の対象として抽出したのは、市として裁量の大きいと考えられる上記、D、G、Hである。

②性質別分類

「組織維持型か事業実施型か」、また、「地域性（特定性）が強いか行為規制が強いか」の2つの指標により、下図2のように①から④に分類し、それぞれの特徴を検討している。

【図2：補助金の性質別分類】



性質別分類①から④の特徴

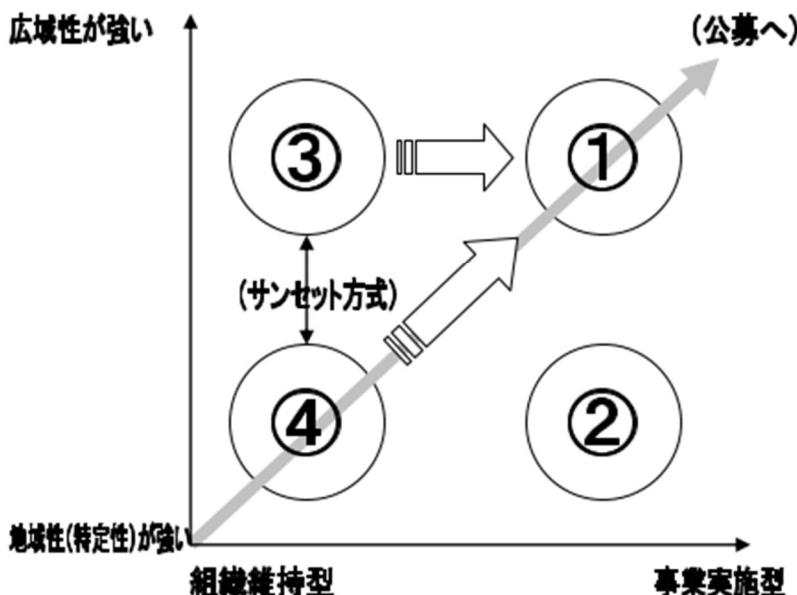
① 事業実施型で広域性が強い	事業①に対する補助金は、性質上公募に適している。また、一定の条件を満たせば補助対象となる。全市的な個人給付型の補助金。
② 事業実施型で地域性（特定性）が強い	地域の特性を生かした事業や、社会的弱者や生活困窮者を対象とする保護や特別な対策を必要とする場合に交付する補助金で、施策的な補助金として位置付けられる。
③ 組織維持型で広域性が強い	全市的な公益的団体や事業者組合等に対し、その団体の健全な運営に基づく公益活動を通して、住民の公益の福祉が向上することを期待して交付される。
④ 組織維持型で地域性（特定性）が強い	地域に根差した活動を行う公益的団体などに交付する補助金で、対象団体の自立化を促進する目的で交付する。

なお、高松市は上記の分類に基づき、性質別分類に基づく見直し（方針）を定めている（図3参照）。

性質別分類に基づく見直し（方針）

① 事業実施型で広域性が強い	原則公募型で第三者機関が客観的に審査を行う。
② 事業実施型で地域性（特定性）が強い	社会的弱者等の保護や産業活性化等の推進など、施策的な要素の強い事業であるが、施策は時代や社会の変遷により変化していくものであるため、当該事業が②の領域に該当するかどうかを客観的に判断するため、第三者機関の意見を聞く。
③ 組織維持型で広域性が強い	組織維持型から事業実施型へ移行するよう指導する。また、同様の効果を上げる団体が他にあれば「公募型」補助を視野に入れる。組織維持型は3年以内を終期とする。
④ 組織維持型で地域性（特定性）が強い	対象団体の自立を促進する目的で交付されていることを明確にし、3年以内を終期とする。 交付により交付団体の自立を阻んでいないか検証をする。 組織維持型から事業実施型への移行、「協働」の視点からも、指導助言を行う。

【図3：性質別分類による補助金の見直し方針】



2. 補助金・交付金の当初予算の推移等

(1) 過去 5 年間の当初予算の推移

財政課が作成している「当初予算補助金・交付金一覧」に基づく過去 5 年間の当初予算の推移は以下のとおりである。なお、高松市では、財源に基づき、A から H までの区分を設けている。このうち、市による裁量の余地がある市単独及び国や県の補助金に高松市の上乗せ部分のある補助金（財源区分 D、G、H）の推移を合わせて集計すると以下のとおりである。

財源が国や県の補助がある補助金等を含めた全体の予算については、既存の補助金等は令和 6 年度から令和 7 年度を除き増加よりも廃止を含めた減少の方が多いものの、新規の補助金等により当初予算としては増加傾向にある。一方、高松市単独及び国や県の補助に高松市の上乗せ部分がある補助金等（財源区分 D、G、H）については、既存の補助金等は令和 5 年度から令和 6 年度を除き増加より廃止を含めた減少の方が多いものの、令和 5 年度から令和 6 年度の既存の補助金等の増加及び新規の補助金により当初予算としては増加傾向にある。

なお、令和 5 年度から令和 6 年度で既存補助金が大幅に増加している内容は、第 7 次高松市総合計画を支える高松市まちづくりプランに基づく重点取組事業である「地域まちづくり活性化支援事業」の拡充及び「地域公共交通再編事業」の推進のために、それぞれ地域まちづくり交付金及び市内の駅舎整備事業及び複線化事業補助金を増額していること等によるものである。以上から、既存の補助金等については、一定の見直し、削減への取組はなされているが、令和 4 年度以降はまちづくりプランの推進に向けて当初予算は増加傾向にある。

(過去 5 年間の当初予算の推移)

(単位：百万円)

	当初予算	財源区分D、G、H
令和 3 年度	6,586	3,085
增加	429	133
減少	△1,091	△242
新規	279	90
令和 4 年度	6,204	3,067
增加	594	256
減少	△821	△379
新規	961	232
令和 5 年度	6,939	3,177
増加	1,782	1,490
減少	△2,063	△701
新規	398	163
令和 6 年度	7,057	4,129
增加	1,317	670
減少	△864	△672
新規	706	57
令和 7 年度	8,216	4,185

(2) 各年度で据え置かれている補助金等

高松市単独及び国や県の補助に高松市の上乗せ部分がある補助金等（財源区分 D、G、H）の前年度との比較で増減のない（据置）補助金等を集計した結果は以下のとおりである。令和 4 年度から令和 5 年度を除き、件数は 150 件前後、当初予算額は 5 億円から 6 億円で推移している。

なお、令和 4 年度から令和 5 年度については、当初予算額が 291 百万円の地域まちづくり交付金について増減がなかったため、下記の表に集計されて金額が大きくなっている。

長期間継続している見直し基準に抵触する補助金については若干の増減があれば、下記の表には集計されないため、下記で集計されている補助金等が必ずしも長期間継続して塩漬けになっているというものでもない。これらについて補助金別に確認したところ、おおむね見直し基準の 3 年間で集計から外れていることを確認できている。ただし、令和 6 年度で 3 年を超える、令和 7 年度当初予算でも据置のままである補助金等もあり、金額別件数と総額は以下のとおりである。

これらについては過去には終期が設定されていなかったが、令和 7 年度では終期が設定され、見直し基準の中で運用されていることを確認した。

なお、下記の分析の過程で少額の補助金等が散見される。令和 6 年度の当初予算中、100 千円以下の補助金等は 39 件、2,441 千円、100 千円超 300 千円以下の補助金等は 50 件、10,190 千円、300 千円超 500 千円以下の補助金等は 33 件、13,249 千円である。

(各年度で据置の補助金等)

(単位：百万円)

年度	件数	金額
令和 2 年度から令和 3 年度	167	569
令和 3 年度から令和 4 年度	166	583
令和 4 年度から令和 5 年度	168	990
令和 5 年度から令和 6 年度	150	566
令和 6 年度から令和 7 年度	147	540

(令和 6 年度で 3 年を超え、令和 7 年度当初予算でも据置の補助金等)

(単位：千円)

補助金の当初予算額	件数	金額
100 千円以下	4	235
100 千円から 1,000 千円	5	2,605
1,000 千円から 10,000 千円	4	8,272
10,000 千円超	3	143,503
合計	16	154,615

3. 高松市における補助金等の制度を適切に運用するための取組

(1) 補助金等に係る庁内ルールの明確化

平成 10 年度に高松市行政改革計画実施計画の重点取組事項の一つとして、「補助金等の見直し」に取り組み、その後、単に補助金等の削減だけでなく、財政運営の透明性を確保する観点からも、補助金等を効果的・効率的かつ適正なものとするため、既存の補助金等のあり方を再評価する「補助金等の交付基準」の策定と第三者機関の設置並びに検討及び審査の結果を公表する仕組みを構築するため、平成 16 年 9 月に高松市補助金等交付システム見直し基準（以下、見直し基準）を設けている。

ただし、その後も「交付が長期化しているものや高い補助率のまま推移しているものなど、見直しが必要と考えられるものも数多く見受けられる」ことから平成 22 年に「重点見直し対象」を明示するなど見直しに踏み込む形で「高松市補助金等見直し方針」（以下、見直し方針）を策定している。

（2）見直し基準及び見直し方針

見直し基準では、補助金等の交付基準を明示した上で、既存補助金について「チェックリスト」による補助金の見直し、補助金の性質別分類に基づく見直しについて定め、また、補助金全般について、補助金の検証、補助金交付にあたっての留意事項を明示している。既存の補助金の見直しにフォーカスしつつ、高松市の補助金に係る体系的な整理と、新規も含めた補助金に係る一般的な論点と対応すべき手続について整理している。

このうち、チェックリストについては、見直し基準で規定された3年に一度、担当課でチェックリストに基づき見直しの要否について検討を行う運用がなされている。

見直し方針では、公益性・必要性、効果性、適格性、妥当性の視点を前面に押し出して見直しの視点を整理するとともに、長期化、補助率の著しく高い又は低いもの、自助努力が可能性の観点から重点見直し対象を絞り込み、基本的な見直し基準（形式的基準）、性質に応じた見直し基準（実質的基準）により、見直しが必要な場合の見直し方向性（段階的な減額、廃止）を明示している。

【補助金の見直しチェックリスト】（見直し基準から抜粋）

(1) 行政の責任分野

- 市が果たすべき役割でない、又は、範囲を超えている。「はい」→「廃止・縮小」の検討
- 補助金等の支出根拠又は使途が適切である。「いいえ」→「廃止」の検討
- 受益が特定の者に偏り、市民の間に不公平が生じている。「はい」→「廃止」の検討
- 補助の目的や内容は市民に公開できる。「いいえ」→「廃止」の検討

(2) 経費負担のあり方

- 団体自らが財源を他に求め、自主的運営を行うことができる。「はい」→「廃止・縮小」の検討
- 団体の決算額において、補助金の占める割合が低率である。「はい」→「廃止」の検討
- 団体において、民間の活力が導入できる。「はい」→「廃止・縮小」の検討
- 補助率又は補助額が、他都市の事例に比べて高い。「はい」→「縮小」の検討
- 団体等において、会費を徴収していない（事業費補助を除く）。「はい」→「廃止・縮小」の検討
- 団体の補助事業の決算において、補助金の額に比べ繰越金が多額になっている。「はい」→「廃止・休止・縮小」の検討
- 助成措置を講じなくても、自主自立が可能である。「はい」→廃止・縮小の検討
- 補助制度を貸付制度や委託方式等の助成方法に切り替えるほうが効率的である。「はい」→「制度変更」の検討
- 団体等が事業効果や自己財源の確保等に努力していない。「はい」→「廃止・縮小」の検討

(3) 必要性

- 行政の責任分野として、公益上の必要性がある。「いいえ」→「廃止」の検討
- 市の行政目的・需要に適合している。「いいえ」→「廃止」の検討
- 団体育成の必要性が低下している。「はい」→「廃止・縮小」の検討
- 所期の目的を達成した。「はい」→「廃止」の検討
- 補助期間（終期）を設定している。「いいえ」→「終期設定」
- 社会経済情勢の変化により、所期の目的にそぐわなくなった。「はい」→「廃止」の検討
- 同一団体（下部組織を含む）に対し、複数の補助金を交付している。「はい」→「整理統合」の検討
- 補助対象や補助効果が類似している。「はい」→「整理統合」の検討
- 補助を受けた団体が他の団体等に再補助している。「はい」→「方法の見直し・廃止」の検討
- 助成団体の運営が、既に軌道に乗っている。「はい」→「廃止」の検討

(4) 緊急性

- 市が助成・奨励していく補助事業として優先順位が高い。「いいえ」→「採択順位」の見直し

(5) 効果

- 多くの市民の利益につながっている。「いいえ」→「廃止・縮小」の検討
- 補助金の交付が長期間にわたっており、固定化、既得権化している。「はい」→「廃止」の検討
- 補助効果が不明確又は乏しい。「はい」→「廃止・終期設定」の検討
- 補助金額が少額で、効果が少ない。「はい」→「廃止」の検討
- 社会経済情勢の変化により、効果が薄れている。「はい」→「廃止」の検討
- 目的どおりの成果が上がっている。「いいえ」→「廃止」の検討
- 同一目的・類似のものがあり、統廃合することによりさらに効果が上げられる。「はい」→「統廃合」の検討

【重点見直し対象】（見直し方針から抜粋）

見直し対象は、本市が交付するすべての補助金等とするが、特に見直しの必要性が高いと思われる次の4項目に該当する補助金等については、重点的に見直しを行うものとする。

- (1) 補助事業開始から10年以上経過するもの。
- (2) 補助金等の額が、事業費の10%未満のもの、または1/2を超えるもの。
- (3) 補助金等の額または補助割合が、3年以上変更のないもの。
- (4) 補助金等の交付団体の、直近2か年の決算における繰越金の額が、補助金等の額を超えるもの。

【基本的見直し基準（形式的基準）】（見直し方針から抜粋）

	類型	見直し方針
(1)	10年以前から補助しているもの	①廃止または3年内の終期設定
		②困難な場合は、補助対象経費を見直し、減額
(2)	補助金等の額が事業費の10%未満であるもの	・廃止
	補助金等の額が事業費の1/2を超えるもの	・補助率の引き下げ
(3)	3年以上補助金等の額（補助割合）を見直していないもの	・補助対象経費を見直し、減額（状況に応じ、3年以内で段階的減額も可能）
(4)	直近2年の決算における繰越金の額が補助金等の額を超えるもの	・特別な繰越要因がない限り、減額または補助停止

【性質に応じた見直し基準（実質的基準）】（見直し方針から抜粋）

類型	見直し方針
(1) 団体育成・運営支援型補助金等	<p>①自立が見込まれない、または事業効果が上がらないものについては、廃止する。</p> <p>②補助対象経費を見直し、減額するとともに、3年以内に「(2)事業支援型補助金等」へ移行する。</p>
(2) 事業支援型補助金等	・「形式的基準」に則り、必要な見直しを行う。
(3) 負担軽減型補助金等	・交付対象者を、真に負担軽減が必要な低所得者に限る。
(4) イベント開催補助金等	・イベントの必要性・目的を検証し、目的に沿った内容となるよう抜本的な見直しを行うとともに、企業等からの協賛金や受益者負担を検討することとし、補助金等の額が事業費の1／2を超えるものについては、補助率の引き下げを行う。
(5) 法令、協定等により負担割合等が定まっている補助金等	・事業の必要性、効果等の検証を行うとともに、補助割合等について関係機関と協議し、より適正な補助内容となるよう「形式的基準」に則り、必要な見直しを行う。
(6) 本来、市が行うべき事業に対する補助金等	・事業の必要性、効果等の検証を行うとともに、より適正な補助内容となるよう「形式的基準」に則り、必要な見直しを行う。

第3. 包括外部監査の結果（複数の補助金等に共通する事項）

1. 総括

各補助金等に係る監査結果について詳細は第4. 包括外部監査の結果（各補助金等）以下で記載しているが、各補助金等の監査結果を集約すると下記（1）のとおりとなる。

また、各補助金等に係る担当者への質問、関連書類の検討を通じて、複数の補助金等に共通する事項として以下の事項を（2）で記載している。

- ① 実績報告の正確性の検証体制
- ② 消費税等の仕入税額控除に係る取り扱いへの取組
- ③ 要綱の作成
- ④ KPIの設定を含む効果測定に関する取組

なお、上記のほか、第2. 高松市の補助金等の概要 2.（2）各年度で据え置かれている補助金等に記載のとおり、令和6年度の当初予算には少額の補助金等が一定数含まれている点について、監査結果⑤として記載している。

（1）各補助金等における指摘及び意見の集約

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
42	協働コミュニティ推進課	2	指摘	収支予算書に添付されている各経費に関する内訳項目の集計金額と収支予算書の経費の金額が異なっている箇所が複数ある。適正な補助金交付のためにも、双方の金額の整合性を確かめる体制を設ける必要がある。
42	協働コミュニティ推進課	2	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
43	協働コミュニティ推進課	2	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
43	協働コミュニティ推進課	2	意見	要綱が未整備であり、具体的な補助金に関する事項は一般社団法人高松市コミュニティ連合会が作成した収支予算書に基づいて交付している。 市・補助事業者の双方にとっての明確な条件の設定の観点から要綱を作成することが望ましい。
44	協働コミュニティ推進課	2	意見	収支予算書の経費の集計方法について明示するのが望ましい。

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
50	協働コミュニティ推進課	3	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
50	協働コミュニティ推進課	3	意見	担当課では毎年、各地域コミュニティ協議会の事務局員 150 名程度の社会保険料を再計算しているが、現状では再計算に多大な労力を要しており、効率化を図ることが望ましい。
51	協働コミュニティ推進課	3	意見	各地域コミュニティ協議会が作成しているコミュニティプランで定めた目標に対する達成状況について、効果検証を実施することが望ましい。
56	くらし安心安全課	4	意見	効果検証の成果指標として、補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。
60	地域共生社会推進課	5	意見	市の職員が交付先の高松市社会福祉協議会に関する毎年の検査において、補助対象経費に係る支出伝票、領収書や請求書等の根拠証憑を確認している。しかし、どの証憑を確認の対象とするかは、担当職員の判断に委ねられているため、一定の確認基準を設けることが望ましい。
64	地域共生社会推進課	6	指摘	実績報告書について、領収書等の確認を含め、各地区民生委員児童委員協議会に交付された活動事業交付金の使途に目的外支出がないことを確認できる手続を検討する必要がある。
67	長寿福祉課	7	指摘	令和 6 年度の実績報告書に添付の収支決算書が見込み数値のもので補助金額の確定の事務が完了している。収支決算書は確定の数値を確認し補助金の返還が必要ないかを確認すべきである。
68	長寿福祉課	7	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
68	長寿福祉課	7	意見	センターの財産状況等に鑑みて、補助金の有効活用を促すとともに、不必要的補助金

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
				額については減額を検討することが望ましい。
72	長寿福祉課	8	意見	実績報告書について、施設負担とのバランスに考慮しつつ内容確認を行う仕組みを整備することが望ましい。
72	長寿福祉課	8	意見	厚生労働省からの事務連絡対応において、予算編成の時期の関係などから高松市と香川県との対応が異なることとなった。今後は、県との情報共有を密に行い、県内の同様施設の対応を同時期に行うことが望ましい。
77	こども保育教育課	9	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
77	こども保育教育課	9	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
77	こども保育教育課	9	意見	夜間や休日保育等の多様な保育ニーズに対応するため、高松市すこやか認定保育所事業助成金及び高松すこやか認定保育所制度の認定基準の見直しについて検討することが望ましい。
78	こども保育教育課	9	意見	効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。
81	こども保育教育課	10	意見	効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。
85	保健医療政策課	11	意見	要綱が未整備であり、具体的な補助金に関する事項は内部資料に基づいて交付している。市・補助事業者双方にとっての明確

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
				な条件の設定の観点から要綱を作成することが望ましい。
85	保健医療政策課	11	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
86	保健医療政策課	11	意見	平成 30 年から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。
86	保健医療政策課	11	指摘	概算交付の通知文において必要書類の記載誤りがあった。通知文の文案についての起案段階において、文言の確認をより慎重にする必要がある。
86	保健医療政策課	11	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
87	保健医療政策課	11	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
87	保健医療政策課	11	意見	補助対象経費である事務費について、その内容を具体的に規定することが望ましい。
90	保健医療政策課	12	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
91	保健医療政策課	12	意見	平成 23 年から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。
91	保健医療政策課	12	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
				益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
91	保健医療政策課	12	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
92	保健医療政策課	12	意見	補助対象経費である「その他市長が休日・夜間救急歯科診療事業の実施に必要と認める経費」についてその内容を具体的に規定することが望ましい。
95	保健医療政策課	13	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
95	保健医療政策課	13	意見	平成 17 年から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。
96	保健医療政策課	13	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
96	保健医療政策課	13	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
96	保健医療政策課	13	意見	補助対象経費である「その他市長が病院群輪番制病院運営事業の実施に必要と認める経費」についてその内容を具体的に規定することが望ましい。
97	保健医療政策課	13	意見	効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。
106	産業振興課	15	意見	補助対象となる経費の内容について、各々の補助対象団体と、改めて補助対象経費に関する認識を共有することが望ましい。

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
107	産業振興課	15	意見	市は中小企業団体補助金に関する定期監査において、補助対象経費に係る出納簿及び契約書、納品書、請求書、領収書等を確認している。しかし、どの証憑を確認の対象とするかは、担当職員の判断に委ねられているため、一定の確認基準を設けることが望ましい。
107	産業振興課	15	意見	市は中小企業団体補助金に関する定期監査において、補助対象経費に係る出納簿及び契約書、納品書、請求書、領収書等への確認証跡を残すことが望ましい。
107	産業振興課	15	意見	活動計画等に基づく定量的・定性的指標により、補助金の効果を検証することが望ましい。
110	産業振興課	16	意見	補助対象事業の補助対象とする事業費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。
111	産業振興課	16	意見	補助金により取得した財産の処分について、補助対象先の取得財産等の管理状況等を確認することが望ましい。
111	産業振興課	16	意見	補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
111	産業振興課	16	指摘	補助事業採択時における収支予算書に記載の事業費の算定基礎となる工事費の妥当性について、証憑等を確認する必要がある。
112	産業振興課	16	意見	効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。
112	産業振興課	16	意見	交付先が暴力団員等でないことや暴力団員が含まれていないことを確認するために、暴力団排除条例への対応の検討が望まれる。

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
129	企業立地推進課	19	意見	指定企業が暴力団との関係を有している場合は、指定を取り消すことができるよう、例規整備を行うことが望ましい。
129	企業立地推進課	19	意見	効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。
135	農林水産課	21	意見	高松市補助金等交付規則の第7条第1項第1号にある「市長が認める軽微な変更」として取り扱っている変更があるものの、当該補助金に関する軽微な変更の内容を記載した規定等がないことから、一定の基準や指針を検討することが望ましい。
142	農林水産課	23	意見	補助対象経費である「その他食肉センターにおける畜解体に必要な経費」について、その費目や内容を具体的に規定することが望ましい。
142	農林水産課	23	意見	補助対象者は一部の業務を委託しているが、現状、市は委託契約書を確認していないため、委託契約書を入手して、委託内容の適切性を検討することが望ましい。
142	農林水産課	23	意見	平成24年度から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。
153	土地改良課	25	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
153	土地改良課	25	意見	補助金により取得した財産について、補助対象先の管理状況等を確認することが望ましい。
158	観光交流課	27	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
159	観光交流課	27	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
				の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
159	観光交流課	27	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
159	観光交流課	27	意見	補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。
163	観光交流課	28	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
163	観光交流課	28	意見	補助事業の変更時には、「変更の内容を確認することができる書類」として増減額が把握できる明細まで確認することが望ましい。
164	観光交流課	28	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
164	観光交流課	28	指摘	補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。
164	観光交流課	28	意見	補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。
167	文化芸術振興課	29	意見	補助対象経費、補助対象の範囲を要綱等に記載することが望ましい。
167	文化芸術振興課	29	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
				益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
170	交通政策課	30	指摘	交付決定通知において記載内容の誤りがあった。交付決定通知は公文書であることから、通知文の起案段階において文言の確認をより慎重に実施する必要がある。
170	交通政策課	30	意見	変更交付決定通知において記載内容が不明確なものがあった。変更交付決定通知は公文書であることから、文言の記載を明確にすることが望ましい。
170	交通政策課	30	意見	補助金交付先が補助対象事業を実施するため必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
171	交通政策課	30	意見	補助事業が当初から翌年度に跨ることが判明している場合、当初の交付申請から翌年度に跨る計画を提出させることが望ましい。
171	交通政策課	30	意見	補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。
174	交通政策課	31	意見	補助金交付先が補助対象事業を実施するため必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
174	交通政策課	31	意見	補助事業が当初の交付申請時から翌年度に跨ることから判明している場合、当初の交付申請から翌年度に跨る計画を提出することが望ましい。
175	交通政策課	31	意見	補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
175	交通政策課	31	意見	補助金交付申請に要綱上必要とされる設計図書が添付されておらず、要綱の妥当性も含めて交付申請書類の内容を再度検討することが望ましい。
178	交通政策課	32	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
178	交通政策課	32	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
181	交通政策課	33	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
185	交通政策課	34	意見	補助金上限額の設定や補助率の見直しを検討することが望ましい。
188	交通政策課	35	指摘	補助事業者に補助対象経費に係る仕入税額控除が発生する可能性が見込まれるもの、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
189	交通政策課	35	意見	平成 26 年から補助金の補助率が変更されていない。状況の変化に合わせて、補助率等の見直しの要否を検討することが望ましい。
189	交通政策課	35	意見	改善策実施後の補助金の効果について慎重に検証することが望ましい。
194	交通政策課	36	指摘	補助事業者に補助対象経費に係る仕入税額控除が発生する可能性が見込まれるもの、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
				る取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
194	交通政策課	36	意見	平成 26 年から補助金の補助率が変更されていない。状況の変化に合わせて、補助率等の見直しの要否を検討することが望ましい。
195	交通政策課	36	意見	効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。
204	学校教育課	39	意見	所得要件の審査において、課税台帳とのシステム連携により、世帯員の所得額が自動入力されるようにすることが望ましい。 システム連携にかかる費用が高額で困難な場合、所得額の手入力と確認について、担当者の名前や実施日等を記載したチェックリストを作成・保存する等して、証跡を残すことが望ましい。
204	学校教育課	39	意見	所得要件の審査において、所得額だけでなく、資産状況についても確認することが望ましい。
205	学校教育課	39	意見	学業要件が長期間、評定平均値 3.5 に据え置かれており、当該数値の妥当性の検証をすることが望ましい。 また、定期的な検証・見直しを行う仕組みを整備することが望ましい。
209	保健体育課	40	指摘	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。
209	保健体育課	40	指摘	実績報告書に添付されている先方が作成し

頁	所管課	No.	区分	指摘及び意見
				た内訳書の正確性について、決算書等との整合性の確認を実施する必要がある。
209	保健体育課	40	指摘	実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。
214	総務調査課	41	意見	クレジットカードや電子マネー、QRコードでの決済時に付与されるポイント等の取り扱いについて、政務活動費の使途基準運用指針に記載することが望ましい。

(2) 複数の補助金等に共通する事項

①実績報告書の検証体制について

高松市補助金等交付規則においても、実績報告書について確認することが明記されている。現状、全く何もしていないケースはなかったが、先方が作成した集計表との照合で終わっていたり、他自治体の監査結果に依拠したりしているケースがあった。ただし、集計表自体は作成を誤っているリスクは否定できない。また、他の自治体による監査への依拠についても、どのような監査の手続を実施しているのかまでは確認できておらず、結果として高松市の「補助事業等の実施に要した経費を支払ったことを確認することのできる書類」を確認するという趣旨に対応した手続と結果なのかを確認できていない、若しくはできないという認識である。そうであれば、集計表で報告された金額が補助金対象経費の支出の範囲内であるか、報告されている金額が正しく集計されているなどを検査等により確かめることが必要と思われる。上記のような状況についてヒアリングした結果、補助金事務について高松市補助金等交付規則や要綱で記載されている必要な手続等を理解していないケース、これまでの前任者が実施していた手続を踏襲しているケースのほか、必要な手続と認識はしているものの、そもそも対象となる経費支出が单一でなく多岐にわたる場合が多く、決算期間中では対応不能であると判断されているケースがあった。

【意見】

補助金を担当する市職員が、補助金等に係る財務事務について、高松市補助金等交付規則や高松市補助金等交付システム見直し基準等に記載されている内容を理解できる環境を整備することが望ましい。

高松市補助金等交付規則では第8条第1項第3号において、「補助事業等の実施に要した経費を支払ったことを確認することのできる書類」の提出を補助事業者に補助事業等実績報告書に添付して提出することを記載している。また、第12条第1項において「必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる」旨、同条第2項において「市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない」旨、記載されている。これらは補助金等の対象となる支出の報告が漏れなく、重複なく、正しく実施されているか及び補助金の交付対象以外の支出が報告実績に含まれていないかを確認する重要な財務事務として記載されている。他自治体における不正受給の事例等でも報告と実際支出の乖離は見られるところである。あるいは、特に、補助金の対象となる経費が多岐にわたる場合、実績を報告する補助事業者においても実績報告書を作成することには一定の作業が必要となり、適切な報告をしようとする意思に関わらず、実績報告書に誤謬が含まれる可能性は否定できない。

なお、実績報告書の検証だけでなく、別の監査結果で触れている消費税等の仕入税額控除の論点や要綱等の作成の要否、高松市補助金等交付規則や高松市補助金等

交付システム見直し基準、要綱、要綱作成マニュアル等に記載されている補助金等に係る財務事務が適切に実施されない場合、不正受給が発見できなかつたり補助金の交付金額が誤つたりする可能性があることを十分に理解し、また、現在実施している財務事務が目的を十分に達成していることを市民に説明できる手続になってい るかの観点から、市職員が自律的に財務事務を見直せるために補助金等に係る財務事務の理解を深められる環境を整備することが望ましい。

具体的には、補助金担当者に対する研修の開催、補助金の見直しに際して各担当者が利用している全庁的な見直し基準のチェックリストのように、財務事務に関するチェックリストの作成と自主点検、点検結果のモニタリングや、過年度において利用されていた総務局の要綱作成マニュアル等をアップデートして各担当者に共有する等が考えられる。

【意見】

補助金を担当する市職員が、補助金等に係る財務事務を実行するにあたり、実行できる時間的猶予や工夫がされているかについて、各所管部署で検討されているかを確認することが望ましい。

ヒアリングの結果、補助金を担当する職員自身は補助金の実績報告書の検証の重要性を理解しているが、実務上、決算期間中におけるタイトなスケジュールの中で時間的にも作業量的にも実施が不可能であると判断されているケースもあった。補助金自体がいろいろな補助事業者やさまざまな経費を前提としているため、一律的に定めることは難しいと思われるが、各補助金等で求められる実績報告書の検証についての趣旨は同じであり、決算期間中と決算前の年度中に実施しておく手続を所管部署として検討することが望ましい。

②消費税等の仕入税額控除に係る取り扱いへの取組

補助事業者が課税業者である場合、補助金対象支出に含まれる消費税等分について仕入税額控除を利用すると、結果として補助金に対して少ない支出しか発生せず差額が補助事業者の経済的利益となり、補助金の趣旨からすると適切でない交付になる。

下記の例では、補助対象となる経費に係る支出が 110 ということで、110 の交付をしたもの、仕入税額控除後の補助事業者の補助対象となる経費に係る実質的な支出は 100 になり、10 が補助事業者の経済的利益になる。(注)

このような状況を回避するため、運用上は、仕入税額控除ができる事業者に対しては控除できる仕入税額控除額については返金してもらうか、そもそも資金繰り等に問題がない先であれば、消費税等を除く本体部分のみ補助金申請してもらい交付自体を消費税等抜きの金額で交付するなどの措置が必要となると考える。

(注) 実際には事業者により仕入税額控除できる金額は異なる。

【例】

交付額	交付対象経費に係る支出	仕入税額控除後								
	<p>当初</p> <table><tr><td>消費税等</td><td>10</td></tr><tr><td>本体価格</td><td>100</td></tr></table>	消費税等	10	本体価格	100	<p>当初支払った消費税等について 仕入税額控除で納付する消費税等 から10を控除できた場合</p> <p>⇒</p> <table><tr><td>消費税等</td><td>10</td></tr><tr><td>本体価格</td><td>100</td></tr></table>	消費税等	10	本体価格	100
消費税等	10									
本体価格	100									
消費税等	10									
本体価格	100									

補助金交付額110に対して、補助事業者は、当初、本体価格と消費税等を合わせて110支出している。

ただし、当初支出している消費税等について仕入税額控除により納付する消費税等から10を控除できた場合、

補助事業者は交付対象経費に係る支出しては100しか支払っていないことになる。

監査結果として記載している補助金について補助金担当者にヒアリングした結果、補助金と仕入税額控除に関する論点について、そもそも認識していないケースや認識しているものの、これまで要綱等がない又は要綱等に記載していないため、補助事業者へ説明できずに困っているケースが識別された。

なお、補助金対象支出に含まれる消費税等の仕入税額控除額について返還を検討するほか、各補助金により状況は異なるものの、交付、返還という手続には、補助事業者、市職員の工数がかかるため、当初の補助金の対象について消費税等を除く本体部分のみとする設計にすることも考慮すべきと思われる。

【指摘】

補助金担当者が補助金と仕入税額控除に係る論点に対応できるようスキルアップする機会が得られる環境を整備することが望ましい。ただし、実際の計算は補助事業者の課税状況に応じて場合分けされるなど専門的な知識を必要とするため、上記担当者のスキルアップのほか、各部署横断的に各補助金の設計段階あるいは補助事業者の申請の段階で、専門的視点からサポートできる体制を設けるべきである。

補助事業者において仕入税額控除により補助対象支出が減少する場合、補助金制度で意図していない経済的利益が補助事業者に生じる。このため、仕入税額控除による相殺額について確認できるよう、高松市補助金等交付規則や要綱等に明示することが大切である。また、新規の補助事業を行う時を含め、担当者側で上記の論点に対応できるスキルアップが促される取組が必要である。ただし、個々人のスキルアップに係る時間や費用は限られている点からすると、高松市として、上記問題に対応するためには、個々人の能力如何を問わず、各補助金担当者からの相談等に応じられる専門的視点を有するメンバーによるサポート体制など、個人的なつながりに頼らない仕組み、体制についても検討が必要と考える。

③要綱等の作成

高松市における補助金等の交付に関する基本的事項は、高松市補助金等交付規則で記載されており、補助金に係る財務事務についても高松市補助金等交付規則に準拠することになり、策定に工数のかかる要綱等は必ず必要というものではないと理解している。実際、市と密接な関連を持つ団体や長期的に交付している補助事業者への補助金を中心に要綱等は作成されていないケースが多かった。ただし、高松市補助金等交付規則自体は基本的事項を記載している点で、各補助事業等に係る個別具体的な取り扱いについては、国や県の要綱や、高松市が策定する要綱等に準拠することになる。この点、補助金等の交付対象とする経費の範囲や内容の詳細や、上記記載の実績報告書の検証で必要となる書類や検査、仕入税額控除の対応等については、高松市補助金等交付規則に記載されていないため、本来、各補助金において、要綱等を作成、した上で、要綱等を踏まえて申請意思のある申請者へ交付するのが望ましい。

監査結果として記載している意見や指摘については、高松市補助金等交付規則に定められており、あるいは要綱等が作成されていても監査結果となっているケースもあったが、財務事務について要綱等を作成していないため各補助金担当者の裁量、判断で実施しておらず、監査結果となっているケースが多い。一方で、今後改善していくにあたり、補助事業者への説明や交渉が必要になるが文書として提示できるものがないため説明に労力を要するというケースもあった。

【意見】

補助金等に係る財務事務について、高松市補助金等交付規則や準拠できる国や県の要綱等にも記載されていない各補助金の個別の財務事務については、高松市として要綱等を作成する要否について検討することが望ましい。

高松市における補助金制度の根本規則は高松市補助金等交付規則であるため、基本的には、高松市補助金等交付規則に準拠することになるし、個別の要綱等の策定に工数がかかることを考慮すれば、高松市補助金等交付規則に準拠して十分な財務事務が実施できるなら、要綱等の作成は不要と考える。また、新たに対応が必要な事項について高松市補助金等交付規則のそのものの見直し等で対応できれば問題ないと考える。ただし、実際には根本規則として各補助金で必要となる個別の財務事務について個別にかつ詳細に記載ができる事項とできない事項があると思われる。このため、各補助金に個別的に必要な財務事務について、高松市補助金等交付規則のほか、準拠できる国や県の要綱等、根拠となる法律や法令においても定められていない場合、補助事業者、あるいは市側の補助金担当者の判断や裁量に任せることなく、必要な手続を漏れなく実施することができるようするためにも、あるいは、補助事業者への説明の際に、不必要的調整工数を削減するためにも、要綱等の作成と補助事業者への確認の要否を検討することが望ましい。

なお、高松市においては、これまでの知見に基づき、人事課行政改革推進室が検討すべき論点を記載した要綱作成マニュアルを作成している。当該要綱作成マニュアルについても新しい論点があれば適時の見直しが必要であると思われるが、各所管部署での要綱等の作成にあたっては、補助金等に係る財務事務の論点に漏れがないように当該マニュアルを活用することが望まれる。

④KPI設定等による補助金の効果、評価

補助金担当者にヒアリングした結果、補助金の支出による効果を評価していないケースや効果を評価しているもののKPIの設定が適切でないケースやKPIを設定していないケースがあった。これらの指摘は、補助金の執行における透明性・説明責任の確保並びに政策効果の最大化に向けた改善の可能性を示していると思われる。

この点についてはヒアリングした各補助金担当者も理解していた。ただ、実際に評価を実施していないケースとしては、補助金事業の内容を踏まえると直ちに廃止することは適切でないサービスを提供していると考えられていたり、これまでの交付実績からあえて効果検証をする必要ないと判断していたりするケースがあった。また、KPIの設定が適切でないケースとしては、目的や意義を設けて補助金を交付しているが、全て同じKPIを設定しているため特定の目的や意義で交付した補助金の効果を評価できないケースなどがあった。あるいは、指標の説明自体は合理性があると思うものの、計算方法と算定された指標が目的の効果を表現しているか違和感のあるケースがあった。

上記については、補助金の効果の評価の観点で記載しているが、適切なKPIの設定については、近年国や自治体で推進されているEBPM（Evidence-Based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案）を考える上でも大切な視点となる。

【意見】

現状における補助金の効果の評価のためにも適切なKPIの設定が望ましいが、さらに、重要な政策意思決定の質を高め、市民への説明責任と透明性を確保し、限られた財源で最大の政策効果を追求するというEBPMの趣旨を踏まえて、政策的に重要な補助事業については、EBPMにつながるより適切なKPIの設定と効果検証を進めることが望ましい。

従来のKPIのモニタリングによる効果評価の特徴として、適切に設定されたKPIは活動量や実施状況に係る指標であり、モニタリングも現状維持が前提の達成度の分析・評価自体が目的化した一時点の分析・評価にとどまるため、環境変化が早く、社会課題が複雑さや困難さの度合いが増し、先を見通しにくい状況では、社会課題の解決に結び付きにくく、政策の見直し、改善に活かされないなどが挙げられている。一方、EBPMは科学的根拠に基づいて政策の効果を検証し決定する意思決定プロセスであり、KPIは政策目的から政策手段までのつながりを論理的に検討した上で、政策目標（成果目標）として設定することになる。このため、EBPMにおけるKPIは政策目的達成度の検証や政策手段の有効性の仮説を検証するためのエビデンスとしても機能すると言われている。具体的には、以下の検討が必要になると思われる。

- ・政策目標（成果目標）の明確化
 - ✓ 補助金の目的を「何を達成するためのものか」という観点で整理して、成果目標（アウトカム指標）を設定する。
- ・活動目標の設定
 - ✓ 政策目標を達成するために必要な活動を明確化し、アウトプット指標を設定する。
- ・ロジックモデル（政策目的と政策手段のつながり）の活用
 - ✓ 政策目的→活動→成果→社会効果の因果関係を整理し、KPIを配置
- ・効果検証の仕組み構築
 - ✓ KPIの定期的モニタリングとデータに基づく改善サイクルの導入。

なお、高松市においてもすでにEBPMによる政策決定への取組はしている。デジタル関連施策の推進のための基本理念や指針を示しているスマートシティ推進ビジョン（2025～2031）の前身にあたるスマートシティ推進プラン（2022～2024）において、デジタルデータを活用したEBPMへの取組について触れており、また、高松市の第7次総合計画を構成するまちづくりプランにおいても、EBPMによる政策決定を推進し、透明性のある行政を行う旨が記載されている。

ただし、EBPMの導入は、ロジックやデータ収集、分析に一定のコストを要する。このため、高松市としても重要な政策から順次導入、運用していく方針である。したがって、補助金等の効果評価についても直ちに一律適用することは現実的ではないものの、既存の補助金も含め、今後、重要な政策に係る補助金については、順次、EBPMを活用した透明性や説明責任の向上が期待される。

⑤少額の補助金等について

第2. 高松市の補助金等の概要 2. (2) 各年度で据え置かれている補助金等に記載のとおり、令和6年度の当初予算中には以下の少額の補助金等が含まれている。

(単位:千円)

当初予算額	件数	金額
100千円以下	39	2,441
100千円超300千円以下	50	10,190
300千円超500千円以下	33	13,249
合計	122	25,880

【意見】

少額の補助金等について、既存の補助金等を見直すとともに、今後新規の補助金等を検討する場合は、少額の補助金等について、その必要性、効果、効率性等に基づいて慎重に検討することが望ましい。

補助金等は、少額とはいえ、受け取る側の個人や団体にとっては必要な金額である可能性は否定できない。ただし、一定以上の団体等への少額の補助金等の交付については、自助努力での吸収可能性を含め、その効果や必要性の観点で見直し基準に照らして検討することが望ましい。

また、補助金等について、市職員は申請の受付、審査、実施報告の確認、効果の検証等、直接作業に一定の工数を必要とし、あるいは、直接作業時間以外にも、調査、調整等の間接時間もかかると考えられる。少額の補助金等の交付による効果等に対して、それだけの工数をかけることについて市職員の働き方や効率性の観点からも検討が必要と思われる。

既存のものについての見直しや一定額以下の少額の補助金等については基本的に新規には設けない等、慎重な対応が望ましいと考える。

第4. 包括外部監査の結果（各補助金等）

1. 総務局

(1) 人事課

①高松市職員共済会交付金

ア. 補助金等の概要

No.	1		
補助金等名称	高松市職員共済会交付金		
所管部課名	人事課		
補助金等の目的	職員とその親族の互助、福祉の増進、元気回復、職員相互の親睦融和等を図ることを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	本市の互助組織である高松市職員共済会に対し、職員の保健及び元気回復その他厚生に関する計画実施のために必要な経費などを予算の範囲内において交付する。主な対象事業としては、給付事業、自己研鑽奨励事業、レクリエーション事業等。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度		事業終了年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市職員厚生管理規則		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	高松市職員共済会		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	約 50%		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
R4 年度	1	24,077	1	16,833
R5 年度	1	23,825	1	19,304
R6 年度	1	25,784	1	20,814
効果検証の実施状況	ア. <input type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値			
	<input type="checkbox"/> R4	<input type="checkbox"/> R5	<input type="checkbox"/> R6	
実績値				
目標値				
達成度				
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ())			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			

なお、上記の回答については担当課から提出のとおり記載している。以下同様。

イ. 補助事業等の概要

高松市職員とその親族の互助、福祉の増進、元気回復、職員相互の親睦融和等を図ることを目的とするものである。

本市の互助組織である高松市職員共済会に対し、職員の保健及び元気回復その他厚生に関する計画実施のために必要な経費などを予算の範囲内において交付するものである。なお、詳細は下表のとおりである。

補助対象経費としては、給付事業、自己研鑽奨励事業、その他福利厚生事業であり、高松市の職員の福利厚生に資する費用として、本来市が担うべき職員への福利厚生の一部を高松市職員共済会が担っている。

補助対象経費の合計額が予算の金額を上回らないものとする。

交付の目的	職員とその親族の互助、福祉の増進、元気回復、職員相互の親睦融和等を図ることを目的とする。
補助対象者	高松市職員共済会
補助対象事業	(1) 共済給付事業 (2) 自己研鑽奨励事業 (3) その他福利厚生事業
補助対象経費	上記補助対象事業に係る経費
交付算定方法	・下記で計算される職員からの年間掛金総額と同額が申請・交付され、実績額に合わせて年度末に精算されている。 ・職員からの掛金については、「高松市職員共済会規約」第4章掛金第35条において、「会員は、入会の日の属する月から退会の日の属する月まで、毎月掛金600円を給料の支給日に納めなければならない」と定められており、職員からの年間掛金総額は600円×職員の人数×12か月で計算されている。
補助金の額	補助対象経費の合計額が予算額を超えない範囲

2. 市民局

(1) 協働コミュニティ推進課

①一般社団法人高松市コミュニティ連合会運営活動事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	2			
補助金等名称	一般社団法人高松市コミュニティ連合会運営活動事業補助金			
所管部課名	協働コミュニティ推進課			
補助金等の目的	自治会活動及び地域コミュニティ活動の推進等、地域まちづくり活動の活性化を図る。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	一般社団法人高松市コミュニティ連合会に対し、運営費を補助するもの。			
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)			
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	無し	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	無し			
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()			
交付先	一般社団法人高松市コミュニティ連合会			
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外			
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()			
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。			
補助率	100%			
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見 直し対象の有無及 び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()			
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100 %			
予算・実績	予算		実績	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
R4 年度	1	24,060	1	24,060
R5 年度	1	24,306	1	24,306
R6 年度	1	26,193	1	26,193

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値 (参加者の研修等への5段階評価による満足度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>—</td><td>—</td><td>4.18</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>4.10</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>—</td><td>—</td><td>102%</td></tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	—	—	4.18	目標値	—	—	4.10	達成度	—	—	102%
	R4	R5	R6																	
実績値	—	—	4.18																	
目標値	—	—	4.10																	
達成度	—	—	102%																	
<p>□あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																				
暴力団排除条例への対応	<p>□要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p>□要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p>□要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達方法	<p>□要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			

イ. 補助事業等の概要

高松市と地域コミュニティ協議会の中間支援組織である一般社団法人高松市コミュニティ連合会に対し、運営費として交付することにより、自治会活動及び地域コミュニティ活動の推進等、地域まちづくり活動の活性化を図ることを目的とするものである。

一般社団法人高松市コミュニティ連合会の主な活動内容としては、高松市に存在する地域コミュニティ協議会（現在 44 協議会存在する）の活動及び運営に関する支援、自治会の活動支援、情報収集・情報発信、コミュニティセンター委託契約の事務委任及び地域コミュニティ協議会職員の実務支援等である。

補助対象経費としては、上記運営に必要な人件費が補助金の約 8 割を占めている。他は事業活動費等運営に必要な経費で構成されており、慶弔費や旅費の一部、記念品等については対象外とされている。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

収支予算書に添付されている各経費に関する内訳項目の集計金額と収支予算書の経費の金額が異なっている箇所が複数ある。適正な補助金交付のためにも、双方の金額の整合性を確かめる体制を設ける必要がある。

担当課が補助金の予算資料となる収支予算書の内容について審査し、補助事業者に補助金を交付することとなっている。

しかし、収支予算書に添付されている各経費に関する内訳項目の集計金額と収支予算書の経費の金額が異なっており、収支予算書の金額に誤りがある場合、適正な補助金交付ができていない恐れがある。

担当者への質問によれば、原因は補助事業者が収支予算書を作成する際の入力ミスであるとのことである。

しかし、担当課において収支報告書の金額の適正性については確認し、誤りがあれば補助事業者へ確認のうえ修正を依頼するべきである。

市は収支予算書ベースで補助金を交付していることから、収支予算書の金額に誤りがあれば、財政的な不適正支出、行政の信頼性の低下に繋がる恐れがある。

よって、収支予算書に添付されている各経費に関する内訳項目の集計金額と収支予算書の経費の金額の整合性を確認する体制を設ける必要がある。

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

担当課への質問によれば、重要な財産に該当する資産を購入することは想定されていないとしていたが、制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

要綱を作成する場合は当該要綱に又はそもそも高松市補助金等交付規則に、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

担当課では一般社団法人高松市コミュニティ連合会からの実績報告書、財務諸表の内容について確認が行われているが、賃金台帳や領収書等の確認までは行われておらず、架空の経費に補助金を交付してしまう恐れがある。

監事監査では会計帳簿の各項目の適正性について報告を受けているが、担当課において自ら補助対象経費の支出内容について確認は行われていないため、監事監査の結果報告のみでは十分とは言えない。

よって、補助対象経費に関する証憑書類まで直接確認する必要がある。

【意見】

要綱が未整備であり、具体的な補助金に関する事項は一般社団法人高松市コミュニティ連合会が作成した収支予算書に基づいて交付している。

市・補助事業者の双方にとっての明確な条件の設定の観点から要綱を作成することが望ましい。

一般社団法人高松市コミュニティ連合会運営活動事業補助金は、要綱を作成しておらず、一般社団法人高松市コミュニティ連合会が作成した収支予算書に基づいて補助金を交付している。

担当課への質問によれば、補助事業者である一般社団法人高松市コミュニティ連合会が作成した収支予算書の各経費項目の内容について審査し、収支予算書に記載の補助金の額について交付しているとのことである。

ただし、補助対象経費として認められるか否かの審査の際には要綱はなく、担当者の判断によるものとしている。担当課内での共通認識では補助対象経費の範囲は決まっているものの、要綱がないため判断が曖昧になる恐れがあり補助事業者も要綱のないまま補助金の交付決定を受けることから、補助金に関するルールが双方に不明確なまとなる。

例えば、補助事業者が補助対象経費として認められるか否かの判断が困難な経費を補助対象経費として申請してきた場合に、判断が画一的にならず、認めるべきではない経費を補助対象とする恐れがある。

要綱があれば補助事業者も補助対象経費として計上できる項目が明確となり、担当課での判断基準も明確になることから、不要な補助金の交付を避けられることとなる。

よって、市・補助事業者の双方にとって明確なルールを設けることにより、効果的かつ効率的な補助金の決定ができるよう要綱を作成することが望ましい。

【意見】

収支予算書の経費の集計方法について明示するのが望ましい。

収支予算書に添付されている各経費に関する詳細な内訳項目を集計すると収支予算書の経費と一致しない。

原因は収支予算書の経費は収支予算書に添付されている各経費に関する詳細な内訳項目の金額ごとに千円未満を切り上げで集計されているためである。

経費の内訳項目の金額の合算した金額と収支予算書の金額に相違があり、収支予算書の経費が不適切であるように見えるため、収支予算書に経費項目の集計については、各経費に関する詳細な内訳項目の金額ごとに千円未満を切り上げで集計している旨を明示することが望ましい。

②地域まちづくり交付金

ア. 補助金等の概要

No.	3		
補助金等名称	地域まちづくり交付金		
所管部課名	協働コミュニティ推進課		
補助金等の目的	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	地域コミュニティ協議会に対し、事務局を運営するために必要な職員の人事費及び協議会が実施する事業に係る費用の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	無し
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市地域まちづくり交付金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	地域コミュニティ協議会 (44 地域)		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	100%		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見 直し対象の有無及 び見直し内容	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 (地域コミュニティ協議会がコミュニティセンターを拠点としてまちづくりを進めるために必要な事務局職員の人事費についても、補助対象とするよう見直した。) ※ 上記事務局職員の人事費を補助対象としたことで、令和 6 年度の予算と実績は増加している。		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 0.7% その他 16.8% 一般財源：82.5%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
R4 年度	1	291,345	1
R5 年度	1	291,345	1
R6 年度	1	759,593	1
			285,085
			289,256
			743,758

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値 (コミュニティプラン見直し率)</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>84.1%</td><td>86.4%</td><td>88.6%</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>84.1%</td><td>86.4%</td><td>88.6%</td></tr> </tbody> </table>		R 4	R 5	R 6	実績値	84.1%	86.4%	88.6%	目標値	100%	100%	100%	達成度	84.1%	86.4%
	R 4	R 5	R 6													
実績値	84.1%	86.4%	88.6%													
目標値	100%	100%	100%													
達成度	84.1%	86.4%	88.6%													
成果指標 (KPI) が同一の補助金等の有無	<p><input type="checkbox"/>あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>															
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															

イ. 補助事業等の概要

自主的・自立的に地域のまちづくりに取り組む地域コミュニティ協議会に対して、「地域まちづくり交付金」を交付することにより、地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、もって住民自治及び市民と行政との協働による地域自らのまちづくりの推進に資することを目的とするものである。

地域コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)とは、市民が地域の個性を生かし、自主的・自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体等を構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織である。

また、高松市には、市内全域に44の協議会があり、コミュニティセンターを活動拠点として、その地域に住む住民やその地域で活動する団体等が話し合って、地域をより良くしようとまちづくりに取り組んでいる。

交付対象経費と交付金の額については、要綱で以下のとおり定められている。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、協議会の事務局を運営するための入件費等の経費（以下「事務局入件費」という。）のほか、協議会が対象事業の実施に要する経費及び対象事業の実施のために必要となる協議会の事務に要する経費（以下「まちづくり活動費」という。）とし、経費の区分ごとに別表第1に定めるところによる。

(交付金の額等)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の実支出額（次項の規定により加算金を加えて交付金を交付するときは、交付対象経費の実支出額から当該加算金に相当する額を減じた額）の合計額とし、別表第2に規定する費用区分ごとに算定した額の合計額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

- 2 対象事業が別表第3に規定する事業（以下「加算事業」という。）に該当する場合は、交付金の額に、加算事業に係る交付対象経費の実支出額の合計額（10万円を限度とする。以下「加算金」という。）を加えることができる。ただし、同一の加算事業においては、交付金の額に加算金を加えることができるのは、3回を限度とする。
- 3 別表第2に掲げる費用区分のうち、事務局入件費からまちづくり活動費へ経費を流用することはできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 別表第2に掲げる費用区分のうち、まちづくり活動費から事務局入件費へ経費を流用することができるものとし、当該流用することができる額は同表に規定するまちづくり活動費の限度額に10分の2を乗じて得た額の範囲内の額とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

別表第1（第4条関係）

(交付対象経費)

経費の区分	事務局人件費	まちづくり活動費
報酬等 社会保険料	協議会の事務局長その他の当該 協議会の事務を処理する職員に 係る経費	対象外
旅費	協議会の事務局長その他の当該 協議会の事務を処理する職員に 係る経費	左記に掲げるものを除く対象事 業の実施及び協議会の事務に要 する経費（協議会の規定に基づく ものに限る。）
報償費		対象経費の実施及び協議会の事 務に要する経費
費用弁償		
消耗品費		
食糧費		対象事業の実施及び協議会の事 務に要する経費（懇談会等におけ る飲食代を除く。）
印刷製本費	対象外	
燃料費		
光熱水費		
修繕費		
通信運搬費		
保険料		
手数料		
委託料	協議会の事務局長その他の当該 協議会の事務を処理する職員に 係る健康診断料	対象事業の実施及び協議会の事 務に要する経費（専門的な技術等 を要するものに限る。）
使用料及び賃借料	対象外	対象経費の実施及び協議会の事 務に要する経費
原材料費		
備品購入費		
その他	市長が特に必要と認めるもの	

備考

- 「報酬等」とは、給料、役付手当、通勤手当及び時間外勤務手当をいう。
- 「社会保険料」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用
保険料、労災保険料、一般拠出金及び高松市中小企業労働者福祉共済掛金をいう。
- 「健康診断料」とは、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定による健康診断に要する
経費をいう。

別表第2（第5条関係）

（交付金の限度額）

費用区分	限度額の算定方法
事務局人件費	協議会が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理している高松市コミュニティセンターの数等に応じて市長が別に定める額
まちづくり活動費	次の各号に掲げる額の合計額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 均等割 まちづくり活動費予算額に100分の30を乗じて得た額を協議会の数で除して得た額（1円未満切捨て） (2) 人口割 まちづくり活動費予算額に100分の37を乗じて得た額に、当該協議会の圏域人口を乗じ、本市の総人口で除して得た額（1円未満切捨て） (3) 高齢者割 まちづくり活動費予算額に100分の30を乗じて得た額に、当該協議会の圏域高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額（1円未満切捨て） (4) 面積割 まちづくり活動費予算額に100分の3を乗じて得た額に、当該協議会の圏域面積を乗じ、本市の総面積で除して得た額（1円未満切捨て）

備考

- 1 「まちづくり活動費予算額」とは、当該年度の交付金に係る予算額のうち、まちづくり活動費に係るものという。
- 2 圏域人口、本市の総人口、圏域高齢者人口及び本市の高齢者人口は、第6条の規定による交付の申請の日の属する年度の前年度の1月1日を基準日として算出するものとする。
- 3 備考2の人口は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者の数により算出するものとする。この場合において、65歳以上の者を高齢者とする。
- 4 面積は、別に定めるところによる。

別表第3（第5条関係）

（加算事業）

加算事業の種類	加算事業の要件
デジタル活用事業	地域での情報格差の解消、地域住民の利便性向上又は新たな地域活動の創造のために、情報通信技術を活用して、協議会が抱える課題を解決するための事業であると市長が認めること。
組織強化事業	高松市自治基本条例（平成21年条例第51号）第24条に規定する市民活動団体又は協議会の圏域内で活動する企業等（当該協議会の構成団体である場合を除く。）と、企画及び立案から協働で実施する事業であると市長が認めること。

（出典：高松市地域まちづくり交付金交付要綱）

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

担当課への質問によれば、人件費や活動費を対象経費としており、重要な財産に該当する資産を購入することは想定されていないとしていたが、制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

よって、要綱において、財産の処分に関する規定を設けることが必要である。

【意見】

担当課では毎年、各地域コミュニティ協議会の事務局員150名程度の社会保険料を再計算しているが、現状では再計算に多大な労力を要しており、効率化を図ることが望ましい。

担当課への質問によれば、各協議会の事務局員の社会保険料について、賃金台帳等をもとに担当課の職員が再計算を行い、誤りがあれば各協議会に訂正を依頼している。社会保険料の計算は複雑で間違いやすいため、担当課で再計算していることであるが、その結果、休日出勤や定時外の作業が増加しているとのことである。このような現状から、担当課における社会保険料の再計算の実態を把握し、より効率的な方法について検討することが望ましい。

【意見】

各地域コミュニティ協議会が作成しているコミュニティプランで定めた目標に対する達成状況について、効果検証を実施することが望ましい。

担当課への質問によれば、地域コミュニティ協議会ごとに、まちづくりの指針や計画を記載した「コミュニティプラン」があり、担当課では毎年その内容を確認している。しかし、担当課では、コミュニティプランの目標達成状況を評価し、その効果検証については実施できていない。

各地域コミュニティ協議会の課題は異なるため、目標を画一的に設定することは困難であるが、可能であれば「イベントの実施回数」や「自治会への入会率」等の定量的な目標を設定し、その達成度合いを評価することで、住民が活動の成果を実感しやすくなる。また、住民の参加意欲の向上や、目標達成の好事例の共有等、地域全体へ好影響を与えることが期待できるため、目標に対する達成状況について、効果検証を実施することが望ましい。

(2) くらし安全安心課

①防犯灯設置・維持管理補助金

ア. 補助金等の概要

No.	4		
補助金等名称	防犯灯設置・維持管理補助金		
所管部課名	くらし安全安心課		
補助金等の目的	防犯灯の設置・維持管理に要する経費を補助することで、夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図ることを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会防犯灯の工事費（新設、切替、移設、補修、廃止） ・自治会防犯灯の電気料金 ・自治会防犯灯の施設賠償責任保険料 		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	昭和 49 年度	事業終了年度	なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市防犯灯新設等助成金交付規程 ・高松市防犯灯新設等助成金交付事務取扱要綱 ・高松市防犯灯新設等助成金交付基準 ・高松市防犯灯設置基準 ・高松市防犯灯施設賠償責任保険加入補助金交付要綱 		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	一般社団法人高松市コミュニティ連合会		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。</p>		
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会防犯灯の工事費（切替、移設、補修、廃止）、電気料金、施設賠償責任保険料…全額 ・自治会防犯灯の工事費（新設）…自治会負担 20 千円を除いた額 		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見 直し対象の有無及 び見直し内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>(R6、R7…材料費、人件費の上昇による工事費の見直し R7…自治会負担の見直し (※)</p>		

	※H25～R1に集中的にLED化した防犯灯の更新時期が、今後到来することを踏まえ、更新の費用負担（6千円）を廃止した。また、既存の防犯灯の適正配置を促進するため、移設の費用負担（6千円）を廃止とともに、新設については、工事費の2分の1相当額の費用負担（R7は20千円）を設けた。連合自治会未加入の自治会においては、一定の要件を満たした場合、電気料金の助成を開始した。）																
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%																
補助金等交付 予算・実績	予算		実績														
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）													
R4年度	1	70,590	1	67,509													
R5年度	1	73,664	1	68,538													
R6年度	1	74,180	1	72,787													
効果検証の実施状況	ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値 総防犯灯数																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>29,881灯</td><td>30,077灯</td><td>30,191灯</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>27,188灯</td><td>27,188灯</td><td>30,000灯</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>109.9%</td><td>110.6%</td><td>100.6%</td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値	29,881灯	30,077灯	30,191灯	目標値	27,188灯	27,188灯	30,000灯	達成度	109.9%	110.6%	100.6%
	R4	R5	R6														
実績値	29,881灯	30,077灯	30,191灯														
目標値	27,188灯	27,188灯	30,000灯														
達成度	109.9%	110.6%	100.6%														
成果指標（KPI） が同一の補助金等の有無	<input type="checkbox"/> あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()																
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()																
補助事業者からの確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																

補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------------	--

イ. 補助事業等の概要

夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図ることを目的とし、連合自治会に加入をしている自治会及びその他の自治会が、防犯灯の新設、切替、移設、補修若しくは廃止の工事又は当該防犯灯の維持管理を実施する場合に必要となる経費の全部又は一部について高松市が防犯灯設置・維持管理補助金を交付している。

補助対象となる工事及び維持管理費、補助金の額については、高松市防犯灯新設等助成金交付基準（自治会等管理防犯灯）で以下のとおり定められている。

令和7年度高松市防犯新設等助成金交付基準（自治会等管理防犯灯）

区分 〔税込み工事費〕	助成基準	助成金額	
		加入自治会 （※1）	その他の 自治会
新設工事 〔41,525円〕	発光ダイオード防犯灯（※2）を既存の電柱等に添架するもの。※工事費の2分の1相当額（自治会負担は5千円単位。端数は市が負担）	工事費から自治会負担分20,000円を除いた額	なし（0円） ※全額自己負担
移設工事 〔35,035円〕 (※3) (※4)	既設の発光ダイオード防犯灯（※2）を次のいずれかにより移設するもの。 ①電柱等が建替え・抜柱等となる ②軒先が家屋解体等で使用不可能となる ③周辺30m以内に他の防犯灯に類する照明が設置されている ④その他、市長が適当と認めるもの	工事費の全額	なし（0円） ※全額自己負担
補修工事 〔33,825円〕 (※3)	既設の発光ダイオード防犯灯（※2）を補修するもの。ただし、次のいずれかに該当する灯具は、防犯上及び道路形状等の理由からやむを得ず同じ場所で使用する場合に限る。	工事費の全額	なし（0円） ※全額自己負担

区分 〔税込み工事費〕	助成基準	助成金額	
		加入自治会 (※1)	その他の 自治会
	① 軒先に設置している ② 周辺 30m以内に他の防犯灯に 類する照明が設置されている (同じ場所に複数の防犯灯が設 置されているものを除く)		
廃止工事 [12,650 円]	発光ダイオード防犯灯 (※2) を次 のいずれかにより廃止するもの。 ①不点灯となり、又は灯具の耐用年 数を経過し、やむを得ず廃止する もの ②その他、市長が適当と認めるもの	工事費の全額	なし (0円) ※全額自己負担
電気料金	発光ダイオード防犯灯 (※2) の電 気料金	電気料金相当 額	電気料金相当額
	上記を除く防犯灯 (水銀灯等) の電 気料金	発光ダイオー ド防犯灯 (※2) の電気料金相当 額	なし (0円) ※全額自己負担

※1 連合自治会に加入中の自治会。

※2 四国電力(株)との契約種別が「公衆街路灯A」かつ区分・単位が「10ワットまで」の
もの。

※3 灯具を補修して移設する場合(移設補修工事)の工事費は 47,575 円(税込み)とする。

※4 移設先がNTT柱の場合は、工事費にNTT申請費 9,100 円(税別)を加算できる。

備考

- 上記工事等の実施にあたり発生する業務その他市長が必要と認めるものにおいては、市
長が必要と認める額を加算することができる。
- 女木地区、男木地区については、上記の工事等に係る交通費実費相当額を助成するこ
とができる。

工事費については、香川県電気工業組合高松支部が定めており、令和 6 年度
は新設工事 40,370 円、移設工事 33,880 円、補修(更新)工事 33,110 円であったが、
上表のように令和 7 年度は材料費及び人件費の上昇の影響もあり、各工事費が増額さ
れている。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

効果検証の成果指標として、補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

現状、補助金の成果指標として総防犯灯数が設定されている。夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図るという補助金の目的に対しては整合している成果指標であると考えられる。

しかし、担当課としては維持管理費を抑えること及び防犯灯の重複を避けるため、令和7年度に新設抑制と移設促進へと適正配置を促すことを目的とし、補助対象者の移設の負担額を6千円からなし（0円）へ、新設の負担額をなし（0円）から2万円へと見直し、この見直しにより、補助金の運用方針が防犯灯の「量の確保」から「質の向上」へと転換される見込みである。

よって、適正配置を促進する中で、真に必要な防犯灯の新設要望数に対する設置率等の成果指標を設定し、効果検証することが望ましい。

3. 健康福祉局

(1) 地域共生社会推進課

①高松市社会福祉協議会事業交付金

ア. 補助金等の概要

No.	5		
補助金等名称	高松市社会福祉協議会事業交付金		
所管部課名	地域共生社会推進課		
補助金等の目的	高松市社会福祉協議会の安定した活動基盤を維持することにより、本市の地域福祉の増進を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	社会的弱者への支援や地域福祉の充実等のための事業を実施する高松市社会福祉協議会の運営事業、会館等管理事業に対し補助するもの		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	不明(かなり前から継続して実施している事業であり、開始年度がすぐには判明しない。)	事業終了年度	終了年度は未定
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	地方自治法第232条の2、社会福祉法		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	定率補助を基本とし、別紙のとおり		

令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<p><input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>(令和 2 年度に補助金の支出方式の見直しを行い、令和 3 年度～6 年度までの 4 年間は、従来の赤字補填ではなく、総務・地域福祉部門の人物費等について、一定割合での補助を行う方式（定率補助）に変更した。また、7 年度以降の交付については、高松市社会福祉協議会の経営計画の進捗状況、6 年度の財政収支状況及び将来の経営見通しを踏まえた上で、長期的な視点での介護人材の確保策や経営改善策等を検討し、再度、見直しについて判断するものとした。なお、7 年度予算は、マイナスシーリング方針により、当該団体と協議の上、前述の方式により算出した経費の 95% に決定した。)</p>																							
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%																							
補助金等交付	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">予算</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4 年度</td> <td>1</td> <td>114,170</td> <td>1</td> <td>114,170</td> </tr> <tr> <td>R5 年度</td> <td>1</td> <td>114,982</td> <td>1</td> <td>114,982</td> </tr> <tr> <td>R6 年度</td> <td>1</td> <td>112,836</td> <td>1</td> <td>112,787</td> </tr> </tbody> </table>	予算		実績		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	R4 年度	1	114,170	1	114,170	R5 年度	1	114,982	1	114,982	R6 年度	1	112,836	1	112,787
予算		実績																						
件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																					
R4 年度	1	114,170	1	114,170																				
R5 年度	1	114,982	1	114,982																				
R6 年度	1	112,836	1	112,787																				
効果検証の実施状況	<p>ア. <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—							
	R4	R5	R6																					
実績値	—	—	—																					
目標値	—	—	—																					
達成度	—	—	—																					
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																							
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																							
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																							

補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

イ. 補助事業等の概要

高松市社会福祉協議会の安定した活動基盤を維持することにより、本市の地域福祉の増進を図ることを目的とするものである。

社会的弱者への支援や地域福祉の充実等のための事業を実施する高松市社会福祉協議会の運営事業、会館等管理事業に対し補助するものである。詳細は下表のとおりである。

（高松市社会福祉協議会事業交付金）

交付の目的	高松市社会福祉協議会の安定した活動基盤を維持することにより、本市の地域福祉の増進を図ること。
補助対象者	高松市社会福祉協議会
補助対象事業	(1) 高松市社会福祉協議会の運営事業 (2) 会館等管理事業
補助対象経費	次に掲げる経費のうち、市長が適当と認めるもの。 (1) 高松市社会福祉協議会の運営に係る運営事業費（人件費） (2) 本所、牟礼支所、香川支所、香南支所、国分寺支所に係る会館運営費 (3) 日常生活自立支援事業費 (4) 地区社協広報紙発行事業費
補助金の額	補助対象経費の合計額を超えない範囲で市長が定める額

下表のとおり、令和6年度では、運営事業費として94,832千円、会館等管理事業費として14,216千円、日常生活自立支援事業費として2,538千円、地区社協広報紙発行事業費として1,250千円が交付されている。

主たる金額である運営事業費は、高松市社会福祉協議会の運営に係る人件費であり、試算額は、前年度の実績額に当年度の人員の増減等を加味して算出されており、補助割合については、当該補助金に係る要綱等に記載はないが、高松市長も交えた政策会議により決定されている。

●令和6年度高松市社会福祉協議会交付金の積算資料

(単位:千円)

	職種	人数	試算額	補助割合	市補助金額	合計
人件費	正規職員	15名	96,213	70%	67,349	94,832
	市OB職員	7名	28,061	70%	19,643	
	本所事務職員	1名	2,800	100%	2,800	
	支所事務職員	6名	16,800	30%	5,040	
会館運営	場所		試算額	補助割合	市補助金額	合計
	本所		11,157	30%	3,348	14,216
	牟礼支所		1,652	50%	826	
	香川支所		7,568	50%	3,784	
	香南支所		6,539	50%	3,270	
	国分寺支所		5,975	50%	2,988	
事業費	事業		試算額	補助割合	市補助金額	合計
	日常生活自立支援事業（人件費5名）		19,885	5分の1人分 ×50%	2,538	3,788
	日常生活自立支援事業（事業費）		5,497	10%		
	地区社協広報紙発行事業		3,990	一定額	1,250	
市補助金額（合計）						112,836

ウ. 指摘及び意見

【意見】

市の職員が交付先の高松市社会福祉協議会に関する毎年の検査において、補助対象経費に係る支出伝票、領収書や請求書等の根拠証憑を確認している。しかし、どの証憑を確認の対象とするかは、担当職員の判断に委ねられているため、一定の確認基準を設けることが望ましい。

社会福祉協議会事業交付金については、市の担当職員による定期検査が実施され、補助対象経費に係る支出伝票、領収書や請求書等の根拠証憑を確認している。しかし、担当職員が異動等で交替した場合には、不慣れな担当者が検査を実施することになるため、確認の水準が変わってしまうことになる。交付金の対象となる支出については、対象となる勘定科目や支出を明確にした具体的な手続について文書化して引き継いでいくことが望ましい。

②地区民生委員児童委員協議会活動事業交付金

ア. 補助金等の概要

No.	6		
補助金等名称	地区民生委員児童委員協議会活動事業交付金		
所管部課名	地域共生社会推進課		
補助金等の目的	各地区民生委員児童委員協議会（各地区民児協）へ必要な活動費を補助することにより、各民生委員の資質向上を図り、地域活動を活発にし、独居老人の把握や見守り活動につなげることを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	各地区民児協定例会の開催経費、各地区民児協が行う研修開催経費、県・市主催の研修会参加費、各地区での老人給食会等の開催経費等を交付するもの		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	不明（かなり前から継続して実施している事業であり、開始年度がすぐには判明しない。）	事業終了年度	終了年度は未定
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	地方自治法第 232 条の 2		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	高松市民生委員児童委員連盟（連盟から各地区民生委員児童委員協議会に配分）		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	補助率についての定めは特にない。		
令和 6 年度及び令 和 7 年度補助金等 の見直し対象の有 無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100% (地方交付税措置あり)		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
R4年度	1	11,920	1	11,920																
R5年度	1	11,920	1	11,920																
R6年度	1	11,920	1	11,920																
効果検証の実施状況	ア. <input type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	R4	R5	R6																	
実績値	—	—	—																	
目標値	—	—	—																	
達成度	—	—	—																	
成果指標（KPI） が同一の補助金等 の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 																			
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()																			
補助事業者からの 確定消費税等の返 還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																			
補助金で購入した 重要な財産の処分 制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																			

イ. 補助事業等の概要

各地区民生委員児童委員協議会（各地区民児協）へ必要な活動費を補助することにより、各民生委員の資質向上を図り、地域活動を活発にし、独居老人の把握や見守り活動につなげることを目的としている。各地区民児協定例会の開催経費、各地区民児協が行う研修開催経費、県・市主催の研修会参加費、各地区での老人給食会等の開催経費等を交付するものである。

交付の目的	各地区民生委員児童委員協議会（各地区民児協）へ必要な活動費を補助することにより、各民生委員の資質向上を図り、地域活動を活発にし、独居老人の把握や見守り活動につなげることを目的とする。
補助対象者	各地区民生委員児童委員協議会（各地区民児協）
補助対象事業	(1) 各地区民児協定例会の開催 (2) 各地区民児協が行う研修開催 (3) 県・市主催の研修会 (4) 各地区での老人給食会など
補助対象経費	上記（1）から（4）に掲げる事業に係る経費 地方交付税算定額を参考に金額を決定しており、令和4年度から6年度の予算・実績額の内訳は下記のとおりである。 1. 地区民生委員児童委員協議会交付金 一人当たり 6,640 円 × 873 人 = 5,796,720 円 6,640 円内訳 ① 地区民生委員児童委員協議会開催経費 一月当たり 470 円 × 12 月 = 5,640 円 ② 市主催民生委員研修会参加費 一人当たり 500 円 × 年 1 回 = 500 円 ③ 県主催民生委員研修会参加費 一人当たり 500 円 × 年 1 回 = 500 円 2. 地区民生委員協議会活動費 ① 地区割：各地区民協で開催する研修開催経費 一地区当たり 28,500 円 × 43 地区 = 1,225,500 円 ② 人数割：各地区民協で行う老人給食会等の開催経費 一人当たり 5,610 円 × 873 人 = 4,897,530 円 ① + ② = 6,123,030 円 3. 1 + 2 = 11,919,750 円 交付の対象となる民生委員児童委員の定数は 873 人、対象となる地区数 43 地区、双方令和4～令和6年度の間で変わっておらず、金額は3年度を通して変わっていない。
補助金の額	地方交付税措置額を参考に市独自の算出方法により計算した金額

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

実績報告書について、領収書等の確認を含め、各地区民生委員児童委員協議会に交付された活動事業交付金の使途に目的外支出がないことを確認できる手続を検討する必要がある。

各地区民生委員児童委員協議会に対する当該交付金は、必要な活動費を補助することにより、各民生委員の資質向上を図り、地域活動を活発にし、独居老人の把握や見守り活動につなげることを目的として、高松市では定数に基づいて交付している。

高松市は各地区民生委員児童委員協議会における定例会等の開催回数や出席の有無、民生委員の充足率（委嘱者数÷定数）等について把握しており、また、実績報告は入手しているものの、交付された金額について交付目的との整合性を確認できる仕組みは十分には構築されていない。

しかしながら、公金の交付である以上、交付金が本来の目的に沿って適正に使用されているかについて、最低限の確認を行うことは不可欠である。特に、交付金の使途が適切に把握できる仕組みが整備されているか否かは、交付金の適正な執行管理の観点から重要である。

各地区民生委員児童委員協議会の負担増加を招かないことに留意しつつ、実績報告の内容確認の手続について整備し、継続的に運用する必要がある。

(2) 長寿福祉課

①公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金

ア. 補助金等の概要

No.	7		
補助金等名称	公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金		
所管部課名	長寿福祉課		
補助金等の目的	定年退職者等の高齢者に「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業を提供することにより、働くことを通じて、仲間づくりや健康の維持、社会参加を促進し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現や地域社会の福祉の向上を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	高松市シルバー人材センターの運営及び事業経費に対し補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	昭和 57 年 4 月 1 日	事業終了年度	未定
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	公益社団法人高松市シルバー人材センター		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	定めていない。		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		

予算・実績 補助金等交付	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
	R4年度	1	16,792	16,792
R5年度	1	16,792	1	16,792
R6年度	1	16,792	1	16,792
効果検証の実施状況	ア. <input type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。(事務事業評価のみ)			
	イ. 成果指標の目標値と実績値			
		R4	R5	R6
	実績値	1,443	1,379	1,325
	目標値	1,640	1,650	1,340
	達成度	88.0%	83.6%	98.9%
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ())			
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			

イ. 補助金等の概要

シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織である。シルバー人材センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それが独立した運営をしている。

高松市シルバー人材センター運営補助金については、公益社団法人高松市シルバー人材センター（以下、「センター」とする）の運営及び事業経費に対する補助金である。その目的は、定年退職者等の高齢者に「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業を提供することにより、働くことを通じて、仲間づくりや健康の維持、社会参加を促進し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現や地域社会の福祉の向上を図ることである。

補助対象経費としては、センターの運営に必要な人件費及びその他運営に必要な経費となっている。

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めることになり、センターの補助事業要望額に基づいて決定している。

交付の根拠としては、補助金の交付に関し必要な事項を定めている「公益社団法人高松市シルバー人材センター運営補助金交付要綱」となる。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

令和 6 年度の実績報告書に添付の収支決算書が見込み数値のもので補助金額の確定の事務が完了している。収支決算書は確定の数値を確認し補助金の返還が必要ないかを確認すべきである。

要綱の実績報告書において添付資料として収支決算書と記載があるが、これは見込み数値を記載した仮確定の決算書を意味するものではないと考えるべきである。実績報告書及びその添付資料の提出は補助金額を確定し、場合によっては概算払いによる過大な補助金交付の返還を求める必要があるためである。

現状のように見込み数値を用いた補助金額の確定は、後日実績との差異が生じた場合に過大交付や返還命令のリスクが内包される。これについては補助対象経費が補助金上限額を超えることが自明であることから事務として許容されうるとの考えもあるが、仮に確定数値が見込み数値より大きく変動し、補助対象経費の追加調査の必要を示唆している場合もあり得ることから、こうした事務には問題があり、確定数値を確認すべきである。

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助事業者は、補助事業の完了後に実績報告書を提出しているが、その添付書類である収支決算書について原始証憑の確認の実施を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、収支決算書の内容に誤りがあったときや、補助対象とすべきでない事業への充当や不正な支出があったときに、高松市が気づけないまま過大に補助金を交付する可能性がある。

なお、当該補助金は対象となる経費の範囲が広いため、効率性の観点から現地調査により確認する方法も考えられる。

【意見】

センターの財産状況等に鑑みて、補助金の有効活用を促すとともに、不必要的補助金額については減額を検討することが望ましい。

センターについては、令和7年3月期の貸借対照表において、一般正味財産が127百万円まで積み上がっている。ここで一般正味財産とは、センターが持っている資産から負債を差し引いた、いわば自由に使える財産の合計であり、一般企業の自己資本に近い概念である。センターによれば、このうち33百万円程度はセンター移転費用として積み立てておく必要があるとのことであるが、これらを差し引いても94百万円程度の一般正味財産が残る。

さらに、現預金残高は約78百万円、短期間で現金化可能な流動資産123百万円、短期間で支払が必要な流動負債39百万円、固定負債7百万円であり、預金+流動資産-負債は77百万円、センター移転費用33百万円を控除しても44百万円となる。

加えて、正味財産増減計算書における当期一般正味財産増加額は約15百万円であり、これは補助金額16百万円と同水準である。この状況では、補助金が事業運営に十分に活用されず、結果としてセンターの一般正味財産として積み上がっていると評価され得る状況である。

公金である補助金16百万円は、センターの円滑な運営を促進し、高齢者の社会参画を支援することが目的であり、必要以上に財産健全性を高めることを目的とするものではない。

したがって、補助金の一層の有効活用を促すとともに、不必要的補助金額については減額を検討することが望ましい。

②高松市軽費老人ホーム事務費補助金

ア. 補助金等の概要

No.	8		
補助金等名称	高松市軽費老人ホーム事務費補助金		
所管部課名	長寿福祉課		
補助金等の目的	社会福祉法人が運営する軽費老人ホームについて、市が定める基準により、運営に要する事務経費に対し補助金を交付し、入所利用者の負担の軽減を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	軽費老人ホームの事務経費に対し補助するもの		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 11 年	事業終了年度	未定
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	定めていない。		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 令和 6 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等処遇改善費の増額（介護職員 1 人当たり月額 7,250 円の増額） 令和 7 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の増額改定に伴い、サービスの提供に要する費用について 0.61% を加算。 ・介護人材確保・職場環境改善等加算の創設（介護職員 1 人当たり年額 54,000 円） 		

財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%																					
補助金等交付	予算			実績																		
予算・実績	件数		金額（千円）	件数		金額（千円）																
R4 年度	12	213,917	12	199,355																		
R5 年度	12	211,435	12	199,678																		
R6 年度	12	211,198	12	202,971																		
効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>507</td><td>525</td><td>512</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>525</td><td>536</td><td>536</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>94.6%</td><td>97.9%</td><td>95.5%</td></tr> </tbody> </table>							R4	R5	R6	実績値	507	525	512	目標値	525	536	536	達成度	94.6%	97.9%	95.5%
	R4	R5	R6																			
実績値	507	525	512																			
目標値	525	536	536																			
達成度	94.6%	97.9%	95.5%																			
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																					
暴力団排除条例への 対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																					
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																					
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p><input checked="" type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																					
補助対象先の調達 方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																					

イ. 補助事業等の概要

軽費老人ホームとは無料又は低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設である。

老人福祉法によると、軽費老人ホームの設置は都道府県の権限であり、補助金の交付主体も都道府県となる。ただし、高松市は法定人口が20万人以上の中核都市となり、地方自治法第252条の19に基づいて、都道府県から権限移譲を受け、老人福祉法に基づく事務を自ら処理できるとされている。そのため、高松市の軽費老人ホームについては、高松市の権限で設置され、当該施設への補助金の交付主体は高松市となる。

高松市が交付した補助金額は、年度末に総務省へ報告され、交付税算定に反映される。結果として、特別交付税で補填されるため、市の財政負担は最終的に軽減される仕組みとなっている。

軽費老人ホーム事務費補助金の目的は、社会福祉法人が運営する軽費老人ホームについて、市が定める基準により、運営に要する事務経費に対し補助金を交付し、入所利用者の負担の軽減を図ることである。

当該補助金の対象となるのは、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、「高松市軽費老人ホームの利用料に関する要綱」（平成21年1月1日施行）に基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を本人からの徴収額分を減免した経費である基礎事務費補助額に、軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金・手当・賞与等（以下「賃金等」という。）の改善及びこれに伴う法定福利費等に充当し、もって介護職員等の処遇改善を図るための経費である民間施設給与等改善費と軽費老人ホームの介護職員等の離職の防止・職場定着の推進をより効果的・効率的に実施するための、職場環境改善経費又は人件費である介護職員等処遇改善費を加えたものである。

なお、厚生労働省老健局高齢者支援課から「介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」という事務連絡が軽費老人ホーム担当課宛に発出され、補助金額の加算などが要請される。これは、行政指導の一種ではあるが強制力はなく、例えば対応時期を来期にするなどの柔軟な対応も一定程度自治体で可能ではある。ただし、事務連絡は軽費老人ホームの待遇改善などにつながるものであり、対応が求められる性格のものである。

また、香川県と高松市についてであるが、それぞれ別の交付主体であり、独立したものであるが、香川県内において設立地域で補助金額が異なることは好ましいことではないとの考え方から、上記事務連絡への対応について平仄を合わせるようにしている。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

実績報告書について、施設負担とのバランスに考慮しつつ内容確認を行う仕組みを整備することが望ましい。

軽費老人ホーム事務費補助金に係る実績報告書について、添付される収支決算書の証憑の確認は、現行では3年に1回の実地監査時に限定されており、年度報告時には体系的な証憑突合が行われていないため、補助金精算の適正性の担保に一定程度のリスクが認められる状況である。

そのため、施設負担とのバランスを考慮しつつも証憑確認を行う仕組みを整備することが望ましい。例えば、年度報告時に、補助金対象経費のうち金額が大きな高リスク項目（職員給与等）について、証憑をサンプリングで確認することや、電子データ提出・事前通知により施設負担を最小化する運用を検討するなどの工夫をすることが望ましいと考える。

【意見】

厚生労働省からの事務連絡対応において、予算編成の時期の関係などから高松市と香川県との対応時期が異なることとなった。今後は、県との情報共有を密に行い、県内の同様施設の対応を同時期に行うことが望ましい。

厚生労働省から令和7年度に向けて軽費老人ホーム補助率引き上げを要請する事務連絡が発出されたが、当初香川県からは対応を見送る旨の連絡があり、高松市も歩調を合わせていた。その後、令和7年2月に県の方針が変更となり引き上げを実施する旨の連絡があったが、高松市の予算要求の時期が過ぎていたことから、4月に財政課と協議し、引き上げにより不足する予算については、予算流用により対応することとなり、各施設に対し令和7年5月に引き上げを実施する旨の通知を発出し、4月に遡及して補助金の追加交付を行った。

香川県の対応としては、当初予算で予算確保されていたが、要綱の整備が4月1日となつたため、第1四半期分の補助金交付については高松市と同様、一旦改正前の額で交付し、その後追加交付で対応している。

今後は、県の予算要求状況について情報共有を図り、同時期に改定が実施できるようにすることで、施設経営の安定化を図られたい。

(3) こども保育教育課

①高松市すこやか認定保育所事業助成金

ア. 補助金等の概要

No.	9		
補助金等名称	高松市すこやか認定保育所事業助成金		
所管部課名	こども保育教育課		
補助金等の目的	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	認可外保育施設に対し、物品等の購入費等、入所児童に関する損害賠償責任保険料及び保育士の入件費等に係る経費について助成するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市すこやか認定保育所事業実施要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	高松市すこやか認定保育所 (認可外保育事業者)		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	—		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源 : 国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源 : 100%		
予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	3	12,864
	R5 年度	3	11,999
	R6 年度	4	11,741
			6,370

効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値 (待機児童数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>19</td><td>12</td><td>3</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					R 4	R 5	R 6	実績値	19	12	3	目標値	0	0	0	達成度			
	R 4	R 5	R 6																	
実績値	19	12	3																	
目標値	0	0	0																	
達成度																				
<p>■あり <input type="checkbox"/>なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 (高松市認可外保育施設補助金)</p>																				
<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																				
<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																				
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			

イ. 補助事業等の概要

認可外保育施設のうち、高松市すこやか認定保育所として認定された事業者に対し、補助金を交付することで、認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

補助対象経費、高松市すこやか認定保育所の認定基準及び補助金の金額については、要綱で以下のとおり定められている。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育水準及び入所児童の福祉の向上を図ることを目的とした保育、給食又は保健衛生に関する備品購入費、消耗品費及び物品修繕費
- (2) 入所児童に関する損害賠償責任保険料
- (3) 保育に従事する者的人件費及び研修費

(出典：高松市認可外保育施設補助要綱)

(認定の基準)

第5条 認定保育所の認定の認定基準は、高松市認可外保育施設指導監督要綱（平成14年10月1日施行）別表第1に規定する認可外保育施設指導監督基準に適合し、かつ、別表第1に掲げる基準を満たすものとする。

(補助対象経費)

第14条 補助金の交付の対象となる経費は、高松市認可外保育施設補助要綱（平成29年10月1日施行）第4条に規定する補助対象経費とする。

(補助金の額)

第16条 補助金の額は、第14条に定める補助対象経費の実支出額の合計額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額は、補助事業の期間中の毎月初日における認可外保育施設に在籍する高松市内に住所を有し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前の始期に達するまでの者（以下「補助対象児童」という。）の数に、補助対象児童の年齢に応じて、別表第2に定める額を乗じて得た額の合計額に25,000円を加えた額を上限額とする。

別表第1（第5条関係）

区分	基準
定員	20人以上であること。
開所時間	1日11時間以上であること。
入所児童数	月極契約の入所児童数が、年間を通じて利用定員の2分の1以上であること。
職員配置等	保育時間において、保育に従事する者の2分の1以上が、保育士又は看護師の資格を有すること。
防災対策	高松市火災予防査察規程（平成27年高松市消防局規程第3号）第8条第1項の規定に基づく直近の査察において、その結果が良好であること又は違反事項等が認められた場合であっても消防署長に対し改善計画書が提出されていること。
保険への加入	設置者を被保険者として、死亡及び後遺障害保険金額が児童1人につき5,000万円以上で、かつ、損害賠償保険金額が1事故につき3億円以上である施設賠償責任保険に加入していること。
医療機関との連携	入所児童の健康管理に資するため、提携する医療機関を指定していること。
施設運営等	(1)施設の開設後6月以上が経過しており、健全かつ安定した事業運営により事業の継続が見込めること。 (2)法第59条第1項の規定による立入調査において、改善指示事項等がなく、施設運営及び設備が良好であること又は改善指示事項等の指摘があった場合であっても、高松市に対し1月以内に改善について文書を提出し、速やかに施設運営等の改善を行っていること。

別表第2（第16条関係）

1 午後8時まで利用する補助対象児童	0歳	月額 15,000円
	1歳～2歳	月額 9,000円
	3歳以上	月額 3,500円
2 午後8時を過ぎて利用する補助対象児童	0歳	月額 22,000円
	1歳～2歳	月額 13,500円
	3歳以上	月額 5,000円

備考 児童の年齢は、申請年度の初日の前日における年齢とする。

（出典：高松市すこやか認定保育所事業実施要綱）

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

担当課への質問によれば、重要な財産に該当する資産を購入することは想定されていないとしていたが、制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

要綱を作成している場合は当該要綱に、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

「高松市すこやか認定保育所事業実施要綱」において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が社会福祉法人や学校法人であるため、消費税の課税事業者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円となる可能性はある。

しかし、確実に補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

【意見】

夜間や休日保育等の多様な保育ニーズに対応するため、高松市すこやか認定保育所事業助成金及び高松すこやか認定保育所制度の認定基準の見直しについて検討することが望ましい。

令和 6 年 6 月の高松市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書によると、認可外保育施設における 19 時以降の利用希望は 13.4% である。

また、月に 1~2 回、日曜・祝日に保育施設等を利用したい保護者の割合は 14.7% と、夜間保育や休日保育のニーズが一定割合存在する。

このため、補助金の支給対象についても、これらのニーズを踏まえて順次見直すことが適切であると考えられる。

しかし、現状ではこうしたニーズを満たす認可外保育所は少数であり、近年の多様な保育ニーズを満たしているとは言えない状況である。

一方で、高松市の「高松すこやか認定保育所」制度は、一定の基準を満たす認可

外保育所を「高松すこやか認定保育所」として認定し補助を行う仕組みであるが、認定基準や補助基準額等の見直しがなされていない。

こうした状況を踏まえ、多様な保育ニーズに対応するため、夜間や休日保育を実施している認可外保育所の保育体制が整えられるよう、認定基準等についても見直しを検討することが望ましい。

【意見】

効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

高松市すこやか認定保育所事業においては、課の成果指標として、現在、待機児童数を設定している。待機児童数は保育施策全体の充足度を測る上で重要な指標ではあるが、認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図るという本補助金の本来の目的の効果を測る観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

さらに、高松市では「高松市認可外保育施設補助金」や「高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金」等、他の補助金等においても成果指標として待機児童数が用いられており、成果指標の設定が一律的である。これでは、各補助金等の目的に応じた成果の可視化が困難となり、政策評価の精度を損なう可能性がある。

したがって、例えば、職員の研修参加率や職員配置率等、補助金本来の目的と直接関係する成果指標を設定することが望ましい。

②高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金

ア. 補助金等の概要

No.	10					
補助金等名称	高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金					
所管部課名	こども保育教育課					
補助金等の目的	子育て世帯に対する教育・保育費用の負担軽減を図る。					
補助金等の概要及び対象事業の概要	認可外保育施設に入所している第2子以降の児童の保育料について助成するもの。					
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)					
事業開始年度	平成7年度	事業終了年度				
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付要綱					
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()					
交付先	認可外保育施設を利用する児童の保護者					
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外					
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。					
補助率	—					
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()					
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
	R4年度	1,822	26,594	2,520		
	R5年度	1,843	35,930	2,454		
	R6年度	2,078	39,456	2,334		
				40,410		

効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値 (待機児童数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>19</td><td>12</td><td>3</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	19	12	3	目標値	0	0	0	達成度			
	R4	R5	R6																	
実績値	19	12	3																	
目標値	0	0	0																	
達成度																				
<p>■あり <input type="checkbox"/>なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 (高松市認可外保育施設補助金)</p>																				
<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																				
<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																				
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			

イ. 補助事業等の概要

保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、児童を健やかに生み育てる環境を整備することを目的として、認可外保育施設に入所している第2子又は第3子以降の児童の保護者に対して交付される補助金である。

補助対象者及び補助金の金額については、高松市公式ホームページで以下のとおり定められている。

(補助対象者)

高松市内の認可外保育施設を利用した、本市に住民登録がある保育を必要とする0~2歳児で次のどちらかに該当する児童の保護者。

- 同一世帯で、保育所などを利用している小学校就学前の兄又は姉が1人いる児童
- 同一世帯で、保護者が養育している18歳に達する年度末までの兄又は姉が2人以上いる児童

ただし、市税を滞納していない方（分割による未納の場合を含む）に限る。

(助成金の上限月額)

対象児童 (※1)	兄又は姉の状況	認可外保育施設を利用（企業主導型保育施設を除く）	企業主導型保育施設を利用
第2子	第1子 3歳から5歳児で保育施設等を利用	15,000円	18,550円
	第1子 0歳から2歳児で保育施設等を利用（※2）	30,000円	37,100円
第3子以降	同一世帯で、18歳以下の兄又は姉が2人以上いる	30,000円	37,100円

※1 対象児童が、無償化の対象となっている場合は、この助成金の交付の対象外となる。

※2 第1子が、助成対象期間の途中で、教育・保育給付1号認定を受けた場合は、その翌月から助成金の上限月額が半額になる。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助金の成果指標として、待機児童数を設定している。待機児童数は保育施策全体の充足度を測る上で重要な指標ではあるが、子育て世帯に対する教育・保育費用の負担軽減を図るという本補助金の目的の効果を測定する指標の設定も必要と考えられる。

また、高松市では「高松市認可外保育施設補助金」や「高松市すこやか認定保育事業助成金」等、他の補助金においても成果指標として待機児童数が用いられており、成果指標の設定が一律的である。これでは、各補助金の目的に応じた成果の可視化が困難となり、政策評価の精度を損なう可能性がある。

したがって、例えば、助成制度利用者数の推移や助成対象世帯の利用率等の補助金本来の目的の効果を測定する成果指標を設定することが望ましい。

(4) 保健医療政策課

①高松市医師会検診等保健医療事業推進補助金

ア. 補助金等の概要

No.	11		
補助金等名称	高松市医師会検診等保健医療事業推進補助金		
所管部課名	保健医療政策課		
補助金等の目的	検診等保健医療事業を円滑に推進することにより市民の健康の増進を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	検診等保健医療事業を行う高松市医師会に対して経費の一部を助成するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 30 年度	事業終了年度	未定
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市補助金等交付規則		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()		
交付先	一般社団法人高松市医師会		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	補助率は定められていない。11,102 千円／年を限度に補助金を交付しており、対象となる経費は、保健医療事業や在宅当番医制事業等の実施に必要な事務費や、医師会事務局職員の人事費等としている。		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 0.0% 県 0.0% 市債 0.0% その他 0.0% 一般財源：100.0%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
R4 年度	1	11,102	1	8,180
R5 年度	1	11,102	1	11,102
R6 年度	1	11,102	1	11,102
効果検証の実施状況	ア. <input type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値			
	<input type="checkbox"/> R4	<input type="checkbox"/> R5	<input type="checkbox"/> R6	
	実績値			
	目標値			
	達成度			
成果指標（KPI）が 同一の補助金等の有 無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他()			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない <input type="checkbox"/> その他()			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない <input type="checkbox"/> その他()			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない <input checked="" type="checkbox"/> その他（補助対象先での調達なし）			

イ. 補助事業等の概要

高松市医師会が実施する検診等保健医療事業を円滑に推進することを目的として、高松市医師会に対し交付される補助金である。

補助対象となる事業は 6 つあり、具体的には産業医部会事業、学術講演会・研修会・生涯教育事業、在宅当番医制事業、病院群輪番制病院運営事業、保健医療事業及び学校検診事業である。

補助対象経費としては、上記 6 事業の実施に必要な事務費等の直接的経費、医師会事務局職員の人事費及び医師会館の維持管理経費のうち、事業の実施に必要と認められる間接経費とされ、高松市への土地賃借料及び建物固定資産税は対象外とされる。

補助金の額は、補助対象経費の合計額から受託収益その他の収入金の額を控除した額とし、11,102 千円を上限としている。

当補助金の前身は「福祉医療助成事業等協力交付金」であり、高松市医師会、高松市歯科医師会、高松市薬剤師会、木田地区医師会及び香川県柔道整復師会の 5 団体に対して、医療費助成事業の実施に必要とされる調査・研究・研修・通知・連絡等の協力事業に対する助成を行っていたものである。

その後、平成 29 年度に、当時の財政状況等や時勢を踏まえ、高松市による交付金の抜本的な見直しにより、高松市医師会に対する協力交付金については、現行の高松市医師会検診等保健医療事業推進補助金として補助金を交付することとされた。

当該補助金に交付に関して、要綱は策定されていない。交付の根拠としては、補助金等の交付に関する基本的事項を定めた高松市補助金等交付規則によるほか、具体的な補助対象経費や補助金の額については平成 30 年の制度見直しがされた際の内部資料「高松市医師会福祉医療事業等協力交付金の見直しについて」に基づき決定している。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

要綱が未整備であり、具体的な補助金に関する事項は内部資料に基づいて交付している。市・補助事業者の双方にとっての明確な条件の設定の観点から要綱を作成することが望ましい。

高松市医師会検診等保健医療事業推進補助金は、要綱を作成しておらず、補助金等の交付に関する基本的事項を定めた「高松市補助金等交付規則」及び補助金の上限額等を具体的に定めた「高松市医師会福祉医療事業等協力交付金の見直しについて」と題された内部資料に基づいて補助金を交付している。

担当課への質問によれば、平成29年に現在の補助金制度となつたが、そのタイミングでは要綱の作成までは行わず、補助対象経費や補助金の額については、当該内部資料によっているとのことである。

要綱ではなく、内部資料による場合、当該内部資料の有効性等の位置づけが不明確であり、補助事業者も要綱のないまま補助金の交付決定を受けることから、補助金に関するルールが双方に不明確なままとなる。

例えば、補助事業者から補助金の返還を求める必要が生じた場合等、内部資料しか根拠がないことに起因して双方の意見が食い違いトラブルとなる可能性もある。

さらに、当該内部資料の記載項目は一般的な要綱と比較して簡素なものであるため、補助金名称、補助金の目的、補助対象経費、補助金の額、補助金の精算及びその他といった項目がある程度であり、例えば経費の収支に関する証拠となる書類の保存期間に関する規定は設けられていない。

よって、市・補助事業者の双方にとって明確なルールを設けることにより、不要なトラブルを回避できるよう要綱を整備することが望ましい。

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助事業者は、補助事業の完了後に実績報告書を提出しているが、その添付書類である収支決算書について原始証憑の確認の実施を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、収支決算書の内容に誤りがあったときや、補助対象外の事業への充当や不正な支出があったときに、高松市が気づけないまま過大に補助金を交付する可能性がある。

また、医師会事務局の人件費等については、補助対象事業と補助対象外の事業で按分する必要性がある可能性があることから、按分計算が適切に実施されていることを確認することも必要である。

当該補助金は対象となる経費の範囲が広いため、効率性の観点から現地調査により確認する方法も考えられる。

【意見】

平成 30 年から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。

内部資料「高松市医師会福祉医療事業等協力交付金の見直しについて」4 項において、平成 30 年に補助金の上限額が 11,102 千円と設定されて以来見直しが実施されていない。状況の変化や補助金の効果検証を踏まえて、改めて見直しの要否を検討することが望ましい。

【指摘】

概算交付の通知文において必要書類の記載誤りがあった。通知文の文案についての起案段階において、文言の確認をより慎重にする必要がある。

概算交付の通知文 2 項において、着手届と完了届の提出が必要との記載があった。しかし、決裁文書「高保医 第 13 号」によると、着手届及び完了届は年度間事業のため、提出不要とされており、実際の手続においても提出を求めていないとのことであった。

通知文は市の決定内容を示す公共性の高いものであることから、起案段階において、文言の確認をより慎重にする必要がある。

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

内部資料「高松市医師会福祉医療事業等協力交付金の見直しについて」において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が医師会であるため、消費税の課税事業者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、確実に補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の内部資料では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

高松市補助金等交付規則及び内部資料「高松市医師会福祉医療事業等協力交付金の見直しについて」には、補助金により取得した財産の処分について、制限が設けられていない。

制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

要綱を作成する場合は当該要綱に又はそもそも高松市補助金等交付規則に、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【意見】

補助対象経費である事務費について、その内容を具体的に規定することが望ましい。

内部資料「高松市医師会福祉医療事業等協力交付金の見直しについて」において規定されている、補助対象経費である「事業に必要な事務費等」は、その具体的な内容が不明確である。

また、実績報告書を閲覧すると、一般的に事業に要する経費が幅広く補助対象経費として計上されており、医療材料費等といった事務費に該当するか不明なものも含まれていた。

補助対象経費について要綱を作成する場合、要綱において事務費の対象となる範囲について明確にすることが望ましい。

②歯科救急医療センター休日・夜間救急歯科診療事業運営補助金

ア. 補助金等の概要

No.	12		
補助金等名称	歯科救急医療センター休日・夜間救急歯科診療事業運営補助金		
所管部課名	保健医療政策課		
補助金等の目的	休日及び夜間における歯科救急医療体制を確保することにより、医療体制の充実を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	休日及び夜間に高松市歯科救急医療センターにおいて歯科診療を行う公益社団法人高松市歯科医師会に対して運営費等の一部を助成するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	不明	事業終了年度	未定
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市休日・夜間救急歯科診療事業補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()		
交付先	公益社団法人高松市歯科医師会		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	補助率は定められていない。12,000 千円/年を限度に補助金を交付しており、対象となる経費は、事業の実施に要する人件費、交通費、薬剤費、材料費その他市長が必要と認める経費としている。		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 0.0% 県 0.0% 市債 0.0% その他 0.0% 一般財源：100.0%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
R4 年度	1	12,000	1	12,000																
R5 年度	1	12,000	1	12,000																
R6 年度	1	12,000	1	12,000																
効果検証の実施状況	ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値 指標：休日・夜間における救急歯科診療の開設稼働率																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	100%	100%	100%	目標値	100%	100%	100%	達成度	100%	100%	100%
	R4	R5	R6																	
実績値	100%	100%	100%																	
目標値	100%	100%	100%																	
達成度	100%	100%	100%																	
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<input type="checkbox"/> あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ())																			
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他()																			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他()																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他()																			
補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他（補助対象先での調達なし）																			

イ. 補助事業等の概要

公益社団法人高松市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が実施する休日・夜間救急歯科診療事業に対し、市民の救急歯科診療の確保を図ることを目的として交付する補助金である。

高松市歯科救急医療センターでは、休日・夜間救急歯科診療事業と障がい者歯科診療事業を実施しており、当該補助金の対象となるのは休日・夜間救急歯科診療事業である。休日・夜間救急歯科診療事業は、歯科医師会が休日等に高松市歯科救急医療センターにおいて行う休日歯科診療及び休日等以外に行う夜間救急歯科診療のことである。

補助対象経費としては、休日・夜間救急歯科診療事業の実施に要する人件費、交通費、薬剤費、材料費その他市長が休日・夜間救急歯科診療事業の実施に必要と認める経費とされる。

補助金の額は、補助対象経費の合計額から診療収入その他の収入金の額を控除した額とし、12,000千円を上限としている。

なお、当該補助金は、平成23年度まで休日歯科診療事業補助金、夜間救急歯科事業補助金として交付していたものが統合され、現在の休日・夜間救急歯科診療事業補助金となっている。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助事業者は、補助事業の完了後に実績報告書を提出しているが、その添付書類である収支決算書について原始証憑の確認の実施を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、収支決算書の内容に誤りがあったときや、補助対象外の事業への充当や不正な支出があったときに、高松市が気づけないまま過大に補助金を交付する可能性がある。

また、高松市歯科救急医療センターでは、補助対象である休日・夜間救急歯科診療事業と補助対象ではない障がい者歯科診療事業を実施していることから、共通経費については按分計算を実施している。例えば診療用薬品材料費や光熱水費は患者数や使用時間数で按分計算をしている一方、会議費、保険料等については按分計算の実施の有無が交付申請書や実績報告書上は読み取れず、按分計算の妥当性を確認することも必要であると考えられる。

当該補助金は対象となる経費の範囲が広いため、効率性の観点から現地調査により確認する方法も考えられる。

【意見】

平成 23 年から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。

高松市休日・夜間救急歯科診療事業補助金交付要綱第 4 条において、平成 23 年に補助金の上限額が 12,000 千円と設定されて以来見直しが実施されていない。状況の変化や補助金の効果検証を踏まえて、改めて見直しの要否を検討することが望ましい。

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市休日・夜間救急歯科診療事業補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が公益社団法人であるため、消費税の課税事業者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、確実に補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱等では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

高松市休日・夜間救急歯科診療事業補助金交付要綱には、補助金により取得した財産の処分について、制限が設けられていない。

制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金された場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

当該要綱において、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【意見】

補助対象経費である「その他市長が休日・夜間救急歯科診療事業の実施に必要と認める経費」についてその内容を具体的に規定することが望ましい。

高松市休日・夜間救急歯科診療事業補助金交付要綱において規定されている、「その他市長が休日・夜間救急歯科診療事業の実施に必要と認める経費」について、あらかじめ具体的な内容の規定がないまま各種経費が「補助対象となる経費」に認められているが、事後的に様々な経費が認められる可能性があり、透明性に欠けている。

決算書を閲覧したところ、委託費、賃借料、手数料等がその他の経費に該当すると考えられるが、都度補助対象かどうかの判断が必要とすると、恣意性が介入する可能性もある。

よって、恣意性を排除し透明性を確保するため、「その他市長が休日・夜間救急歯科診療事業の実施に必要と認める経費」については、あらかじめ具体的な項目を規定することが望ましい。

③病院群輪番制病院運営事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	13														
補助金等名称	病院群輪番制病院運営事業補助金														
所管部課名	保健医療政策課														
補助金等の目的	二次救急医療を確保することにより、医療体制の充実を図る。														
補助金等の概要及び対象事業の概要	高松保健医療圏において、病院群輪番制病院運営事業を実施する病院に対して運営費の一部を助成するもの。														
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)														
事業開始年度	平成 6 年度	事業終了年度	指定なし												
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市病院群輪番制病院運営・調整事業補助金交付要綱														
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()														
交付先	高松市立みんなの病院、高松赤十字病院、りつりん病院、香川県済生会病院、屋島総合病院、高松平和病院、KKR 高松病院、香川大学医学部附属病院（香川県立中央病院は補助対象外）														
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外														
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()														
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()														
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。														
補助率	補助率は定められていない。補助額は、香川県病院群輪番制病院事業運営費補助金交付要綱（現在は廃止）を基に、下記、市補助単価に各病院の当番日数を乗じて算定。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>準夜間 19:30-24:00</th> <th>深夜間 24:00-翌8:00</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内科</td> <td>35,520 円</td> <td>71,040 円</td> <td>106,560 円</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>35,520 円</td> <td>71,040 円</td> <td>105,560 円</td> </tr> </tbody> </table>				準夜間 19:30-24:00	深夜間 24:00-翌8:00	補助金額	内科	35,520 円	71,040 円	106,560 円	小児科	35,520 円	71,040 円	105,560 円
	準夜間 19:30-24:00	深夜間 24:00-翌8:00	補助金額												
内科	35,520 円	71,040 円	106,560 円												
小児科	35,520 円	71,040 円	105,560 円												
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見 直し対象の有無及び 見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()														

財源	特定財源：国 0%、県 0%、市債 0%、その他（関係町）6.62% 一般財源：93.38% ※ 令和6年度実績で計算。人口割のため年度によって変動あり。																			
補助金等交付	予算		実績																	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
R4 年度	8 (病院)	65,002	8 (病院)	63,510																
R5 年度	8 (病院)	65,002	8 (病院)	62,870																
R6 年度	8 (病院)	65,002	8 (病院)	62,764																
効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <p>指標：夜間における輪番病院の開設稼働率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	100%	100%	100%	目標値	100%	100%	100%	達成度	100%	100%	100%
	R4	R5	R6																	
実績値	100%	100%	100%																	
目標値	100%	100%	100%																	
達成度	100%	100%	100%																	
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p><input type="checkbox"/>あり ■なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																			
暴力団排除条例への 対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達 方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 ■その他（補助対象先での調達なし）</p>																			

イ. 補助事業等の概要

高松保健医療圏において、病院群輪番制病院運営事業を実施する病院に対し、高松保健医療圏における救急医療の確保及び円滑な運営を図ることを目的として交付する補助金である。病院群輪番制病院運営事業は、病院が共同して、輪番制により、夜間の重症救急患者及び高松市夜間急病診療所からの重症救急患者の受入体制を整備する事業である。

補助対象経費としては、病院群輪番制病院運営事業の実施に要する人件費、共済費、交通費その他市長が病院群輪番制病院運営事業の実施に必要と認める経費とされる。

補助金の額は、高松市補助単価に各病院の当番日数を乗じた額を基準額とし、本基準額と実支出額のいずれか少ない額を対象としている。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助事業者は、補助事業の完了後に実績報告書を提出しているが、その添付書類である収支決算書について原始証憑の確認の実施を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、収支決算書の内容に誤りがあったときや、補助対象外の事業への充当や不正な支出があったときに、高松市が気づけないまま過大に補助金を交付する可能性があり、補助金対象となる支出額の確認は補助金に係る財務事務の重要な手続の一つであると考えられる。

本補助金の対象経費の大部分は人件費を占めているが、その計算根拠である給与台帳等の確認や稼働実績の確認のための証憑等の確認を行う必要がある。なお、実施報告書の入手から補助金額決定までの期間の短さや業務繁忙を考慮すれば、効率性の観点から、期中に現地調査により確認する方法も考えられる。

【意見】

平成17年から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。

本補助事業は、香川県が香川県病院群輪番制病院事業運営費補助金として実施していたものを、平成17年度より高松市に財源移譲されたものである。委譲当時の香川県病院群輪番制病院事業運営費補助金交付要綱（現在は廃止）を基に補助単価が設定されており、以来見直しが実施されていない。状況の変化や補助金の効果検証を踏まえて、改めて見直しの要否を検討することが望ましい。

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市病院群輪番制病院運営・調整事業補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が病院等であるため、消費税の課税事業者に該当しない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円となる可能性はある。しかし、確実に補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱等では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

高松市病院群輪番制病院運営・調整事業補助金交付要綱には、補助金により取得した財産の処分について、制限が設けられていない。

制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていった場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

当該要綱において、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【意見】

補助対象経費である「その他市長が病院群輪番制病院運営事業の実施に必要と認める経費」についてその内容を具体的に規定することが望ましい。

高松市病院群輪番制病院運営・調整事業補助金交付要綱において規定されている、「その他市長が病院群輪番制病院運営事業の実施に必要と認める経費」について、あらかじめ具体的な内容の規定がないまま各種経費が「補助対象となる経費」に認められている場合、事後的に様々な経費が認められる可能性があり、透明性に欠けている。

決算書を閲覧したところ、委託費等がその他の経費に該当すると考えられるが、都度補助対象かどうかの判断が必要とすると、恣意性が介入する可能性や、各病院により判断に相違が生じる場合もある。

よって、恣意性を排除し透明性を確保するため、「その他市長が病院群輪番制病院運営事業の実施に必要と認める経費」については、あらかじめ具体的な項目を規定することが望ましい。

【意見】

効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

高松市病院群輪番制病院運営事業の現在の効果検証の成果指標は、夜間における輪番病院の開設稼働率としている。本補助金は、夜間の重症救急患者及び高松市夜間急病診療所からの重症救急患者の受入体制を整備し、二次救急医療を確保することにより、医療体制の充実を図ることを目的としている。担当課への質問によれば、近年、特に小児科において、輪番当番に従事できる医師の減少や高齢化により、小児科輪番病院を取り巻く環境は悪化しており、輪番体制の持続が非常に厳しい状況であり、高松市では、その対策の一つとして、5年ほど前から各輪番病院の小児科責任者に参加いただく小児科実務者会議を年2回程度開催し、各輪番病院の人事情報の共有や、課題・問題点の整理、輪番当番表の作成等を行い、市、医師会、輪番病院間で輪番体制の維持に向けた協議を実施し、輪番体制に穴を空けないよう努めているとのことである。夜間の重症救急患者及び高松市夜間急病診療所からの重症救急患者の受入体制を整備する観点からは、夜間における輪番病院が開設され、実際稼働することが大前提であるため、当該体制維持への取り組みを図ることは重要と考えられる。

一方、二次救急医療を確保することにより、医療体制の充実を図るという目的においては、医療体制を整備した結果、本来受け入れられるべき夜間の重症救急患者及び高松市夜間急病診療所からの重症救急患者が、どの程度受け入れ可能になったかを検証する指標の設定も必要と考えられる。救急医療の適正利用の観点からは、単に受入数が増加したことのみをもって効果を検証することは目的に適さないと考えられるが、例えば、転送数等に関する指標の設定についても、効果検証の成果指標として、あわせて検討されたい。

4. 環境局

(1) ゼロカーボンシティ推進課

①スマートハウス等普及促進補助金

ア. 補助金等の概要

No.	14		
補助金等名称	スマートハウス等普及促進補助金		
所管部課名	ゼロカーボンシティ推進課		
補助金等の目的	エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの脱炭素化を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	住宅（店舗等併用住宅を含む。）への家庭用蓄電システムの導入のほか、住宅のZEH化、断熱リフォーム等を行う者に対し、その経費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	令和3年度	事業終了年度	
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	高松市スマートハウス等普及促進補助金交付要綱		
交付決定方式	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	市内の自宅に蓄エネルギー機器等を設置する、又は断熱リフォームを行う者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外(定額交付。一ただし、国等の交付金を受けるものは精算払となることがある。)		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	定額。ただし、国等の交付金を受けるものは、当該交付金を除いた額の1/2		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 (蓄エネ補助の加算としていたZEH化を蓄エネと合わせ独立した補助メニューに変更、キャンセル枠の創設)		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
	R4 年度	238	21,400	215
	R5 年度	299	21,400	271
	R6 年度	319	26,000	318
効果検証の実施状況	ア. <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値 (R5 までは助成累計件数、R6 より ZEH 累計導入件数※) ※経産省が出版している「ネットゼロエネルギーhaus 実証事業」 の交付決定事業の累積件数のうち、香川県の件数から高松市の件 数を住宅の新築件数の割合で按分した件数			
	R4	R5	R6	
	実績値	879 件	1,079 件	640 件
	目標値	760 件	880 件	690 件
	達成度	115.7%	122.6%	92.8%
成果指標 (KPI) が 同一の補助金等の有 無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ())			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助事業者からの確 定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還 付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人に対する補助であるため、規定なし)			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認し ていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (補助金交付設備等を法定耐用年数の期間内に処分する場合 に、補助対象先から申請させるよう要綱で規定している。)			
補助対象先の調達方 法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の 確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			

イ. 補助事業等の概要

高松市では、再生可能エネルギーの活用と省エネ住宅の普及を促進し、脱炭素社会の実現に向けて「スマートハウス等普及促進補助金」を設けており、太陽光発電や蓄電池、断熱改修等の導入を支援し、地球温暖化防止に寄与することを目的とするものである。

補助対象者、補助対象経費と補助金の額については、要綱で以下のとおり定められている。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第8条の規定による申請をする時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の市税を滞納していないこと。
 - (2) 本市の区域内に住所を有し、スマートハウス等普及促進補助金に関する補助金交付設備等が設置された住宅に居住していること。
 - (3) スマートハウス等普及促進補助金に関する補助金交付設備等の契約及び支払いの全てを行う者であること。ただし、補助対象者と同一世帯にある者は、それを証する書類を申請書に添えて市長に提出した場合に限り、同等のものとして扱うことができる。
- 3 第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する者であっても、これまでに、第1項の規定に該当し、補助金の交付を受けた者（当該年度において第6条第1項又は同条第2項の規定による補助金の交付の予約の申請をしている者を含む。）及びその同一世帯にある者に対しては、補助金は、交付しない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 家庭用蓄電システム
 - ア 家庭用蓄電システムを構成する次に掲げるものに係る購入費
 - (ア) 定置用リチウムイオン蓄電池
 - (イ) 電力変換装置（インバータ、パワーコンディショナー等）
 - イ その他付属機器（計測表示装置、配線、配線器具等）の購入費
 - ウ 家庭用蓄電システムの設置に係る工事費
- (2) 電気自動車等充給電設備
 - ア 電気自動車等充給電設備の購入費
 - イ その他付属機器（計測表示装置、配線、配線器具等）の購入費
 - ウ 電気自動車等充給電設備の設置に係る工事費

(3) ZEH化

- ア 前2号を除くZEHを構成する設備であって、次に掲げるものに係る購入費
 - (ア) 高断熱外皮（外壁、外気に接する天井、屋根、最上階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ））
 - (イ) 空調設備（冷暖房の熱源機及び室内機（エアコンのみ））
 - (ウ) 給湯設備（給湯設備の熱源機及び貯湯タンク）
 - (エ) 換気設備
 - (オ) 照明設備（主たる居室、その他の居室又は被居室で用いるもの）
- イ ZEH化に係る工事費

(4) 断熱リフォーム

- ア 断熱リフォームの実施に必要な建築材料（高性能建材等）の購入費
- イ 断熱リフォームに係る工事費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、補助対象経費の合計額から、国が補助事業を委託した団体の実施する補助事業における補助金の合計額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。また、第1号イと第3号の補助金を併用することはできない。

- (1) スマートハウス補助金 次のアからイまでに定める額のいずれかの額
 - ア 家庭用蓄電システム又は電気自動車等充給電設備及び住宅用太陽光発電システムが住宅に設置されるように、家庭用蓄電システム又は電気自動車等充給電設備を新たに設置する場合 6万円
 - イ アに加え、ZEH化を行う場合 21万円
- (2) 居住誘導加算額 別表に掲げる区分に応じ、同表に定める要件に該当する場合（ただし、前号ア又はイに該当する場合に限る。） 5万円
- (3) 断熱リフォーム補助金 次のアからイまでに定める額のいずれかの額
 - ア 断熱リフォームを行う場合（窓のみの断熱リフォームを行う場合を除く。） 15万円
 - イ 窓のみの断熱リフォームを行う場合 5万円

【図表】別表（第5条関係）

区分	要件
	契約締結時における住所
(1)新たに建設する住宅に補助対象システム等を設置する場合	当該住宅に係る工事請負契約及び補助対象システム等の設置に係る工事請負契約の締結時に、補助対象者が都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に基づく高松市立地適正化計画に規定する居住誘導区域又は都市機能誘導区域（以下この表において「対象区域」という。）内に住所を有さないこと。
(2)新たに購入する住宅に補助対象システム等を設置する場合	当該住宅に係る不動産売買契約及び補助対象システム等の設置に係る工事請負契約の締結時に、補助対象者が対象区域内に住所を有さないこと。
(3)補助対象システム等付き住宅を購入する場合	当該住宅に係る不動産売買契約の締結時に、補助対象者が対象区域内に住所を有さないこと。

（出典：高松市スマートハウス等普及促進補助金交付要綱）

5. 創造都市推進局

(1) 産業振興課

①中小企業指導団体等育成補助金

ア. 補助金等の概要

No.	15		
補助金等名称	中小企業指導団体等育成補助金		
所管部課名	産業振興課		
補助金等の目的	中小企業者等の経営の合理化・近代化の促進及び育成指導に努めるとともに、その構成員の文化的、経済的な改善向上を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	上記の目的のため、高松市中小企業振興助成条例に基づき、指導団体を指定し、事業補助を実施する。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 () 年		
事業開始年度	昭和 47 年度	事業終了年度	なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市中小企業振興助成条例、高松市中小企業振興助成条例施行規則		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	高松商工会議所、高松市中央商工会、高松市牟礼庵治商工会、香川県中小企業団体中央会、高松市商店連盟、香川県漆器工業協同組合、高松たばこ販売協同組合		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	<p>【高松市中央商工会および高松市牟礼庵治商工会】</p> <p>小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に係る事業費の額から、当該事業に対する香川県からの補助金等の額を控除した額の 50 パーセント以内の額</p> <p>【上記 2 団体以外の交付対象団体】</p> <p>講習、研修その他団体構成員の資質の向上に関する事業、商品、意匠、技術等の開発・改善に関する事業、および経営情報の収集、調査その他経営近代化の促進に係る基礎調査に関する事業に対しては、事業費の 20 パーセント以内の額</p> <p>上記 3 事業に当てはまらない事業に対しては、市長が認める事業費の 10 パーセント以内の額</p>		

令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<p><input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>(高松市商店連盟に対する補助に関して、補助金の適正な執行及び透明性の確保のため、補助対象事業、補助対象経費及び必要書類について明確化することとした。同連盟には令和 7 年 2 月 28 日付でその旨を通知した。)</p>																								
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%																								
補助金等交付 予算・実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">予算</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 4 年度</td> <td>7</td> <td>32,166</td> <td>7</td> <td>30,153</td> </tr> <tr> <td>R 5 年度</td> <td>7</td> <td>32,096</td> <td>7</td> <td>29,461</td> </tr> <tr> <td>R 6 年度</td> <td>7</td> <td>32,163</td> <td>7</td> <td>31,016</td> </tr> </tbody> </table>		予算		実績		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	R 4 年度	7	32,166	7	30,153	R 5 年度	7	32,096	7	29,461	R 6 年度	7	32,163	7	31,016
	予算		実績																						
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																					
R 4 年度	7	32,166	7	30,153																					
R 5 年度	7	32,096	7	29,461																					
R 6 年度	7	32,163	7	31,016																					
効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		R 4	R 5	R 6	実績値				目標値				達成度											
	R 4	R 5	R 6																						
実績値																									
目標値																									
達成度																									
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																								
暴力団排除条例への 対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input checked="" type="checkbox"/>その他（交付先が上記の団体であるため、対応なし。）</p>																								
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>																								
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認して いない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>																								

補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------------	--

イ. 補助事業等の概要

中小企業者等の経営の合理化、近代化の促進及び育成指導に努めるとともに、その構成員の文化的、経済的な改善向上を図ることを目的とし、高松市中小企業振興助成条例に基づき、市長が指導団体を指定し、事業補助を実施している。

詳細は下表のとおりである。

補助対象者の（6）その他市長が適当と認める団体については、令和6年度においては、高松市商店連盟、香川県漆器工業協同組合、高松たばこ販売協同組合が対象となっており、一団体当たり約45万円から566万円の補助金額が交付されている。

補助対象事業の（1）イ 商品、意匠、技術等の開発・改善に関する事業とは、主に、香川県漆器工業協同組合の事業を想定しており、例えば、令和6年度では、輪島塗作家と香川の漆器職人が、コラボ商品を開発した「新商品開発事業」などが該当している。（1）ウ 経営情報の収集、調査その他経営近代化の促進に係る基礎調査に関する事業とは、主に調査を行う事業であり、令和6年度では、香川県中小企業団体中央会が、県内の中小企業における労働事情を把握するため、600社を対象に「中小企業労働事情実態調査」を実施した「地域産業実態調査事業」などが該当している。

また、高松市商店連盟は、商店街等でイベントを開催することが主な事業であるが、コロナ禍では、その影響により開催予定のイベント自体が中止されたり、当初の想定人数よりも少ない動員数となったりすることが多く、余剰となった補助金を市に戻入していた。しかし、コロナ禍が明けても同様に市に戻入される補助金額が発生したため、原因を調査したところ、コロナ禍で中止となったイベントが復活できなかつたこと等が主な原因であった。このため、補助対象内容を見直した結果、令和7年2月28日付「高松市中小企業指導団体等育成補助金の見直しについて（通知）」によって、補助対象が限定されることとなった。

(中小企業指導団体等育成補助金)

交付の目的	中小企業者等の経営の合理化、近代化の促進及び育成指導に努めるとともに、その構成員の文化的、経済的な改善向上をはかること。
補助対象者	(1) 高松商工会議所 (2) 高松市中央商工会 (3) 高松市牟礼庵治商工会 (4) 香川県中小企業団体中央会 (5) 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター (6) その他市長が適当と認める団体
補助対象事業	(1) 高松商工会議所、香川県中小企業団体中央会、独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター、その他市長が適当と認める団体 市長が認めた事業及び以下ア・イ・ウに該当する事業 ア 講習、研修その他団体構成員の資質の向上に関する事業 イ 商品、意匠、技術等の開発・改善に関する事業 ウ 経営情報の収集、調査その他経営近代化の促進に係る基礎調査に関する事業 (2) 高松市中央商工会、高松市牟礼庵治商工会 小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に係る事業費
補助対象経費	(1) 高松商工会議所、香川県中小企業団体中央会、独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター、その他市長が適当と認める団体市長が認める事業費の 10 パーセント以内の額 上記のアからウについては、その事業に係る事業費の 20 パーセント以内の額 (2) 高松市中央商工会、高松市牟礼庵治商工会 小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に係る事業費の額から、当該事業に対する香川県からの補助金等の額を控除した額の 50 パーセント以内の額
補助金の額	補助対象経費の合計額が予算を超えない範囲

ウ. 指摘及び意見

【意見】

補助対象となる経費の内容について、各々の補助対象団体と、改めて補助対象経費に関する認識を共有することが望ましい。

補助している団体が様々であり予算科目の名称が団体により大きく異なっているため、対象経費の科目を統一的に中小企業振興助成条例及びその施行規則に明記することが難しいのが実情であることから、補助対象経費の詳細が明記されていない。

しかし、補助対象となる経費の範囲が不明確であれば、誤解や拡大解釈等により本来の補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付される恐れがある。各々の補助対象団体と、改めて補助対象経費に関する認識を共有し、根拠法令にそぐわない経費を正確に除いた形で、補助金を申請するように促し、誤解や拡大解釈を防止することが望ましい。

【意見】

市は中小企業団体補助金に関する定期監査において、補助対象経費に係る出納簿及び契約書、納品書、請求書、領収書等を確認している。しかし、どの証憑を確認の対象とするかは、担当職員の判断に委ねられているため、一定の確認基準を設けることが望ましい。

中小企業団体補助金については、香川県経営支援課の実施する監査に合わせて、市の担当職員による定期監査が実施され、補助対象経費に係る出納簿及び契約書、納品書、請求書、領収書等を確認している。担当職員が異動等で交替した場合には、不慣れな担当者が検査を実施することになるため、確認の水準が変わってしまうことになる。補助金の対象となる支出については、各団体で異なっていることもあるため、対象となる勘定科目や支出を明確にした具体的な手続について文書化して引き継いでいくことが望ましい。

【意見】

市は中小企業団体補助金に関する定期監査において、補助対象経費に係る出納簿及び契約書、納品書、請求書、領収書等への確認証跡を残すことが望ましい。

個々の証憑について確認証跡を残すことは難しくとも、例えば「交通費について〇〇件領収書等と突合した範囲においては、補助対象外となる支出はないことを確認した。」と記録を残すことが望ましい。

【意見】

活動計画等に基づく定量的・定性的指標により、補助金の効果を検証することが望ましい。

補助金の効果の検証は困難であることから、現状では補助金の効果の検証が実施されていない。

しかしながら、商工会等各団体でも年間活動計画等作成し、補助金申請時に提出されている点から、少なくともこれらに基づく定量的定性的K P Iによるモニタリングをすることが望ましい。

- ・経営指導員若しくは支援員一人当たりの指導件数
- ・指導を実施した中小企業へのアンケートの実施
- ・経営指導講習会の開催回数

②商店街共同施設事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	16		
補助金等名称	商店街共同施設事業補助金		
所管部課名	産業振興課		
補助金等の目的	商店街の構造の高度化及び経営の近代化に関する助成措置を講ずることで、商店街の育成及び振興を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	高松市中小企業振興助成条例に基づき、商店街振興組合又はこれに準ずる団体が一般公衆の利便を図るための共同施設を新設、改設、補修、若しくは改良した際、その事業経費を補助するもの。		
補助対象期間	<p><input type="checkbox"/>単年度 <input checked="" type="checkbox"/>複数年度（原則2年）</p> <p>※事業完了年度の次年度に交付のため。</p> <p>5,000万円を超える額は、次年度以降の繰り越しもあり。</p>		
事業開始年度	昭和47年度	事業終了年度	なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市中小企業振興助成条例 高松市中小企業振興助成条例施行規則		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	商店街振興組合又は、これに準ずる団体		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<p><input type="checkbox"/>運営費補助 <input type="checkbox"/>事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>施設等整備補助 <input type="checkbox"/>利子補給</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>要綱等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載していない。</p>		
補助率	<p>【新設・改設】事業費の1/4</p> <p>【補修・改良】事業費から50万円控除した額から1/4</p>		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び 見直し内容	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>()</p>		
財源	<p>特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 %</p> <p>一般財源：100%</p>		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
R4 年度	1	50,000	1	50,000																
R5 年度	1	50,000	1	50,000																
R6 年度	1	50,000	1	50,000																
効果検証の実施状況	ア. <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値 ・中央商店街の新規出店数																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>47</td> <td>42</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>100%</td> <td>89.4%</td> <td>92.9%</td> </tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	47	42	39	目標値	47	47	42	達成度	100%	89.4%	92.9%
	R4	R5	R6																	
実績値	47	42	39																	
目標値	47	47	42																	
達成度	100%	89.4%	92.9%																	
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 (中心市街地商店街活性化支援事業費補助金、高松中央商店街伴走型支援事業補助金、中央商店街創業新規出店補助金)																			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（交付先が上記の団体であるため、対応なし。）																			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）																			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）																			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）																			

イ. 補助事業等の概要

高松市中小企業振興助成条例に基づき、商店街振興組合又はこれに準ずる団体が一般公衆の利便を図るための共同施設を新設、改設、補修若しくは改良する事業を行ったとき、その事業について事業経費を補助するものである。商店街の構造の高度化及び経営の近代化に関する助成措置を講ずることで、商店街の育成及び振興を図り、商店街振興組合等による共同施設の整備等を補助することで、来街者の利便性を高め、商店街の活性化及び地域経済の振興に寄与する目的である。

補助対象となる共同施設は、街路灯、アーケード、商店街共同駐車場、道路の舗装、自転車置場、小公園、物品預り所、休憩所、その他これらに類するものであって市長が認めたものである。

補助金は、土地に係るものを除く事業費を対象とし、事業完了年度の次年度に交付される。ただし、補助金の額が 5,000 万円を超える場合は、超える額について次年度以降に繰り越すものとし、その後も同様である。

補助金の額は、共同施設の新設、改設の場合、市長の認める事業費（土地に係るものを除く）の 25 パーセント以内の額で、かつ、1 億円を超えない額とされ、共同施設の補修、改良の場合は、総事業費から 50 万円を控除した額の 25 パーセント以内の額を対象とする。

なお、アーケード、商店街共同駐車場の新設又は改設に係る補助金の額は、市長が特に必要があると認めたときは、市長の認める事業費（土地に係るものを除く）の 25 パーセント以内の額で、かつ、2 億円を超えない額とされる。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

補助対象事業の補助対象とする事業費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。

商店街共同施設事業補助金は、「高松市中小企業振興助成条例施行規則」において、補助対象を市長の認める事業費（道路以外は、土地に係るものを除く）としており、事業費の範囲が具体的に規定されていない。

補助対象事業費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象事業費とは異なる事業費に対して補助金が交付されるリスクがある。

したがって、「高松市中小企業振興助成条例施行規則」等において、補助対象とする事業費に含まれる科目や内容を具体的に定めた上で、当該規則に従い、補助対象事業費部分についてのみ適切に補助金を交付することが望ましい。

【意見】

補助金により取得した財産の処分について、補助対象先の取得財産等の管理状況等を確認することが望ましい。

「高松市中小企業振興助成条例施行規則」には、補助金の交付を受けた事業により取得した財産等の処分について、制限が設けられているものの、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。補助金により取得した財産の処分は、取得財産等が補助金交付の目的に反して使用されることを防止し、公的資金の適正な利用を確保することや補助事業の効果の一定期間の維持を図る趣旨で制限されている。そのため、設けられた規定の実効性を確保するために、財産処分の制限を受ける対象取得財産等を明確にするとともに、例えば、実地検査の実施や補助対象先からの定期報告の徵求等により、補助対象先の取得財産等の管理状況等を確認することが望まれる。

【意見】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、「高松市中小企業振興助成条例」、「高松市中小企業振興助成条例施行規則」では規定されていない。本事業は、商店街振興組合又はこれに準ずる団体が一般公衆の利便を図るための共同施設を新設、改設、補修若しくは改良する事業を行ったとき、その事業について事業経費を補助するものであり、取得費や工事費等、補助金の額は数億円にものぼる。公金を原資としている以上、交付先に対して、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を採用するよう、規定することが望ましい。

【指摘】

補助事業採択時における収支予算書に記載の事業費の算定基礎となる工事費の妥当性について、証憑等を確認する必要がある。

補助事業者は、補助事業着手前に中小企業補助事業採択申請書及びその必要書類として収支予算書を提出しているが、収支予算書に記載された事業費の一部について原始証憑の確認の実施を行っていない。

監査対象期間の補助対象事業費は、補助事業者の商店街共同施設取得費及び整備費であった。このうち、商店街共同施設取得費は、補助事業者が再開発組合から共同施設を取得するための費用であり、その取得費用は当共同施設の工事費等に基づき算定された床原価を基準に算定されている。補助事業者が作成した床原価の算定資料はあるものの、その算定根拠となる工事費等を確認できる原始証憑等は確認できていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、収支予算書の内容に誤りがあったときや、補助対象外の事業への充当や不正な支出があったときに、高松市が気づけないまま過大に補助金を交付する可能性がある。公金を原資としている以上、事業採択時から補助事業者が作成した算定資料の客観的な妥当性を確認する必要がある。

【意見】

効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

本事業における現在の効果検証の成果指標は、中央商店街の新規出店数としている。商店街の育成及び振興を図るという本補助金の目的においては、出店者側の利便性を検証することができる一つの指標といえる。

一方、商店街共同施設の新設等により一般公衆の利便を図ることも本補助金の目的であり、新規出店数を検証するのみでは、一般公衆の利便性にどの程度の効果があるか見えづらい。そのため、利用者側の利便性を検証する指標の設定も必要と考えられ、例えば、本補助金により整備された共同施設による効果を測定する指標の設定も検討することが望まれる。

【意見】

交付先が暴力団員等でないことや暴力団員が含まれていないことを確認するため、暴力団排除条例への対応の検討が望まれる。

本補助金の交付先は、商店街振興組合または、これに準ずる団体とされており、暴力団排除条例への対応はしていない。暴力団排除の目的においては、補助金の交付先が暴力団員等でないことや暴力団員が含まれていないこと等を確認していかなければ、排除できない可能性がある。交付先から暴力団員等でないことを宣誓書等の書面で確認していない場合、交付先が市町村である場合や制度上暴力団員等でないことが担保されている場合に該当しなければ、交付先が暴力団員等でないことや暴力団員が含まれていないことを担保することは難しく、誤って暴力団員等に補助金を交付する可能性が排除できないと考えられる。

したがって、暴力団排除条例への対応を検討することが望まれる。

③緊急経営安定対策特別融資利子補給金

ア. 補助金等の概要

No.	17		
補助金等名称	緊急経営安定対策特別融資利子補給金		
所管部課名	産業振興課		
補助金等の目的	高松市緊急経営安定対策特別融資の円滑な利用の促進を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	高松市緊急経営安定対策特別融資を受けた中小企業者の利子支払額の一部を補給するもの。		
補助対象期間	<p><input checked="" type="checkbox"/>単年度 <input type="checkbox"/>複数年度</p> <p>※R2年度及びR3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて当該融資を利用した事業者については6年間</p>		
事業開始年度	平成10年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市中小企業融資規程 ・高松市緊急経営安定対策特別融資金利子補給金交付要綱 ・令和6年度高松市緊急経営安定対策特別融資実施要領 		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	中小企業者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>要綱等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載していない。</p>		
補助率	<p>年0.8%：融資利率(1.8%)の内0.8%を補給(R6年度末時点)</p> <p>※R2年度及びR3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて当該融資を利用した事業者については、融資利率1.8%と同率の1.8%を補給</p>		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>()</p>		
財源	<p>特定財源：国92.3% 県 % 市債 % その他 %</p> <p>一般財源：7.7%</p>		

	<p>※R2年度及びR3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて当該融資を利用した事業者については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して造成した基金を財源として運用、基金運用期間終了後に発生する補給については一般財源を充てるもの。なお、平常時は一般財源のみで運営している。</p>																				
補助金等交付	予算		実績																		
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																	
R4年度	—	47,126	1,128	38,741																	
R5年度	—	37,943	1,138	36,604																	
R6年度	—	26,965	1,106	26,965																	
効果検証の実施状況	<p>ア. <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資完済進捗率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>—</td><td>—</td><td>18%</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>18%</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>—</td><td>—</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>						R4	R5	R6	実績値	—	—	18%	目標値	—	—	18%	達成度	—	—	100%
	R4	R5	R6																		
実績値	—	—	18%																		
目標値	—	—	18%																		
達成度	—	—	100%																		
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																				
暴力団排除条例への 対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input checked="" type="checkbox"/>その他(補助対象先に暴力団体が含まれる状況にないため記載していない)</p>																				
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/>その他（補助金による消費税が生じないため記載していない）</p>																				
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/>その他（補助金が財産を購入する目的ではないため記載していない）</p>																				
補助対象先の調達	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。</p>																				

方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/> ■その他（補助対象先での調達なし）
----	--

イ. 補助事業等の概要

高松市緊急経営安定対策特別融資の円滑な利用の促進を図ることを目的とするものであり、高松市緊急経営安定対策特別融資を受けた中小企業者の利子支払額の一部を補給するものである。

高松市中小企業融資制度としては、高松市緊急経営安定対策特別融資の他に事業資金、開業資金がある。緊急経営安定対策融資は、経営が上手く行かなくなった事業者に対し、緊急的に貸し付けるものであるため、通常の融資である事業融資を重ねて受けることはできない。事業融資を受けている事業者が、経営が悪化したときに、緊急経営安定対策融資を追加で受けることはできる。ただし、事業融資の残高と合わせて700万円までの上限がある。また、開業融資は、事業融資・緊急経営安定対策融資とは全く別物であるため、重複して受けることはできないという規定となっている。

利子補給対象者としては高松市緊急経営安定対策特別融資を受けた中小企業者で、償還計画通りの返済をしており、市税の滞納をしていない事業者の利子支払額の一部となっている。

利子補給金の額は、利子補給金の合計額が予算の範囲内を上限とする。

(高松市緊急経営安定対策特別融資金利子補給金)

交付の目的	緊急経営安定対策特別融資を受けた中小企業者に対し利子補給を行うことにより、当該融資の円滑な利用の促進を図り、もって市内の中 小企業者の経営の改善及び安定に資することを目的とする。
利子補給対象者	高松市中小企業融資規程（昭和 53 年高松市規程第 7 号。以下「規程」という。）附則第 7 項の規定により緊急経営安定対策特別融資を受けた者で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 (1) 当該融資に係る償還計画において定められた各月の償還をその期限までにした者 (2) その者に課された本市の市税の額のうち第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による申請の日前に納期（徴収の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（徴収の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日以後に到来するものを除く。）を滞納していない者
利子補給金の額	規程附則第 7 項に規定する融資利率による当該年度分の利子支払額のうち、融資利率を年 0.8 パーセントで計算して得た額 (新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した場合における緊急経営安定対策特別融資に係る利子補給の対象期間等の特例) 2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により売上高が減少した場合における緊急経営安定対策特別融資に係る第 3 条及び第 5 条の規定の適用については、第 3 条中「融資を受けた日の属する月から起算して 3 年間」とあるのは「融資期間（融資期間の延長があった場合で、その延長後の融資期間が 6 年を超えるときにあっては、融資を受けた日の属する月から起算して 6 年間）」と、第 5 条中「年 0.8 パーセント」とあるのは「年 1.8 パーセント」とする。
補助金の額	補助対象補給金額の合計額が予算額を超えない範囲

④中小企業労働者福祉共済事業給付金

ア. 補助金等の概要

No.	18		
補助金等名称	中小企業労働者福祉共済事業給付金		
所管部課名	産業振興課		
補助金等の目的	中小企業労働者福祉共済事業（ウェルばる高松）は、市内の中小企業で働く労働者の福祉増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	<p>給付金事業内容 永年勤続慰労金や退職せん別金、結婚祝金や傷病見舞金等</p> <p>対象事業概要 市が運営している中小企業労働者福祉共済事業への加入事業所（＝加入者）の従業員（＝被共済者）のための福利厚生制度</p>		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度		
事業開始年度	昭和 51 年 4 月	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市中小企業労働者福祉共済条例 同条施行規則		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ）)		
交付先	被共済者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input checked="" type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外（ ）		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他（給付金）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。</p>		
補助率	規定に基づくもの		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<p><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>（ ）</p>		
財源	<p>特定財源：国 % 県 % 市債 %</p> <p>その他 100% (加入者及び被共済者が負担する掛金による)</p> <p>一般財源： %</p>		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
R4 年度	2,505	42,085	2,406	40,485																
R5 年度	2,605	43,320	2,507	42,930																
R6 年度	2,458	42,090	2,206	38,665																
効果検証の実施状況	ア. <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>8,184</td> <td>7,804</td> <td>7,784</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>8,330</td> <td>8,330</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>98%</td> <td>94%</td> <td>99%</td> </tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	8,184	7,804	7,784	目標値	8,330	8,330	7,800	達成度	98%	94%	99%
	R4	R5	R6																	
実績値	8,184	7,804	7,784																	
目標値	8,330	8,330	7,800																	
達成度	98%	94%	99%																	
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 																			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(補助対象先に暴力団体が含まれる状況にないため記載していない)																			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(補助金による消費税が生じないため記載していない)																			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(補助金が財産を購入する目的ではないため記載していない)																			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(補助対象先での調達なし)																			

イ. 補助事業等の概要

市が中小企業勤労者福祉共済事業を実施することにより、市内の中小企業で働く勤労者の福祉の増進を図り、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的とするものである。

中小企業勤労者福祉共済事業加入事業所（加入者）の従業員被共済者（従業員）に対し、①給付事業と、②福利事業を行っている。①給付事業とは、永年勤続慰労金や退職せん別金、結婚祝金や傷病見舞金等10種類の給付金を給付する事業である。②福利事業とは、グルメ、エンタメ、健康管理など個々の共済事業加入事業所（加入者）では実現が難しかった生活を豊かにする福利厚生サービスである。

令和7年10月1日現在、加入事業所は598社、被共済者（従業員）数は7,595人である。効果指標は、従業員被共済者の目標人数に対する実際加入者数の割合としている。

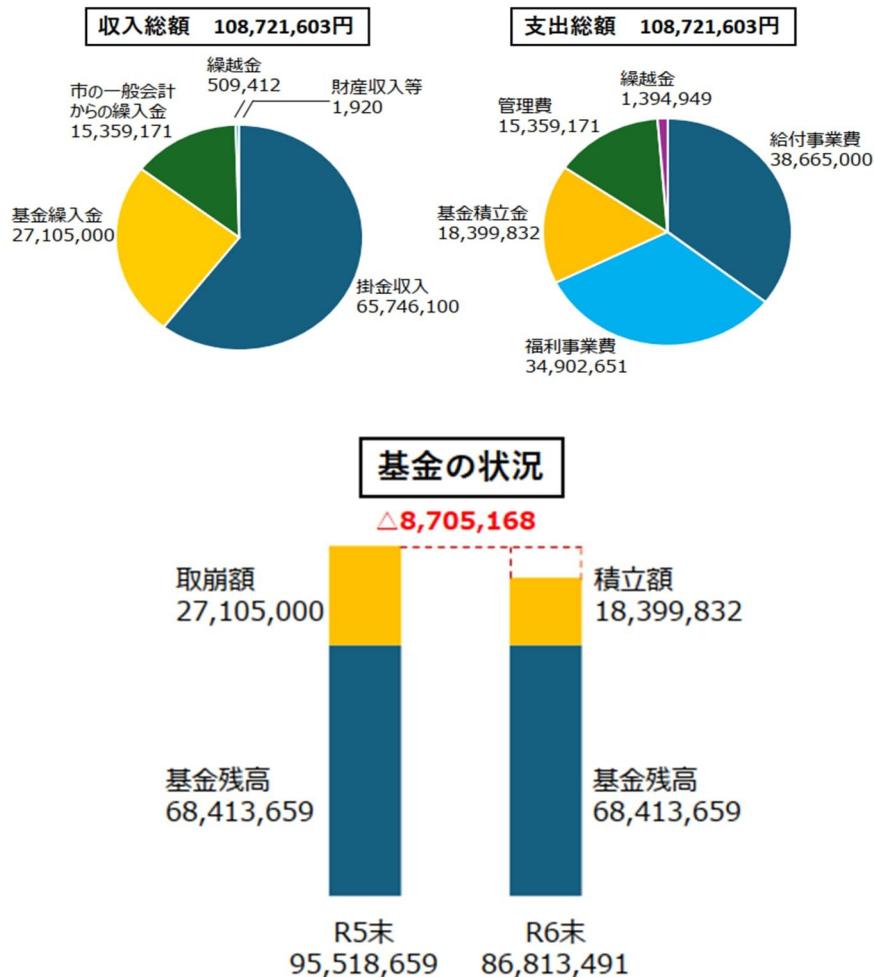
中小企業勤労者福祉共済事業は、高松市の特別会計の中で運営されており、下図のとおり、収入総額は加入事業所（加入者）からの掛金収入、過去に掛金収入から積み立てた、いわば貯金である基金からの繰入額、市の一般会計からの繰入金から構成されている。市の一般会計からの繰入金は、中小企業勤労者福祉共済事業の事務局を運営するための入件費や事務費等の運営費である。

支出総額は、給付事業費、福利事業費、基金への積立額、管理費、繰越金から構成されている。給付事業費は加入事業所（事業者）からの掛金収入と、基金からの繰入額が充てられている。福利事業費は当該掛金収入のみで賄われている。管理費は、事務局職員の給与等として、市の一般会計からの繰入額と同額が支出されている。

また、基金は別会計で作られており、上述のとおり将来の支出への備えのため、加入事業所（加入者）からの掛金収入の中から積み立てられている。基金残高は安定的な運用がなされている。

特別会計であるため、中小企業勤労者福祉共済事業の支出と収入は毎年同額で均衡している。

(単位 : 円)



(出典：会報誌「ウェルばる高松 2025年12月号」令和6年度中小企業労働者福祉共済事業の収支決算状況について)

(2) 企業立地推進課

①企業誘致助成金

ア. 補助金等の概要

No.	19		
補助金等名称	企業誘致助成金		
所管部課名	企業立地推進課		
補助金等の目的	本市における誘致施設等の立地を促進し、地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	市内に誘致施設等を設置する企業に対し、投下固定資産額に対する一定割合及び新規雇用者数に応じ助成するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（最大5年） ※誘致施設等ごとに規定		
事業開始年度	平成21年度	事業終了年度	令和9年度
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	高松市企業誘致条例、高松市企業誘致条例施行規則、高松市企業誘致条例及び同施行規則事務処理要領		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
交付先	高松市企業誘致条例第3条第1項に基づき指定した指定企業		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外（ ）		
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	別紙のとおり ※誘致施設等ごとに規定		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 令和6年度：データセンターに対する要件及び助成措置内容の拡充等 令和7年度：雇用に対する助成の加算の廃止（就職氷河期世代加算）		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
R4 年度	9	203, 375	9	164, 377
R5 年度	18	488, 374	17	479, 833
R6 年度	20	344, 584	17	320, 321
効果検証の実施状況	ア. <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値 (指定企業数)			
	R4	R5	R6	
実績値	115	132	148	
目標値	115	125	135	
達成度	100%	105. 6%	109. 6%	
成果指標 (KPI) が同一の補助金等の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください ())			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (予め補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を減額して申請)			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			

イ. 補助事業等の概要

市内に誘致施設等を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによってその立地を促進し、地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とするものである。

対象となる誘致施設、交付要件、助成内容及び限度額は下記のとおり定められている。

〈交付要件〉

誘致施設	交付要件
工場	<p>■投資に対する要件 土地を除く投下固定資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 1億円以上 ・中小企業者 3千万円以上 <p>■雇用に対する要件 (新規常用雇用者又は新規短時間労働者の数(以下同様))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 10人以上 ・中小企業者 2人以上
運輸施設	<p>■投資に対する要件 土地を除く投下固定資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 1億円以上 ・中小企業者 3千万円以上 <p>■雇用に対する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 10人以上 ・中小企業者 2人以上
情報処理関連施設 (情報処理サービス業等)	<p>■雇用に対する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 5人以上 ・中小企業者 2人以上
情報処理関連施設 (コールセンター等)	<p>■雇用に対する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 10人以上
情報処理関連施設 (データセンター)	<p>■投資に対する要件 土地を除く投下固定資産額 50億円以上</p> <p>■雇用に対する要件 5人以上</p>
物流拠点施設	<p>■投資に対する要件 土地を除く投下固定資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 3億円以上 ・中小企業者 1億円以上

誘致施設	交付要件
	<p>■雇用に対する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 5人以上 ・中小企業者 2人以上
試験研究施設	<p>■投資に対する要件</p> <p>土地を除く投下固定資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 1億円以上 ・中小企業者 3千万円以上 <p>■雇用に対する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 5人以上 ・中小企業者 2人以上
地方拠点強化施設	<p>■対象施設</p> <p>調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門のいずれかに使用する事務所／研究所／研修所</p> <p>■雇用に対する要件</p> <p>5人以上</p>
賃貸目的で設置する物流拠点施設、情報処理関連施設	<p>■投資に対する要件</p> <p>土地を除く投下固定資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 6億円以上 ・中小企業者 3億円以上
知的創造サービス業を行う事業所	<p>■対象業種</p> <p>新聞業/出版業/映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 / デザイン業 (デジタルコンテンツのデザイン制作に係るもの) /著述・芸術家業/ 経営コンサルタント業/純粋持株会社/その他の専門サービス業 /広告業/土木建築サービス業 /機械設計業/ 商品・非破壊検査業 / 計量証明業 / 写真業 /その他の技術サービス業</p> <p>■雇用に対する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 5人以上 ・中小企業者 2人以上

(助成内容及び限度額)

誘致施設	助成内容及び限度額
工場	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の 10% (G X 関連分野製品製造の場合は 15%)</p> <p>■雇用に対する助成 新規常用雇用者数 (10 人まで) × 500,000 円 (11 人目以降) × 300,000 円 新規短時間労働者数 × 150,000 円</p> <p>■雇用に対する助成 (加算) 新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000 円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000 円</p> <p>■限度額 200,000,000 円</p>
運輸施設	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の 5%</p> <p>■雇用に対する助成 新規常用雇用者数 × 500,000 円 新規短時間労働者数 × 150,000 円</p> <p>■雇用に対する助成 (加算) 新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000 円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000 円</p> <p>■限度額 200,000,000 円</p>
情報処理関連施設 (情報処理サービス業等)	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の 25% 事務所賃借料 (年額) の 1/2 (5 年間) 通信機器賃借料 (年額) の 1/2 (1 年間)</p> <p>■雇用に対する助成 新規常用雇用者数 × 500,000 円 新規短時間労働者数 × 150,000 円 (3 年間 2 年目以降は純増分のみ)</p> <p>■雇用に対する助成 (加算) 新規常用雇用者のうち転入常用雇用者に該当する者の数 × 500,000 円 新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000 円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000 円</p>

誘致施設	助成内容及び限度額
	<p>(いずれの加算も 3 年間 2 年目以降は純増分のみ)</p> <p>■限度額 5 年間で 200,000,000 円 (うち事務所賃借料等は年 20,000,000 円)</p>
情報処理関連施設 (コールセンター等)	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の 15% 事務所賃借料 (年額) の 1/2 (3 年間) 通信回線使用料 (年額) の 1/2 (3 年間) 通信機器賃借料 (年額) の 1/2 (1 年間)</p> <p>■雇用に対する助成 新規常用雇用者数 × 300,000 円 新規短時間労働者数 × 150,000 円 (3 年間 2 年目以降は純増分のみ)</p> <p>■雇用に対する助成 (加算) 新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000 円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000 円 (いずれの加算も 3 年間 2 年目以降は純増分のみ)</p> <p>■限度額 3 年間で 200,000,000 円 (うち事務所賃借料等は年 20,000,000 円)</p>
情報処理関連施設 (データセンター)	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の 10% 事務所賃借料 (年額) の 1/2 (5 年間) 通信回線使用料 (年額) の 1/2 (5 年間) 通信機器賃借料 (年額) の 1/2 (5 年間) 電気料金 (年額) の 1/2 (5 年間)</p> <p>■雇用に対する助成 新規常用雇用者数 × 300,000 円 新規短時間労働者数 × 150,000 円 (3 年間 2 年目以降は純増分のみ)</p> <p>■雇用に対する助成 (加算) 新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000 円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000 円 (いずれの加算も 3 年間 2 年目以降は純増分のみ)</p> <p>■限度額 5 年間で 200,000,000 円 (うち事務所賃借料等は年 20,000,000 円)</p>
物流拠点施設	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の 10%</p>

誘致施設	助成内容及び限度額
	<p>■雇用に対する助成</p> <p>新規常用雇用者数 (10人まで) × 500,000円 (11人目以降) × 300,000円</p> <p>新規短時間労働者数 × 150,000円</p> <p>■雇用に対する助成 (加算)</p> <p>新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000円</p> <p>■限度額</p> <p>200,000,000円</p>
試験研究施設	<p>■投資に対する助成</p> <p>投下固定資産額の 15%</p> <p>■雇用に対する助成</p> <p>新規常用雇用者数 (10人まで) × 500,000円 (11人目以降) × 300,000円</p> <p>新規短時間労働者数 × 150,000円</p> <p>■雇用に対する助成 (加算)</p> <p>新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000円</p> <p>■限度額</p> <p>200,000,000円</p>
地方拠点強化施設	<p>■投資に対する助成</p> <p>投下固定資産額の 25%</p> <p>事務所賃借料 (年額) の 1/2 (5年間) 通信機器賃借料 (年額) の 1/2 (1年間) 事務所等改装費 (年額) の 1/2 (1年間)</p> <p>■雇用に対する助成</p> <p>新規常用雇用者数 × 500,000円 新規短時間労働者数 × 150,000円 (3年間 2年目以降は純増分のみ)</p> <p>■雇用に対する助成 (加算)</p> <p>新規常用雇用者のうち転入常用雇用者に該当する者の数 × 500,000円 新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数 × 300,000円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数 × 150,000円 (いずれの加算も 3年間 2年目以降は純増分のみ)</p>

誘致施設	助成内容及び限度額
	<p>■限度額 5年間で200,000,000円（うち事務所等賃借料等は年20,000,000円）</p>
賃貸目的で設置する物流拠点施設、情報処理関連施設	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の3%</p> <p>■限度額 200,000,000円</p>
知的創造サービス業を行う事業所	<p>■投資に対する助成 投下固定資産額の5%</p> <p>■雇用に対する助成 新規常用雇用者数×500,000円 新規短時間労働者数×150,000円</p> <p>■雇用に対する助成（加算） 新規常用雇用者のうち障がい者に該当する者の数×300,000円 新規短時間労働者のうち障がい者に該当する者の数×150,000円</p> <p>■限度額 200,000,000円</p>

（出典：高松市企業誘致制度のご案内）

ウ. 指摘及び意見

【意見】

指定企業が暴力団との関係を有している場合は、指定を取り消すことができるよう、例規整備を行うことが望ましい。

担当課によると、令和7年度から東京商エリサーチを活用し、指定企業の暴力団との関係の有無を確認しているとのことである。

実務上、暴力団との関係を確認された場合、その結果に基づき指定企業の取消を行うためには法的根拠が必要と考えられる。

また、企業誘致助成金は公金であり、暴力団等の反社会的勢力に資金が渡ることは、公共の信頼を損なう行為であるため、資金の適正な使用を担保する観点からも、暴力団排除に関する規定を明確化する例規整備が望ましい。

【意見】

効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

指定企業数を企業誘致助成金の効果検証の成果指標としている。この成果指標では誘致施設の立地の促進という目的について効果検証することができるが、企業誘致助成金を交付することによりどの程度雇用を創出しているか、雇用機会の拡大という目的における実質的な効果が見えづらいと考えられる。

したがって、雇用機会の拡大という助成金交付の目的についても効果を測定する観点から、例えば、高松市在住者に関する新規雇用者数等の指標についても成果指標として設定を検討することが望まれる。

(3) 農林水産課

①かがわの水田農業競争力強化対策事業

ア. 補助金等の概要

No.	20		
補助金等名称	かがわの水田農業競争力強化対策事業		
所管部課名	農林水産課		
補助金等の目的	担い手農家が規模拡大を図るため、農業機械の導入に対し支援し、水田農業の競争力を強化する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	水田農業の競争力を強化することを目的として、県内の米麦等の維持向上を図るため、担い手の生産拡大や品質向上、経営の高度化等に対する支援するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 29 年度	事業終了年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	• かがわの水田農業競争力強化対策事業費補助金交付要綱 • かがわの水田農業競争力強化対策事業実施要領		
交付決定方式	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	農業者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	県費：事業費の 1/3 以内、市費：事業費の 10% 以内		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 1/3 以内 市債 % その他 % 一般財源：10% 以内		
予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	5	13,620
	R5 年度	3	9,643
	R6 年度	5	15,455
			8,427
			5,884
			11,840

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					R 4	R 5	R 6	実績値				目標値				達成度			
	R 4	R 5	R 6																	
実績値																				
目標値																				
達成度																				
<p>成果指標 (KPI) が同一の補助金等の有無</p> <p><input type="checkbox"/>あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください ()</p>																				
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 ■その他（事業実施主体に関する定めがあり、その中で確認している）</p>																			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p>■要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p>■要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>																			
補助対象先の調達方法	<p>■要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>																			

イ. 補助事業等の概要

かがわの水田農業競争力事業は、水田農業の競争力を強化することを目的として、香川県内の米麦等の維持向上を図るため、担い手の生産拡大や品質向上、経営の高度化等に対して農業者を支援するものである。

補助対象とする事業の内容や事業実施主体、事業実施期間、採択基準や補助率などは事業種目ごとに詳細に決められており、香川県において事業実施計画や事業実施希望ヒアリング等により採択の可否が決定される。

なお、補助率は県からの補助であり、これに上乗せをする形で高松市が事業費の10%以内を補助している。補助金額については県で3百万円、市で1百万円の上限がある。

補助対象については、事業種目ごとに決定されており、作付面積拡大タイプ、複合経営タイプ及び高品質種子生産タイプについては税込見積価格が1,000千円を超えるものを原則として補助対象としている。「おいでまい」高品質化タイプについては税込見積価格が500千円を超えるものを補助対象としている。

高松市は、香川県での補助金採択に従って、農業者の窓口となって県への補助金の申請や補助金の支払い業務を担当している。事務内容は香川県の要綱等に従っている。

②高松市学校給食における地場産農畜水産物利用拡大事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	21			
補助金等名称	高松市学校給食における地場産農畜水産物利用拡大事業補助金			
所管部課名	農林水産課			
補助金等の目的	地産地消を基本とした共生型農業の推進及び食に対する理解と信頼の増進並びに市内農林水産物の需要拡大と市民の健康で豊かな食生活の実現を図る。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	学校給食において実施する高松ごじまん品等利用拡大事業に係る経費について補助するもの。			
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)			
事業開始年度	令和4年度	事業終了年度	令和7年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市学校給食における地場産農畜水産物利用拡大事業補助金交付要綱			
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()			
交付先	高松市農産物ごじまん品推進協議会			
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外			
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()			
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他()			
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。			
補助率	なし			
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 (補助金額の減額)			
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
R4年度	6	17,500	6	14,630
R5年度	7	17,500	7	17,167
R6年度	7	10,000	7	10,000

効果検証の実施状況	ア. <input type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。			
	イ. 成果指標の目標値と実績値			
		R 4	R 5	R 6
	実績値			
	目標値			
	達成度			
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 			
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			

イ. 補助事業等の概要

本補助金は、高松市内の小中学校の学校給食に「高松産ごじまん品」を中心とした地場産農畜水産物の提供（補助対象事業）を実施する補助対象者に対し交付される。

なお、「高松産ごじまん品」とは「高松市農産物ごじまん品推進協議会」において、本市のごじまん品として認定された、市内で生産された農産物である。

本補助金の目的は、地産地消を基本とした共生型農業の推進及び市民の食に対する理解と信頼の増進並びに健康で豊かな食生活の実現である。補助対象者は、要綱上「高松市農産物ごじまん品推進協議会」と「高松市漁業組合連絡協議会」の2つに限定されているが、これは本補助金の目的を達成できる事業者が上記の2つに限られるためである。

補助対象品目は、牛肉（オリーブ牛）、キウイフルーツ（香緑）、ミカン（露地）、ブドウ（シャインマスカット）、イチゴ（さぬきひめ）、ナバナ、ブロッコリー（カット）、アスパラガス、ナス、ミニトマト、キュウリ、オクラ、スイートコーン、デコポン、ノリ、タイである。

補助金の額は、補助対象事業の実施に必要な食材費、加工費及び給食調理場までの輸送に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限として、市長が定める額とされる。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

高松市補助金等交付規則の第7条第1項第1号にある「市長が認める軽微な変更」として取り扱っている変更があるものの、当該補助金に関する軽微な変更の内容を記載した規定等がないことから、一定の基準や指針を検討することが望ましい。

補助事業者は、補助金等交付申請時に申請書と一緒に事業計画書と収支予算書を提出している。

それらの資料において、当初はデコポンを提供する予定であったが、デコポンの価格高騰で入手が困難になったことから、同じ品種の不知火に変更している事例や、当初はブロッコリー（カット）を提供する予定であったが、ブロッコリーの価格高騰で入手が困難になったことから、ミニトマトに変更している事例があった。

高松市補助金等交付規則第7条第1項第1号において、補助事業等を変更した際には「補助金等交付申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く）」とされている。

市にヒアリングしたところ、規模・内容ともに事業の目的や効果に影響を及ぼさないものであり「市長が認める軽微な変更」と判断し、補助金を交付したことであった。

当該判断そのものに問題は認められないものの、当該補助金における軽微な変更の内容を記載した規定等がなく、現場の判断により運用がなされている状況である。

事務処理の一貫性や説明責任の観点から、今後、当該補助金における軽微な変更の範囲について、一定の基準や指針を検討することが望ましい。

③かがわ園芸産地生産力強化対策事業補助金

(平成 29 年～新規就農者サポート事業費補助金等を含む)

ア. 補助金等の概要

No.	22		
補助金等名称	かがわ園芸産地生産力強化対策事業補助金(H29～新規就農者サポート事業費補助金等を含む)		
所管部課名	農林水産課		
補助金等の目的	消費者のニーズに対応した品質と安定的な供給力を持った園芸産地の持続的発展を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	県オリジナル品種などの園芸作物の生産拡大及び品質向上を図るために実施する施設等の整備に係る経費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	令和 3 年度	事業終了年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	かがわ園芸産地生産力強化対策事業実施要領 かがわ園芸産地生産力強化対策事業費補助金交付要綱 新規就農者サポート事業実施要領 新規就農者サポート事業費補助金交付要綱		
交付決定方式	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	農業者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	○かがわ園芸産地生産力強化対策事業 ・園芸産地体制強化事業 県費：事業費の 3 分の 1 (県補助金に市町費を上乗せする場合 (当該市町費の額が、当該事業について令和 5 年度に適用した市町の補助金の交付に関する規程又は要綱により算定した額以上である場合に限る。) にあっては、40%) 以内、市費：事業費の 6 分の 1 以内 ・さぬき讃フルーツ拡大支援事業のうち生産拡大事業 県費：事業費の 2 分の 1 以内 (ただし受益者 1 戸当たりの補助金の上限金額は 7,500 千円 (県補助金に市町費を上乗せする場合		

	<p>(当該市町費の額が、当該事業について令和 5 年度に適用した市町の補助金の交付に関する規程又は要綱により算定した額以上である場合に限る。) にあっては、15,000 千円) とする、 市費：事業費の 13%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さぬき讃フルーツ拡大支援事業 のうち経営拡大事業 県費：定額：220 千円／10a 以内 ・施設園芸体質強化事業 県費：事業費の 3 分の 1 以内 市費：事業費の 6 分の 1 以内 ・施設野菜生産支援事業 県費：事業費の 2 分の 1 以内 ・生産性を高める畑地化支援事業 県費：定額：10a 当たり標準事業費の 1/2 相当額以内 <p>○新規就農者サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の里親育成事業 (のれん分け就農促進事業) 県費：研修生 1 人につき 5 万円／月、研修生 2 人目は 3 万 3 千円／月 対象とする研修生は 2 人以内 ・新規就農者の経営発展支援事業 県費：事業費の 1/3 以内 (上限は 200 万円。ただし、栽培管理用施設は上限 400 万円。) <p>市費：1/6 以内 (上限は 1 事業実施主体につき 100 万円。ただし、栽培管理用施設は 200 万円。)</p>														
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()</p>														
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源： % (上記補助率のとおり)														
補助金等交付 予算・実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">予算</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> </table>	予算		実績		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)						
予算		実績													
件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>R 4 年度</td> <td>18</td> <td>74, 136</td> <td>12</td> <td>52, 811</td> </tr> <tr> <td>R 5 年度</td> <td>12</td> <td>110, 572</td> <td>13</td> <td>75, 720</td> </tr> <tr> <td>R 6 年度</td> <td>16</td> <td>69, 793</td> <td>12</td> <td>53, 498</td> </tr> </tbody> </table>	R 4 年度	18	74, 136	12	52, 811	R 5 年度	12	110, 572	13	75, 720	R 6 年度	16	69, 793	12	53, 498
R 4 年度	18	74, 136	12	52, 811											
R 5 年度	12	110, 572	13	75, 720											
R 6 年度	16	69, 793	12	53, 498											

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 □効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値				目標値				達成度		
	R4	R5	R6													
実績値																
目標値																
達成度																
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p>□あり ■なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>															
暴力団排除条例への 対応	<p>□要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 □要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 □その他 ()</p>															
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p>□要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付 を受けている。 □要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他 ()</p>															
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p>■要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 □要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認して いない。 □要綱等に扱いの記載がない。 □その他 ()</p>															
補助対象先の調達 方法	<p>■要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 □要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確 認はしていない。 □要綱等に扱いの記載がない。 □その他 ()</p>															

イ. 補助事業等の概要

かがわ園芸産地生産力強化対策事業補助金は、社会情勢の変化や産地間競争の激化に打ち勝つために、産地の生産力・競争力を高め、消費者ニーズに対応した品質と安定的な供給力を持った園芸産地の持続的発展のため、県オリジナル品種等の園芸作物の生産拡大又は品質向上に取り組もうとする者が行う一定の事業について支援するものである。

補助対象事業は、園芸産地生産力強化支援事業（園芸産地体制強化事業・さぬき讃フルーツ拡大支援事業（生産拡大事業、経営拡大事業）、施設園芸体質強化事業、施設野菜生産支援事業、生産性を高める畑地化支援事業である。

新規就農者サポート事業費補助金は、農業者の高齢化や担い手不足が進む中、将来にわたり本県農業・農村を支える人材を確保していくためには、農家子弟のみならず、中高年齢者や他産業従事者、Iターン青年など多様な人材を幅広く確保・育成する必要があり、このため、のれん分け就農を促進して就農希望者が円滑に就農できる環境を整備し、本県の次代を担う新規就農者を確保・育成することを目的としたものである。

2 事業とともに、香川県での補助金採択に従って、補助事業者の窓口となって県への補助金の申請や補助金の支払い業務を担当している。補助金についても、県の補助金の上乗せ補助という形になっている。

④高松食肉事業協同組合と畜解体業務運営補助金

ア. 補助金等の概要

No.	23					
補助金等名称	高松食肉事業協同組合と畜解体業務運営補助金					
所管部課名	農林水産課					
補助金等の目的	公衆衛生の向上及び増進並びに円滑な食肉の流通を図る。					
補助金等の概要及び対象事業の概要	食用に供するために行う獣畜の処理に要する経費を補助するもの。					
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)					
事業開始年度	平成 11 年度	事業終了年度	令和 9 年度			
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市と畜解体業務運営補助金交付要綱					
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()					
交付先	高松食肉事業協同組合					
交付先との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外					
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()					
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他()					
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。					
補助率	なし					
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()					
財源	特定財源 : 国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源 : 100%					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
R4 年度	1	65,503	1	64,254		
R5 年度	1	65,503	1	63,444		
R6 年度	1	65,503	1	65,503		

効果検証の実施状況	ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値			
	実績値	R4	R5	R6
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	目標値			
達成度				
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	□あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()			
暴力団排除条例への対応	□要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 □要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 □その他()			
補助事業者からの確定消費税等の返還	□要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 □要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他()			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	□要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 □要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他()			
補助対象先の調達方法	□要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 □要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他()			

イ. 補助事業等の概要

本補助金は、高松市食肉センターにおいて、と畜解体事業（補助対象事業）を実施する「高松食肉事業協同組合」に対し交付される。

本補助金の目的は、公衆衛生の確保と円滑な食肉流通を図ることである。

補助対象者は、要綱上「高松食肉事業協同組合」の一つに限定されているが、これは高松市食肉センターが市の資産であり、本補助金の目的を達成できる事業者が市出資団体である同組合に限られるためである。

補助対象経費は、給料等人件費、福利厚生費、委託料、事故共済金、枝肉共済負担金、その他食肉センターにおけると畜解体に必要な経費である。

補助金の額は、補助対象経費の合計額から収入の合計額を控除した額の範囲内で市長が定める額とされる。収入は、解体料、内臓洗浄料、BSE対策料、清掃業務受託料、加工業務受託料である。平成24年度の協議により、補助金の上限額は65,503千円とされている。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

補助対象経費である「その他食肉センターにおける畜解体に必要な経費」について、その費目や内容を具体的に規定することが望ましい。

要綱の別表第1において「その他食肉センターにおける畜解体に必要な経費」が補助対象経費として規定されている。

上記経費は、収支決算書において「その他経費」として扱われている。

その他経費を構成している費用には、光熱水費や租税公課、保険料等の内容が明瞭なものもある一方で、顧問料や雑費等の内容が不明瞭なものも含まれている。

しかし、このような補助対象とするべきか検討する必要のある費目に対して、現状、市として、特段の確認をしていない。

そのため、要綱において「その他食肉センターにおける畜解体に必要な経費」の費目や内容について、具体的に規定することが望ましい。

【意見】

補助対象者は一部の業務を委託しているが、現状、市は委託契約書を確認していないため、委託契約書を入手して、委託内容の適切性を検討することが望ましい。

補助対象者は、内臓処理業務や清掃業務等の一部の業務を外部の会社に委託している。

収支決算書において、補助対象経費の合計が約178,711千円なのに対して、委託料は約58,145千円と全体の32.5%を占めており、金額的重要性は大きい。

しかし、現状、市としては、委託先の契約内容を把握しておらず、委託先の業務遂行状況や委託料の確認も特段行っていない。

そのため、委託契約書を入手して、委託内容の適切性を検討することが望ましい。

【意見】

平成24年度から補助金の上限額の見直しがされていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。

平成24年度の協議により補助金の上限額が65,503千円と設定されてから見直しが実施されていない。状況の変化や補助金の効果検証を踏まえて、改めて見直しの要否を検討することが望ましい。

(4) 土地改良課

①単独県費補助土地改良事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	24		
補助金等名称	単独県費補助土地改良事業補助金		
所管部課名	土地改良課		
補助金等の目的	農業基盤整備等を推進し、農業の健全な発展や生産性の向上を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	地元土地改良区が実施した土地改良事業に対し、県が交付した補助残の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度		事業終了年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	土地改良法、高松市土地改良事業補助規程、高松市土地改良事業実施要領、土地改良事業単独県費補助金交付要綱（県要綱）		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	土地改良区等		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	45、42、37、35、25 (%)		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 約 95% その他 % 一般財源：約 5%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	—	351,683
	R5 年度	—	374,211
	R6 年度	—	431,440
			105
			346,973
			106
			371,959
			108
			429,628

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値（土地改良区受益面積、単位：h a）</p>			
	実績値	R4	R5	R6
				10,394
				10,363
				100.3%
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 ■その他（交付先は県知事の認可を受けた土地改良区）			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他（交付先は県知事の認可を受けた土地改良区（非課税））			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認してい ない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の 確認はしていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他（県の認可を受ける際に改良区の定款に定めている。また、 檢査時にその入札方法等の確認を行っている。）			

イ. 補助事業等の概要

（ア）補助事業の目的等

地域条件、採択要件等により国庫補助事業での実施が困難な小規模な土地改良施設の新設・改良について香川県単独で補助金を交付するものであり、地元土地改良区が実施した土地改良事業に対し、香川県が交付した補助金の残高の一部を高松市が補助するものである。土地改良施設の計画的な整備・保全等、農業基盤整備等を推進し、もって、農業の健全な発展や生産性の向上を図る目的の事業である。

(イ) 補助事業の対象及び採択条件

事業区分	負担割合			採択条件 (※)
	県	市	地元	
かんがい 排水事業	50	45	5	1 地区の事業費が 100 万円以上、中山間地域及びこれに準ずる地域にあっては 30 万円以上、安全施設にあっては 1 地区の事業費が 10 万円以上。 対象施設: ため池、頭首工、水路（配管施設を含む）、さく井（浅井戸を含む）、樋門、機械揚水（吸水槽、吸水管、ポンプ、原動機、揚水管及び吐水槽並びにこれらの施設の附属物を含む。）及び安全施設（用水路等への人の転落防止）。
混住化地域におけるかんがい 排水事業(水路)	52	45	3	1 地区の事業費が 100 万円以上、中山間地域及びこれに準ずる地域にあっては 30 万円以上。 適用要件: 次の要件を全て満たす開水路の新設及び改良事業とする。 ・耕作予定地図の提出があること ・受益農地面積が、混住化率 90%以上の地域に 50%以上含まれること
農道事業	50	45	5	1 地区の事業費が 100 万円以上、中山間地域及びこれに準ずる地域にあっては 30 万円以上。安全施設にあっては 1 地区の事業費が 10 万円以上。 農道: 幅員おおむね 4m（中山間地域おおむね 3m）以上。 農道橋: 幅員おおむね 3.5m（中山間地域おおむね 3m）以上。 農道舗装: 幅員おおむね 3m以上で既存の舗装道路に接続するもの。
ほ場整備 事業	50	45	5	中山間地域で地理的条件等によって、国の補助事業の適用が困難な地域で受益面積 5 h a 未満、関係戸数 2 戸以上。農振農用地内。
香川用水非受 益地域用水確 保事業 貯水池の浚渫、 嵩上げ、新設	70	25	5	香川用水非受益地域内において、農業用水の需要を満たすための水源確保事業。受益面積おおむね 10 h a 未満、1 地区の事業費が 50 万円以上。

事業区分	負担割合			採択条件 (※)
	県	市	地元	
香川用水非受益地域用水確保事業 さく井、揚水機、頭首工、承水路、導水路、用水路の新設	60	35	5	香川用水非受益地域内において、農業用水の需要を満たすための水源確保事業。受益面積おおむね 10 ha 未満、1 地区の事業費が 50 万円以上。
地域計画実現化促進生産基盤整備事業	60	37	3	<p>事業内容: パイプライン、暗渠排水・湧水処理、ほ場整備、客土、荒廃農地解消、農道</p> <p>事業要件: 地域計画が策定された地域内、又は地域計画と同等の農地マネジメント（農地最適利用の検討・協議）が実施された地域内の生産基盤整備であり、事業完了後、速やかに地域計画の実現が完了する見込みであること。総事業費 30 万円以上。受益者 2 戸以上。</p> <p>荒廃農地解消事業は、区画整理の着手が確実であること。</p>
水田活用促進緊急基盤整備事業	60	37	3	<p>事業内容: パイプライン、用排水路、暗渠排水、畦畔復旧、ほ場整備、荒廃農地解消</p> <p>事業要件: 地域計画が策定された地域内で、本事業の受益地における担い手への農地集積率が 45% 以上であり、事業完了後 10 年間、担い手による戦略作物等の作付けが確約されること。総事業費 30 万円以上。受益者 2 戸以上。荒廃農地解消事業は、区画整理の着手が確実であること。</p> <p>【戦略作物】販売目的で作付けする、麦、大豆、飼料作物、WCS 用稻、加工用米、飼料用米及び米粉用米</p>
香川県ため池防災対策特別事業(保全型) (受益戸数2戸以上、土地改良法手続きが必要)	55	42	3	<p>事業内容: 一般型（堤体、洪水吐、取水施設の改修、予防保全のための部分改修等）、規模縮小型（堤体、洪水吐、取水施設の改修、予防保全のための部分改修等）</p> <p>事業要件: 防災上の観点から危険であり、放置できないため池を対象とする。</p> <p>①浸水想定区域内の状況 次のいずれかの施設が浸水想定区域内(歩行不可能、歩行困難)に含まれていること…住宅、公共施設、指定避難所、緊急輸送路、その他重要施設、農地、農業用施設等</p>

事業区分	負担割合			採択条件 (※)
	県	市	地元	
				<p>②老朽度及び貯水量区分による補助対象ため池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型………防災重点農業用ため池（老朽度A、B1、B2、C）、防災重点農業用ため池以外のため池（老朽度A、B1、B2） ・規模縮小型…一般型と同じ老朽度区分（減水量の確保を行う必要がある場合がある）
農地維持管理省力化事業	1/2	1/6	1/3	<p>事業内容: ①法面管理省力化事業…カバープランツ、防草シート、管理用小段</p> <p>②水管理省力化事業…パイプライン整備済み地区における給水栓の自動化</p> <p>事業要件: 受益戸数2戸以上、農地の集積・集約の促進・強化が図られること。</p> <p>対象地域: 農振農用地区域内（防災重点農業用ため池については、農振農用地区域外も対象）</p> <p>事業主体: 土地改良区、共同施行、農地中間管理機構、高松市人・農地プランにおいて位置付けられた中心経営体</p>
農地集積促進事業	50	50	—	ほ場整備事業又はパイプライン化単独事業と併せて、中心経営体に地区内農用地の集積・集約を図った場合、ほ場整備事業又はパイプライン化単独事業に要した経費の地元負担金を対象に助成。

補助金の交付の対象となる経費は、事業に要する経費のうち、純工事費、測量試験費、用地買収補償費及び換地費とする。この場合において、用地買収補償費の額は、純工事費の額の20%以内の額とする。

※ 当該採択条件にかかわらず、条例に基づく補助以外の国又は県の補助を受けている事業、補助事業の採択の通知前に工事に着手している事業、維持管理に属する経常的な工事のための事業、個人的な施設に係る事業のいずれかに該当する事業は採択されない。

②単独市費土地改良事業補助金等

ア. 補助金等の概要

No.	25		
補助金等名称	単独市費土地改良事業補助金等		
所管部課名	土地改良課		
補助金等の目的	農業基盤整備等を推進し、農業の健全な発展や生産性の向上を図る。		
補助金等の概要及び 対象事業の概要	地元土地改良区が実施する土地改良事業に対し補助するもの。 耕作放棄を未然に防止するため、土地改良区が実施する土地改良事業に対し補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度		事業終了年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	土地改良法、高松市土地改良事業補助規程、高松市土地改良事業実施要領、高松市農業用排水路しゅんせつ泥土整理事業補助金交付要綱、高松市農業基盤整備分筆登記事業補助金交付要綱、高松市ため池景観整備維持管理事業補助金交付要綱、高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	土地改良区等		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	100、95、90、85、65、50、40 (%)		
令和6年度及び令和 7年度補助金等の見 直し対象の有無及び 見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 約 80% その他 % 一般財源：約 20%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
R4 年度	—	440,000	236	439,863																
R5 年度	—	445,000	209	444,922																
R6 年度	—	450,000	229	449,921																
効果検証の実施状況	ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値 (土地改良区受益面積、単位：h a)																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td></td> <td></td> <td>10,394</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td>10,363</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td></td> <td></td> <td>100.3%</td> </tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値			10,394	目標値			10,363	達成度			100.3%
	R4	R5	R6																	
実績値			10,394																	
目標値			10,363																	
達成度			100.3%																	
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 																			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 ■その他 (交付先は県知事の認可を受けた土地改良区)																			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他 (交付先は県知事の認可を受けた土地改良区 (非課税))																			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認して いない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の 確認はしていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他 (県の認可を受ける際に改良区の定款に定めている。また、検査時にその入札方法等の確認を行っている。)																			

イ. 補助事業等の概要

(ア) 補助事業の目的等

単独市費土地改良事業補助金等は、土地改良事業補助金及び耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金を対象としている。

土地改良事業補助金は、高松市における地元土地改良区等の事業主体が実施した土地改良事業に対し、高松市が地元負担部分に対し補助するものである。土地改良施設の計画的な整備・保全等、農業基盤整備等を推進し、もって、農業の健全な発展や生産性の向上を図る目的の事業である。

高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金は、農業振興地域内で耕作放棄地となるおそれのある農地の周辺農業用施設土地改良事業を実施する土地改良区等の事業主体に対し補助するものである。耕作放棄地となるおそれのある農地の周辺の農業用施設の整備を実施することにより、農地の有効利用及び耕作放棄発生の未然防止を図る目的の事業である。

(イ) 補助事業の対象及び採択条件

事業区分	負担割合		採択条件	
	市	地元		
かんがい排水施設の整備	水路の新設、改良	85	15	公共用施設で1か所の事業費 10万円以上
	頭首工、樋門、集水渠	85	15	公共用施設で1か所の事業費 10万円以上
	特定排水路	95	5	ため池の導水路又は幅員 0.9m以上の幹線水路で、排水路化され溢水その他のによる被害が想定されるもの
	ため池の改修(浚渫含む)	90	10	公共用施設で1か所の事業費 10万円以上
	ため池の取水装置	85	15	公共用施設で1か所の事業費 10万円以上
	特定ため池の改修	100	—	① 用途地域内の市有ため池で水利権を放棄したもの ② 認定事業費に事務費を含む
	機械揚水施設	65	35	① 公共用施設で1か所の事業費 30万円以上 ② 機械揚水施設と併せて、さく井、浅井戸の新設又は改良の事業を施行する場合
	さく井、浅井戸新設	40	60	公共用施設で1か所の事業費 10万円以上
	暗渠排水	50	50	① 農業振興地域内で1団地概ね 1ha以上 ② 関係戸数 2戸以上
農道の整備	農道新設、改良	85	15	① 公共用施設で1か所の事業費 10万円以上 ただし、用地費及び補償費の額は、純工事費の20%以内 ② 幅員 4.0m以上 ただし、急傾斜遲滯では 3.0m以上、女木・男木地区は 2.0m以上

事業区分	負担割合		採択条件
	市	地元	
			③ 行き止まりでなく、他の道路に通り抜けできるもの
幹線農道の新設、改良	95	5	上記の条件を満たし幅員 4.0m以上の新設し、又は改良するもの（市道以上の道路に接続する幹線道路）
農道の路側補修	85	15	① 公公用施設で1か所の事業費 10万円以上 ② 幅員 2.0m以上で路側の修繕
農道舗装	100	—	① 公公用施設で1か所の事業費 10万円以上 ② 既設の舗装修繕 ③ 幅員 2.0m以上又は両側の路側が整備済の新規舗装
農地	70	30	① 1か所の事業費 10万円以上 40万円未満 ② 採択基準は国費災害に準ずる
農業用施設	かんがい 排水施設 の整備・農道の整備 の補助率 に準じる	かんがい 排水施設 の整備・農道の整備 の補助率 に準じる	① 1か所の事業費 10万円以上 40万円未満 ② 採択基準は国費災害に準ずる
設計費	5.5	95.5	① 1か所の事業費 10万円以上 40万円未満 ③ 採択基準は国費災害に準ずる
干害応急対策	かんがい用 農業用施設	50	① 1か所の事業費 3万円以上 10万円未満 ② 県の採択基準に準じる
小規模ほ場整備事業	ほ場 整備事業	85	① 1団地概ね 1ha 以上 ② 関係戸数 2戸以上
安全施設	90	10	土地改良施設に安全防護柵、危険防止の看板、その他事故防止のための施設又は設備を設置するもの

事業区分	負担割合		採択条件
	市	地元	
ため池景観整備事業	85	15	過去において団体営・県単・市単事業で実施した、景観整備の維持管理に対する助成
農業用排水路しゅんせつ泥土整理事業	100	—	しゅんせつ泥土の運搬費、舗装道路沿水路に限る
耕作放棄地発生防止 土地改良事業 I型（集落営農外）	75	25	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域内で受益戸数1戸以上かつ受益面積が1,000m²以上 事業の完了の翌年度から5年間は農業委員会発行の耕作証明が必要。 事業費（かんがい排水施設の整備及び農道の整備にあたっては工事費、測量土県費及び工事雑費を、土地の分筆にあたっては登記に要する費用）は1か所当たり10万円以上200万円以下 対象事業: 水路、樋門、ため池、農道の新設又は改良（幅員3m以上）
耕作放棄地発生防止 土地改良事業 II型（集落営農内）	85	15	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域内で受益戸数1戸以上かつ受益面積が1,000m²以上 事業の完了の翌年度から5年間は農業委員会発行の耕作証明が必要 事業費は1か所当たり10万円以上200万円以下 対象事業: 水路、樋門、ため池、農道の新設又は改良（幅員3m以上）、農道舗装（幅員3m以上）、分筆登記
分筆事業	100	—	水路、農道事業に係る用地の分筆登記事務（事業認可取得事業に限る）

この表において「認定事業費」とは、純工事費、用地費及び補償費、測量試験費並びに工事雑費（「農業生産基盤整備事業、農村整備事業、農地等保全管理事業、海岸及び災害復旧関係補助事業の事務費、工事雑費及び一般管理費の取扱いについて」（昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省構造改善局長通知）別表第2及び別表第3の規定に基づき算定した工事雑費をいう。）をいう。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

高松市補助金等交付規則、高松市土地改良事業補助規程、高松市土地改良事業実施要領、高松市農業用排水路しゅんせつ泥土整理事業補助金交付要綱、高松市農業基盤整備分筆登記事業補助金交付要綱、高松市ため池景観整備維持管理事業補助金交付要綱、高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱には、補助金により取得した財産の処分について、制限が設けられていない。

制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

したがって、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【意見】

補助金により取得した財産について、補助対象先の管理状況等を確認することが望ましい。

本補助金の対象事業完了時に事業主体から事業完了届が提出され、補助金が交付される前に高松市は検査を実施している。しかし、補助対象先が補助金の交付を受けた事業により取得した財産等のその後の一定期間の管理状況を確認していない。補助金により取得した財産の処分は、取得財産等が補助金交付の目的に反して使用されることを防止し、公的資金の適正な利用を確保することや補助事業の効果の一定期間の維持を図る趣旨で制限される必要があり、そのため、対象取得財産等を明確にするとともに、例えば、高松市による実地検査の実施や補助対象先からの定期報告の徴求等により、補助対象先の取得財産等の管理状況等を確認することが望まれる。

(5) 市場管理課

①高松市中央卸売市場清掃協力会補助金

ア. 補助金等の概要

No.	26		
補助金等名称	高松市中央卸売市場清掃協力会補助金		
所管部課名	市場管理課		
補助金等の目的	市場における環境衛生を保持し、適切な廃棄物処理を行うため。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	市場の環境衛生のため、清掃事業等に補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 ()		
事業開始年度	昭和 43 年度以前	事業終了年度	令和 7 年度末
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市補助金等交付規則		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	高松市中央卸売市場清掃協力会		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	補助対象事業費の 1/2 (ただし、予算の範囲内に限る)		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 100% 一般財源： %		
予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	1	15,000
	R5 年度	1	15,000
	R6 年度	1	15,000

効果検証の実施状況	ア. ■効果検証を実施している。 □効果検証を実施していない。																
	イ. 成果指標の目標値と実績値																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		R 4	R 5	R 6	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	R 4	R 5	R 6														
実績値	—	—	—														
目標値	—	—	—														
達成度	—	—	—														
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	□あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()																
暴力団排除条例への 対応	□要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 □要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 □その他 ()																
補助事業者からの 確定消費税等の返還	□要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付 を受けている。 □要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他 ()																
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	□要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 □要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認して いない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他 ()																
補助対象先の調達 方法	□要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 □要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確 認はしていない。 □要綱等に扱いの記載がない。 ■その他（補助対象先については要綱等に記載はないが、廃棄物処理 業者等の選定については競争入札によっている）																

イ. 補助金等の概要

高松市中央卸売市場における環境衛生を保持し、適切な廃棄物処理を行うために、高松市中央卸売市場清掃協力会の清掃事業等に補助を行うものである。高松市中央卸売市場清掃協力会が高松市中央卸売市場各部の卸売業者、仲卸業者団体等で構成されており、市場における環境衛生の保持、適切な塵芥処理を目的としていることから、補助金の目的に照らして、同協力会に対する事業費補助を行っている。

補助対象経費としては、一般廃棄物処理事業の事業費と環境衛生事業の不燃物処理費と車路清掃費になる。廃棄物処理業者等の選定は競争入札によるものとなっている。

(6) 観光交流課

①観光客誘致事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	27			
補助金等名称	観光客誘致事業補助金			
所管部課名	文化・観光・スポーツ部観光交流課			
補助金等の目的	国内外の観光客の誘致を図り、本市の交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的とする。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	本市の外郭団体である公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローに対し、年間の運営補助を行うもの。			
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)			
事業開始年度	H15	事業終了年度	R9	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱			
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()			
交付先	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー			
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外			
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()			
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。			
補助率	なし			
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()			
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%			
予算・実績	予算		実績	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
R4年度		11,518		9,945
R5年度		10,104		10,090
R6年度		10,104		10,074

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 □効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <p>香川県延べ宿泊者数（千人）</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>328</td><td>423</td><td>460</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>396</td><td>466</td><td>466</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>82.8%</td><td>90.8%</td><td>98.7%</td></tr> </tbody> </table>		R 4	R 5	R 6	実績値	328	423	460	目標値	396	466	466	達成度	82.8%	90.8%
	R 4	R 5	R 6													
実績値	328	423	460													
目標値	396	466	466													
達成度	82.8%	90.8%	98.7%													
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p>□あり ■なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>															
暴力団排除条例への 対応	<p>□要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 □要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 □その他()</p>															
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p>□要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 □要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他()</p>															
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p>□要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 □要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認し ていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他()</p>															
補助対象先の調達 方法	<p>□要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 □要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の 確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他()</p>															

イ. 補助事業等の概要

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが実施する、国内外からの観光客の誘致に対して運営費の一部を補助金として交付することにより、交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的とするものである。

高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱の別表に記載の公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金として交付されている。

なお、要綱の別表は以下のとおりである。

類似の補助金としてMICE・観光客誘致推進事業補助金があるが、区分されている理由は予算執行上の区分が異なっているためであり、交付申請や実績報告等は公益

財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金として合算する形で実施している。観光客誘致事業補助金は観光客等の誘致及び受入れ等の観光を振興する事業を対象としており、M I C E ・観光客誘致推進事業補助金は、それ以外の事業を対象としている。

補助対象経費としては、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費として対象に制限は設けられていない。

補助金の額は、補助対象経費の合計額を超えない範囲で市長が定める額とされており、上限は設けられていない。

(公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金)

交付の目的	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費の一部を補助することにより、国内外からのコンベンション及び観光客の誘致、観光客の受入環境の整備、サンポート高松のにぎわいの創出等を図り、もって本市の交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的とする。
補助対象者	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
補助対象事業	(1) 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営 (2) 前号に掲げるもののほか、交付の目的に合致するものとして市長が認める事業
補助対象経費	次に掲げる経費のうち、市長が適當と認めるもの。 (1) 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費 (2) 前号に掲げるもののほか、補助対象事業に要する経費
補助金の額	補助対象経費の合計額を超えない範囲で市長が定める額

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助事業者は、補助事業の完了後に実績報告書を提出しているが、その添付書類である収支決算書について原始証憑の確認の実施を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、収支決算書の内容に誤りがあったときや、補助対象外の事業への充当や不正な支出があったときに、高松市が気づけないまま過大に補助金を交付する可能性がある。

当該補助金は対象となる経費の範囲が広いため、効率性の観点から現地調査により確認する方法も考えられる。

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が公益財団法人であるため、消費税の課税事業者でない可能性があることや、仮に課税事業者であつたとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円となる可能性はある。しかし、確実に補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱には、補助金により取得した財産の処分について、制限が設けられていない。

制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

要綱を作成している場合は当該要綱に、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【意見】

補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとしており、補助対象経費が具体的に規定されていない。

補助金要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるリスクがある。

したがって、「高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付することが望ましい。

②MICE・観光客誘致推進事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	28		
補助金等名称	MICE・観光客誘致推進事業補助金		
所管部課名	観光交流課		
補助金等の目的	観光客及びコンベンションの誘致やMICEの開催支援を行い、本市の経済活性化や国際会議観光都市・高松のイメージアップを図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	本市の外郭団体である公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローに対し、年間の運営補助を行うもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	H15	事業終了年度	R9
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	なし		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4年度	86,788	75,564
	R5年度	96,207	86,057
	R6年度	97,500	96,894

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <p>コンベンション開催件数</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>111</td><td>169</td><td>197</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>297</td><td>306</td><td>146</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>37.3%</td><td>55.2%</td><td>134.9%</td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値	111	169	197	目標値	297	306	146	達成度	37.3%	55.2%
	R4	R5	R6													
実績値	111	169	197													
目標値	297	306	146													
達成度	37.3%	55.2%	134.9%													
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p><input type="checkbox"/>あり ■なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>															
暴力団排除条例への 対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他()</p>															
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他()</p>															
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認し ていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他()</p>															
補助対象先の調達 方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の 確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他()</p>															

イ. 補助事業等の概要

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが実施する、国内外からのコンベンション及び観光客の誘致、観光客の受入環境の整備、サンポート高松のにぎわいの創出等に対して運営費の一部を補助金として交付することにより、交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的とするものである。

高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱の別表に記載の公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金として交付されている。

なお、要綱の別表は以下のとおりである。

類似の補助金として観光客誘致事業補助金があるが、区分されている理由は予算執行上の区分が異なっているためであり、交付申請や実績報告等は公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金として合算する形で実施している。観光客誘致推進事業補助金は観光客等の誘致及び受入れ等の観光を振興する事業を対象としており、MICE・観光客誘致推進事業補助金は、それ以外の事業を対象としている。

補助対象経費としては、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費として対象に制限は設けられていない。

補助金の額は、上限は設けられておらず、過去5年の当期収支差額はいずれも0円であった。

上記より、実質的に事業活動に要する経費全額が補助金の対象となっている状況が継続している。

(公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金)

交付の目的	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費の一部を補助することにより、国内外からのコンベンション及び観光客の誘致、観光客の受入環境の整備、サンポート高松のにぎわいの創出等を図り、もって本市の交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的とする。
補助対象者	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
補助対象事業	(1) 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営 (2) 前号に掲げるもののほか、交付の目的に合致するものとして市長が認める事業
補助対象経費	次に掲げる経費のうち、市長が適當と認めるもの。 (1) 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費 (2) 前号に掲げるもののほか、補助対象事業に要する経費
補助金の額	補助対象経費の合計額を超えない範囲で市長が定める額

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助事業者は、補助事業の完了後に実績報告書を提出しているが、その添付書類である収支決算書について原始証憑の確認の実施を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、収支決算書の内容に誤りがあったときや、補助対象外の事業への充当や不正な支出があったときに、高松市が気づけないまま過大に補助金を交付する可能性がある。

当該補助金は対象となる経費の範囲が広いため、効率性の観点から現地調査により確認する方法も考えられる。

【意見】

補助事業の変更時には、「変更の内容を確認することができる書類」として増減額が把握できる明細まで確認することが望ましい。

高松市は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金について、MICEの開催件数が増加したことを理由として当初の交付決定額である9,600万円から150万円増額する変更承認を実施している。

高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱第6条によると、補助決定者は、補助事業を変更しようとするときは、高松市観光交流課関係団体運営等補助金変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない、としている。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 変更の内容を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

該当する資料を確認したところ、「変更の内容を確認することができる書類」として、開催支援補助事業一覧が添付されていたが、金額欄の記載は無く、また、当初の一覧と比較しても増額分に対応する内容が把握できなかった。

要因として、当初の交付決定後にMICEの開催内容に軽微な変更があったことから、明確な変更の内容を把握できなかったとのことであるが、補助金を増額交付する場合にも、当初の交付申請と同様に慎重に検討することが必要である。

補助金の適正な交付の観点から、「変更の内容を確認することができる書類」として変更額が把握できる明細まで確認することが望ましい。

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が公益財団法人であるため、消費税の課税事業者でない可能性があることや、仮に課税事業者であつたとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円となる可能性はある。しかし、確実に補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

【指摘】

補助金により取得した財産の処分には一定の制限を設ける必要がある。

高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱には、補助金により取得した財産の処分について、制限が設けられていない。

制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。

当該要綱に又は高松市補助金等交付規則そのものに、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。

【意見】

補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金は、補助対象経費について公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの運営に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとしており、補助対象経費の内容が具体的に規定されていない。

補助金要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるリスクがある。

したがって、「高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付することが望ましい。

(7) 文化芸術振興課

①文化芸術ホール自主事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	29			
補助金等名称	文化芸術ホール自主事業補助金			
所管部課名	文化芸術振興課			
補助金等の目的	より多くの市民に良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、文化芸術の創造と振興普及を図る。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	公演の質と回数が保たれ、本市の文化芸術の振興と市民文化の発展につながる。			
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)			
事業開始年度	令和7年度	事業終了年度	令和7年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市補助金等交付規則			
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()			
交付先	公益財団法人高松市文化芸術財団			
交付先との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外			
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()			
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。			
補助率	100%			
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()			
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100% (ただし中心市街地交付金を含んでいない)			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
R4年度	1	10,000	1	10,000
R5年度	1	10,000	1	10,000
R6年度	1	25,000	1	23,531

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 □効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>92.4%</td><td>92.5%</td><td>95.9%</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>90%以上</td><td>90%以上</td><td>90%以上</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>102.6%</td><td>102.7%</td><td>106.5%</td></tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	92.4%	92.5%	95.9%	目標値	90%以上	90%以上	90%以上	達成度	102.6%	102.7%	106.5%
	R4	R5	R6																	
実績値	92.4%	92.5%	95.9%																	
目標値	90%以上	90%以上	90%以上																	
達成度	102.6%	102.7%	106.5%																	
<p>成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無</p> <p>□あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																				
暴力団排除条例への対応	<p>□要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 □要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 □要綱等への記載なし。 ■その他（指定管理者更新時に暴力団関与の照会をしている）</p>																			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p>□要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 □要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他（ ）</p>																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p>□要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 □要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 □要綱等に扱いの記載がない。 ■その他（要綱等に記載はないが、指定管理業務の中で把握している）</p>																			
補助対象先の調達方法	<p>□要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 □要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 □その他（ ）</p>																			

イ. 補助事業等の概要

より多くの市民に良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、文化芸術の創造と振興普及を図ることを目的とし、高松市文化芸術ホール自主事業の企画実施に係る事業費を補助するものである。

補助対象経費としては、自主事業の公演に係る事業費であり、具体的には委託費、支払補助金、賃借料等である。補助金の額は、補助対象経費の合計額が予算を超えない額としている。

補助対象とする自主事業公演の内容については、高松市文化芸術財団の理事会で決定しており、当該理事会のメンバーは市の職員や学識経験者も含まれており、過去の自主事業公演の入場者アンケートの結果も考慮しつつ、厳正かつ慎重な議論により決定している。

補助金の効果検証の指標は、入場見込者数に対する実際入場者数の割合としており、目標値は90%以上としている。令和6年度では入場見込者数8,220人に対し、実際入場者数は7,883人、95.9%となっており、目標値90%を上回る結果となった。

なお、補助対象者である高松市文化芸術財団は、他に指定管理運営委託費を受けており、内容としては施設の運営費として、ホールの光熱水費、事務的維持管理業務の委託費等であり、自主事業に係る経費を補助する当該補助金と重複するものではない。

補助対象経費としては、自主事業の公演に係る事業費であり、具体的には委託費、支払補助金、賃借料等である。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

補助対象経費、補助対象の範囲を要綱等に記載することが望ましい。

補助金の対象経費は、事実上正味財産増減計算書に記載の委託費、支払補助金、賃借料等の費用となっているが、要綱等に明文化された規定がない。具体的な範囲が明示されていなければ、交付先における誤解や拡大解釈がなされる可能性があり、実際には交際費や無駄なものに使用される可能性がある。補助金の範囲が、事実上正味財産増減計算書に示されている科目の「委託費、支払補助金、その他の科目」ということであれば、その旨要綱等に記載することが望ましい。

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市文化芸術ホール指定管理者への確認の結果、公益財団法人高松市文化芸術財団から公演等を委託している団体において、補助金の交付時・精算時に消費税分を考慮されていない事例があった。補助対象経費に消費税が含まれる場合、消費税計算上、補助対象経費に係る消費税は仕入税額控除となり、その分の納付消費税額が減額されることになる。そのため、補助金の交付を受ける者は、補助金の交付額のほかに仕入税額控除分が利益となる。補助金の交付金額は真に必要な額に限定されるべきものであることから、補助対象経費に含まれる消費税分が仕入税額控除の対象になる場合は、税額控除分を減額して交付するべきであった。また、このような消費税に伴う補助金交付額の計算や返還の対応を明確にするため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

6. 都市整備局

(1) 交通政策課

①駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金

ア. 補助金等の概要

No.	30		
補助金等名称	駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金		
所管部課名	交通政策課		
補助金等の目的	高松琴平電気鉄道琴平線の太田駅から仏生山駅までの間において、モーダルシフトの推進や鉄道利用者の利便性の向上を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	高松琴平電気鉄道琴平線の太田駅から仏生山駅までの間における鉄道施設整備事業の実施に要する経費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	令和 6 年度	事業終了年度	令和 7 年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市鉄道施設整備事業費補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()		
交付先	鉄道事業者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	2 分の 1		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 50% 県 % 市債 % その他 % 一般財源：50%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績
	件数	金額（千円）	件数
	R4 年度		
	R5 年度		
	R6 年度	1	364,215

効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					R 4	R 5	R 6	実績値				目標値				達成度			
	R 4	R 5	R 6																	
実績値																				
目標値																				
達成度																				
<p>■あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 (ことでん (栗林公園～仏生山駅間) 複線化事業費補助金)</p>																				
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/>その他 (要綱等に記載しているが、消費税額を含まない交付申請を受けている。)</p>																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input checked="" type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			

イ. 補助事業等の概要

高松琴平電気鉄道では琴平線の太田駅から仏生山駅間において新駅である多肥駅の整備が進められており、モーダルシフトの推進や鉄道事業者の利便性の向上が期待されている。高松市は、新駅の整備を実施する高松琴平電気鉄道株式会社に対して高松市総合都市交通計画（平成 22 年 11 月策定）において施策の方針の一つとして定める公共交通網の再編を促進し、もっていつまでも人と環境にやさしく快適で利用しやすい公共交通体系の構築に資することを目的として補助金を交付している。

補助対象経費は補助事業の実施に要する経費としており、補助金の額は、香川県と高松市で補助対象経費の額の 2 分の 1 ずつとしている。また、国土交通省より社会資

本整備総合交付金として、補助金の額の2分の1が高松市に支払われることから、実施的な負担額は補助対象経費の4分の1である。

なお、当該補助事業は当初単年度で精算予定であったが、工事の進捗遅延等により繰越事業となり、当監査期間中において完了していない。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

交付決定通知において記載内容の誤りがあった。交付決定通知は公文書であることから、通知文の起案段階において文言の確認をより慎重に実施する必要がある。

交付決定通知「高交政第103号」4交付条件(9)において、書類・帳簿の保存年限が規定されているが、「補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後年間保存しなければなりません」と記載されており、実際の保存年限の記載がされていなかった。

交付決定通知は市の決定内容を示す公共性の高いものであることから、起案段階において、文言の確認をより慎重にする必要がある。

【意見】

変更交付決定通知において記載内容が不明確なものがあった。変更交付決定通知は公文書であることから、文言の記載を明確にすることが望ましい。

変更交付決定通知「高交政第346号」において、完了予定年月日の変更が決定されているが、当該通知において変更後の完了予定年月日が確認できなかった。変更の内容は完了予定年月日とされているものの、具体的な年月日を特定できる記載は無く、また交付申請書を参照する記載もされていなかった。

交付申請書には具体的な完了予定年月日である令和8年3月31日が記されていたため、類推はできるものの、公文書であることから、変更交付決定通知において明確にすることが望ましい。

【意見】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、高松市鉄道施設整備事業費補助金交付要綱では規定されていない。駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金では、高松琴平電気鉄道株式会社による駅舎の整備に係る測量・設計や工事業務の発注が実施されている。本補助金は数億円にものぼり、工事の発注金額も大きく、公金を原資としている以上、交付先に対して、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を採用するよう、要綱等で規定することが望ましい。

【意見】

補助事業が当初から翌年度に跨ることが判明している場合、当初の交付申請から翌年度に跨る計画を提出させることが望ましい。

当初の交付申請書では、補助事業の工期が令和7年3月31日として設定され、その後工事の遅延等を理由として令和7年3月31日の工期を令和8年3月31日とする変更交付決定通知がなされている。

しかし、工事契約書を閲覧したところ、本体工事の前段階である支障物の移設工事の工期が令和7年3月31日に設定され、その後の本体工事の工期は当初より令和8年3月31日とされていた。このことより当初より、補助事業の工期は令和8年3月31日と想定されていたと考えられる。

会計年度独立の原則により、単年度で完結する計画とすることが原則ではあるものの、当初より繰越明許費として事務処理する方法もあると考えられる。

また、本来単年度で支出が予定されていない予算が確保されることにより、当年度では不要な起債が実施されることや予算配分が適切に実施されない可能性もあり、適切な予算執行の観点から望ましくないと考えられる。当初より翌年度に跨ぐ補助事業として処理することが望ましいと考えられる。

【意見】

補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。

駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金は、補助対象経費を補助事業の実施に要する経費としており、補助対象経費が具体的に規定されていない。

補助金要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるリスクがある。

したがって、「高松市鉄道施設整備事業費補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付するべきである。

②ことでん（栗林公園～仏生山駅間）複線化事業費補助金

ア. 補助金等の概要

No.	31		
補助金等名称	ことでん（栗林公園～仏生山駅間）複線化事業費補助金		
所管部課名	交通政策課		
補助金等の目的	栗林公園駅以南の単線区間を仏生山駅まで複線化し、新駅開業時ににおいて、現状の運行頻度を確保するとともに、さらなる高頻度のダイヤ編成が可能となるよう線路容量の増強を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	高松琴平電気鉄道・琴平線（栗林公園～仏生山駅間）の複線化事業に要する経費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 30 年度	事業終了年度	令和 8 年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市鉄道機能強化整備事業補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()		
交付先	鉄道事業者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	20 分の 9		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 50% 県 % 市債 % その他 % 一般財源：50%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績
	件数	金額（千円）	件数
	R4 年度		
	R5 年度		
	R6 年度	1	292,500
			1
			62,579

効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					R 4	R 5	R 6	実績値				目標値				達成度			
	R 4	R 5	R 6																	
実績値																				
目標値																				
達成度																				
<p>■あり <input type="checkbox"/>なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 (駅舎整備事業 (太田～仏生山間) 補助金)</p>																				
<p>暴力団排除条例への対応</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他()</p>																				
<p>補助事業者からの確定消費税等の返還</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input checked="" type="checkbox"/>その他 (要綱等に記載しているが、消費税額を含まない交付申請を受けている。)</p>																				
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input checked="" type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他()</p>																			

イ. 補助事業等の概要

高松琴平電気鉄道では琴平線の太田駅から仏生山駅間における新駅である多肥駅の整備に伴い、栗林公園駅から仏生山駅間の複線化を進めている。これにより、新駅整備による停車・行き違い回数の増加に伴う所要時間の増加を解消することが見込まれ、高松市は、利用者の利便性向上に資することから、複線化事業を実施する高松琴平電気鉄道株式会社に対して補助金を交付している。

補助対象経費は補助事業の実施に要する経費としており、補助金の額は、香川県と高松市で補助対象経費の額の 20 分の 9 ずつとしており、残りの 10 分の 1 は高松琴平電気鉄道株式会社が負担する。整備区間中、伏石駅より南側については国庫補助金の交付が予定されているが、令和 6 年度の補助事業は伏石駅より北側の区間であることから、国庫補助金の交付は予定されていない。

なお、当該補助事業は当初単年度で精算予定であったが、工事の進捗遅延等により繰越事業となり、当監査期間中において完了していない。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、高松市鉄道機能強化整備事業補助金交付要綱では規定されていない。ことでん（栗林公園～仏生山駅間）複線化事業費補助金では、高松琴平電気鉄道株式会社による鉄道の整備に係る工事業務の発注が実施されている。本補助金は数億円にものぼり、工事の発注金額も大きく、公金を原資としている以上、交付先に対して、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を採用するよう、要綱等で規定することが望ましい。

【意見】

補助事業が当初の交付申請時から翌年度に跨ることが判明している場合、当初の交付申請から翌年度に跨る計画を提出させることが望ましい。

当初の交付申請書では、補助事業の工期が令和7年3月31日として設定され、その後工事の遅延等を理由として令和7年3月31日の工期を令和8年3月31日とする変更交付決定通知がなされている。

しかし、高松琴平電気鉄道株式会社が発注した工事契約書を閲覧したところ、発注工事の終期は当初より令和8年3月31日に設定されていた。このことより当初より、補助事業の工期は令和8年3月31日と想定されていたと考えられる。

会計年度独立の原則により、単年度で完結する計画とすることが原則ではあるものの、当初より繰越明許費として事務処理する方法もあると考えられる。

また、本来単年度で支出が予定されていない予算が確保されることにより、当年度では不要な起債が実施されることや予算配分が適切に実施されない可能性もあり、適切な予算執行の観点から望ましくないと考えられる。当初より翌年度に跨ぐ補助事業として処理することが望ましいと考えられる。

【意見】

補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に規定することが望ましい。

ことでん（栗林公園～仏生山駅間）複線化事業費補助金は、補助対象経費を補助事業の実施に要する経費としており、補助対象経費が具体的に規定されていない。

補助金要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるリスクがある。

したがって、「高松市鉄道機能強化整備事業補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付することが望ましい。

【意見】

補助金交付申請に要綱上必要とされる設計図書が添付されておらず、要綱の妥当性も含めて交付申請書類の内容を再度検討することが望ましい。

高松市鉄道機能強化整備事業補助金交付要綱第4条では、補助金の交付申請に係る添付書類として、事業計画書、収支予算書、概算設計書、設計図書、現況写真及びその他市長が必要と認める書類が必要としている。

しかし、担当課へのヒアリングによると設計図書までは提出を求めておらず、工事金額の内訳資料の確認にとどめているとのことであった。

設計図書は設計図、仕様書、数量計算書等の一式であり、膨大なボリュームがあり、理解に工事の専門知識も必要なものである。

例えば同様の補助金である、駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金では要綱上設計図書の提出を求めていない。担当課によると、要綱間で差がある理由は、要綱の整備時期に差があり、令和6年度に策定された駅舎整備事業（太田～仏生山間）補助金に対応する高松市鉄道施設整備事業補助金交付要綱がより実態に即しているとのことである。

要綱と実際の提出書類に齟齬があることは望ましくないことから、要綱の見直しも含めて再度検討することが望ましい。

③ネットワークバス維持費補助金

ア. 補助金等の概要

No.	32		
補助金等名称	ネットワークバス維持費補助金		
所管部課名	交通政策課		
補助金等の目的	コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに向けた持続可能な公共交通ネットワークの構築に資するバス路線を支援することを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	路線バスの運行経費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 27 年度	事業終了年度	令和 9 年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱 公共交通ネットワークバス運行事業に関する補助基準		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()		
交付先	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	地域生活交通路線に係る補助対象経費の額は、運行経費の額（市長が定めた基準によって算出した額をいう。以下、この項において同じ。）から運賃等収入の額（認定申請に添付された資金計画書における運賃収入その他収入（広告料収入を除く。）の見込みや運行実績を基に、市長が認定した額をいう。）を減じて得た額とし、運行経費の 20 分の 9 に相当する額を限度とする。		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		

財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%																					
補助金等交付	予算			実績																		
予算・実績	件数		金額（千円）		件数	金額（千円）																
R4 年度	1		35,467	1		33,011																
R5 年度	1		34,042	1		22,398																
R6 年度	1		24,021	1		7,940																
効果検証の実施状況	ア. <input type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							R4	R5	R6	実績値				目標値				達成度			
	R4	R5	R6																			
実績値																						
目標値																						
達成度																						
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()																					
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()																					
補助事業者からの確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																					
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																					
補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()																					

イ. 補助事業等の概要

本補助金は、高松市内の生活交通として必要なバス路線等（補助対象路線等）を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し交付される。

本補助金の目的は、補助対象路線等の運行を支援することで、高松市内の公共交通不便地域における移動手段を確保し、地域住民の生活交通を維持することにある。

補助対象経費の額は、運行経費の額から運賃等収入の額を控除した額であるが、運行経費の 20 分の 9 が上限とされる。

補助金の額は、補助対象経費に相当する額であるが、市と補助対象事業者との間で締結された協定書に記載されている補助上限額を超えることはできない。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

現状、要綱や協定書等において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。

本補助金の交付先には、インボイスを発行している消費税の課税事業者が含まれている。

確かに、特定収入割合が高い場合、補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円になる可能性はある。しかし、確実に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の規定では、返還請求をすることができない。

したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱や協定書等に規定する必要がある。

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助対象事業者は、補助対象事業の完了後に実績報告書を提出しているが、補助金算定の基礎となる運行経費（人件費、燃料油脂費等）や運賃等収入について、市は、原始証憑の確認を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、実績報告書の内容に誤りがあった時や、補助対象外の事業への補助金の充当や不正な支出があった時に、市が気付けないまま過大に補助金を交付する可能性がある。

一律に全ての原始証憑を確認することは困難としても、市側でルールを定めた上で、原始証憑の確認を実施する必要がある。

④地域間幹線系統維持費補助金

ア. 補助金等の概要

No.	33		
補助金等名称	地域間幹線系統維持費補助金		
所管部課名	交通政策課		
補助金等の目的	市内の生活交通として必要な路線等の運行の維持及び確保を図る。		
補助金等の概要及び 対象事業の概要	路線バスの運行経費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<p><input checked="" type="checkbox"/> 単年度 ※ただし補助対象期間は補助金交付の前年度の 10 月から当該年度の 9 月まで</p> <p><input type="checkbox"/> 複数年度 (年)</p>		
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度	令和 9 年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱		
交付決定方式	<p><input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他()</p>		
交付先	一般乗合旅客自動車運送事業者等		
交付先との関係	<p><input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外</p>		
交付方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外()</p>		
補助金等の分類	<p><input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。</p>		
補助率	<p>補助対象期間の平均乗車密度が 5 人未満の場合、補助対象経常費用と経常収益との差額(ただし、補助対象経常費用の 20 分の 9 に相当する額を限度とする。)のうち、計画運行回数と当該地域間幹線系統の輸送量を 5 で除した数値を運行回数とみなした場合の当該運行回数との差に相当する運行回数分に相当する額に、次の算式により算出した数値を乗じて得た額とする。</p> <p>当該地域間幹線系統の平均乗車密度 ÷ 5 ×</p> <p>当該地域間幹線系統の市内におけるキロ程 ÷</p> <p>当該地域間幹線系統の総キロ程</p>		

令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>()</p>																								
財源	<p>特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 %</p> <p>一般財源：100%</p>																								
補助金等交付 予算・実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">予算</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4 年度</td> <td>2</td> <td>29,189</td> <td>1</td> <td>26,840</td> </tr> <tr> <td>R5 年度</td> <td>2</td> <td>26,062</td> <td>1</td> <td>24,908</td> </tr> <tr> <td>R6 年度</td> <td>2</td> <td>27,606</td> <td>1</td> <td>17,253</td> </tr> </tbody> </table>		予算		実績		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	R4 年度	2	29,189	1	26,840	R5 年度	2	26,062	1	24,908	R6 年度	2	27,606	1	17,253
	予算		実績																						
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)																					
R4 年度	2	29,189	1	26,840																					
R5 年度	2	26,062	1	24,908																					
R6 年度	2	27,606	1	17,253																					
効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値				目標値				達成度											
	R4	R5	R6																						
実績値																									
目標値																									
達成度																									
成果指標 (KPI) が同一の補助金等の有無	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。</p> <p>()</p>																								
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他()</p>																								
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他()</p>																								
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他()</p>																								
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他()</p>																								

イ. 補助事業等の概要

本補助金は、高松市内の生活交通として必要なバス路線等（補助対象路線等）を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し交付される。

本補助金の目的は、市内の生活交通として必要な路線等の運行の維持及び確保を図ることにある。

補助対象経費の額は、次の式のとおりに求められる。

$$\text{補助対象経費} = (\text{補助対象経常費用の見込額} - \text{補助対象経常収益の見込額}) \times (\text{計画運行回数} - \text{みなし運行回数}) \div \text{計画運行回数} \times \text{平均乗車密度} \div 5$$

$$\text{みなし運行回数 (小数点以下切り捨て)} = \text{計画運行回数} \times \text{平均乗車密度} \div 5$$

補助対象経常費用と経常収益の見込額は、過去の経常費用や経常収益の実績値に基づいて算出され、（補助対象経常費用の見込額 - 補助対象経常収益の見込額）は、補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 が上限とされる。

補助金の額は、補助対象経費（千円未満切捨て）に相当する額である。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助対象事業者は、補助対象事業の完了後に実績報告書を提出しているが、補助金算定の基礎となる運行経費（人件費、燃料油脂費等）や運賃等収入について、市は、原始証憑の確認を行っていない。

原始証憑の確認を行っていない場合、実績報告書の内容に誤りがあった時や、補助対象外の事業への補助金の充当や不正な支出があった時に、市が気付けないまま過大に補助金を交付する可能性がある。

一方で、補助対象事業者は、損益明細表等の事業報告書を国に提出する義務があり、虚偽報告等に対しては、罰則規定も設けられている。

また、例年 12 月に国と県は、補助対象事業者に対し、監査を実施している。

そのため、補助金申請に係る書類について、虚偽等が含まれる可能性は高くないと考えられる。

ただし、市にヒアリングを実施したところ、国と県の監査結果については、担当者間での情報共有は行われているものの、市として、監査結果を正式に入手することはしていないとのことであった。また、県の監査では、基本的に原始証憑の確認を行っていないとのことであった。

それに加えて、現状、市としては、損益明細表の数値が正しいことを前提にした、損益明細表と補助金申請書の数値の突合しか実施していない。

上記を考慮すると、補助金交付の適正性をより確保するためにも、原始証憑の確認を市独自に実施するべきである。それにより、不正支出や誤支出があった場合の早期発見も期待できる。

一律に全ての原始証憑を確認することは困難としても、市側でルールを定めた上で、原始証憑の確認を実施する必要がある。

⑤離島航路運航維持費補助金

ア. 補助金等の概要

No.	34					
補助金等名称	離島航路運航維持費補助金					
所管部課名	交通政策課					
補助金等の目的	離島航路の維持を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資する。					
補助金等の概要及び対象事業の概要	離島航路の運航経費の一部を補助するもの。					
補助対象期間	<p><input checked="" type="checkbox"/>単年度 ※ただし補助対象期間は補助金交付の前々年度の 10 月から前年度の 9 月まで</p> <p><input type="checkbox"/>複数年度 (年)</p>					
事業開始年度	平成 7 年	事業終了年度	令和 9 年度			
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市離島航路運航維持費補助金交付要綱					
交付決定方式	<p><input type="checkbox"/>公募 <input checked="" type="checkbox"/>個別査定 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>					
交付先	離島航路事業者					
交付先との関係	<p><input type="checkbox"/>市出資団体 <input type="checkbox"/>財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/>左記以外</p>					
交付方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>精算払 <input type="checkbox"/>概算払 <input type="checkbox"/>前払 <input type="checkbox"/>定額交付 <input type="checkbox"/>左記以外 ()</p>					
補助金等の分類	<p><input type="checkbox"/>運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/>事業費補助 <input type="checkbox"/>施設等整備補助 <input type="checkbox"/>利子補給</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>					
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<p><input checked="" type="checkbox"/>要綱等に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載していない。</p>					
補助率	確定実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額の 2 分の 1 に相当する額					
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。</p> <p>()</p>					
財源	<p>特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 %</p> <p>一般財源：100%</p>					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)		
R4 年度	1	27,483	1	27,483		
R5 年度	1	16,442	1	9,809		
R6 年度	1	46,668	1	41,176		

効果検証の実施状況	ア. <input type="checkbox"/> 効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。																
	イ. 成果指標の目標値と実績値																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値				目標値				達成度			
	R4	R5	R6														
実績値																	
目標値																	
達成度																	
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 																
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 () 																
補助事業者からの確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 () 																
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 () 																
補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 () 																

イ. 補助事業等の概要

本補助金は、国土交通大臣の認定を受けて、国庫補助金の交付対象となっている高松市内の航路（離島補助航路）を運航する離島航路事業者に対し交付される。

なお、現在、離島補助航路を運航できる離島航路事業者は1社に限定されている。

本補助金の目的は、離島航路の維持を図り、離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資することである。

補助対象経費は、補助対象期間に発生した純損失額に対し、国、県、市による監査を受けた後の確定実績欠損額である。

補助対象期間は、航路補助金を受けようとする会計年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までとされる。

補助金の額は、確定実績欠損額から国庫補助額を控除した額の2分の1に相当する額である。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

補助金上限額の設定や補助率の見直しを検討することが望ましい。

本補助金は、確定実績欠損額を国・県・市で全額補填する仕組みであり、赤字額に比例して、市の財政負担は増加する。また、赤字が全額補填されるため、黒字化のインセンティブが働きにくい仕組みとなっている。

令和 6 年度の補助対象期間における船舶の減価償却費と修繕費、船員費、燃料潤滑油費の費用全体に占める割合は約 68% と大きい。

老朽化に伴う新船建造による減価償却費の大幅増加が将来的に見込まれることや昨今の物価高の影響で、船員費、船舶修繕費、燃料潤滑油費の増加も避けられない状況を考慮すると、今後、補助金交付による市の財政負担は更に大きくなっていくと考えられる。

そのため、黒字化が困難だとしても、赤字縮小のインセンティブが働くように、補助金上限額の設定や補助率の見直しを検討することが望ましい。

⑥鉄道・バス乗り継ぎ割引補助金

ア. 補助金等の概要

No.	35			
補助金等名称	鉄道・バス乗り継ぎ割引補助金			
所管部課名	交通政策課			
補助金等の目的	利用しやすい公共交通利用環境の形成及び過度に自動車に依存した交通体系から公共交通中心の交通体系への転換を図る。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	ICカードを利用し、鉄道とバスを乗り継いだ際の運賃割引分(差額)を補助するもの。			
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)			
事業開始年度	平成 25 年度	事業終了年度	未定	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市公共交通利用環境向上事業補助金交付要綱			
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()			
交付先	鉄道事業者、路線バス事業者			
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外			
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()			
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。			
補助率	10 分の 10			
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()			
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%			
予算・実績	予算		実績	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
R4 年度	1	23,328	1	21,689
R5 年度	1	23,328	1	22,254
R6 年度	1	23,328	1	20,823

効果検証の実施状況	ア. ■効果検証を実施している。 (電車・バス乗継件数 (千件)) <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。															
	イ. 成果指標の目標値と実績値 ※R6.6に目標値見直 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>287</td><td>300</td><td>275</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>502</td><td>298</td><td>368</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>57%</td><td>100%</td><td>75%</td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値	287	300	275	目標値	502	298	368	達成度	57%	100%
	R4	R5	R6													
実績値	287	300	275													
目標値	502	298	368													
達成度	57%	100%	75%													
成果指標 (KPI) が同一の補助金等の有無	<input type="checkbox"/> あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()															
暴力団排除条例への対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/> その他 ()															
補助事業者からの確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()															
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()															
補助対象先の調達方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/> その他 ()															

イ. 補助事業等の概要

(ア) 補助事業の目的等

高松市は、高松市総合都市交通計画（平成 22 年 11 月策定）において、人と環境にやさしく快適で利用しやすい公共交通体系の構築を基本理念とし、公共交通の利便性向上を施策の方針の一つとして定めている。鉄道・バスの乗り継ぎの円滑化はその方針における具体的な施策の一つである。公共交通利用環境の向上に資する事業を行う公共交通事業者等に対し、利用しやすい公共交通利用環境の形成及び過度に自動車に依存した交通体系から公共交通中心の交通体系への転換を図ることを目的として、高松市公共交通利用環境向上事業補助金を交付しており、鉄道・バス乗り継ぎ割引事業は本補助金の対象事業である。具体的には、IruCa システムにより運用する電車とバスを乗り継いだ際の運賃割引制度において、その割引額を拡大し、運賃を割り引く事業である。

(イ) 補助事業の対象経費等

補助対象経費等は、電車・バス乗継割引の割引額の拡大後の割引額（※）から20円を減じた額に電車・バス乗継割引の利用者の数を乗じて得た額であり、1月当たり1,944千円を上限とする。補助率は10分の10である。

※ 平成26年3月1日より拡大後の割引額は100円であり、現在も同額である。

(ウ) 利用実績と補助金の推移

年度	利用件数（件）	実施前比	補助金（千円）
平成25年度	252,612	実施前	6,000
平成26年度	320,855	約27%増	23,328
平成27年度	330,292	約31%増	23,328
平成28年度	344,457	約36%増	23,328
平成29年度	344,656	約36%増	23,328
平成30年度	336,139	約33%増	23,089
令和元年度	340,817	約35%増	22,831
令和2年度	228,446	約10%減	17,448
令和3年度	255,689	約1%増	19,492
令和4年度	287,294	約14%増	21,689
令和5年度	299,719	約19%増	22,254
令和6年度	274,573	約9%増	20,823

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

補助事業者に補助対象経費に係る仕入税額控除が発生する可能性が見込まれるもの、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市公共交通利用環境向上事業補助金交付要綱においては、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。

補助対象となる電車・バス乗継割引の割引額は消費税等込みで算出されているのに対し、公共交通事業者等の消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性があり、仕入税額控除が発生したとしても、現在の要綱等では返還させることができない。

そのため、補助金の交付先に控除税額相当額の経済的利息が生ずることを防止するため、本補助金の交付先である公共交通事業者等に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定するか、消費税等を除いた補助額を交付することが必要である。

【意見】

平成 26 年から補助金の補助率が変更されていない。状況の変化に合わせて、補助率等の見直しの要否を検討することが望ましい。

本補助事業は、IC カードを利用し、電車とバスを乗り継いだ際の運賃割引分（差額）を補助するものであり、1 月当たりの上限額は設定されているものの、電車・バス乗継割引の割引額の拡大後の割引額全額を補助するものであり、本補助事業の開始時から変更されていない。補助事業者の自立化の促進の観点からは、割引額全額の補助（補助率 10 分の 10）が妥当であるか検討されることが望ましい。

【意見】

改善策実施後の補助金の効果について慎重に検証することが望ましい。

本事業は、IC カードを利用し、電車とバスを乗り継いだ際に運賃を割り引くものであり、同時に電車とバスの効率的なネットワークを形成し、公共交通の利用を促進する効果を期待し実施されているものである。上記、イ. 補助事業等の概要（ウ）利用実績と補助金の推移では、実施前の件数を基準とした場合、コロナウイルスの流行が始まる前の令和元年度までは、20%台後半から 30%台後半の増加率で推移していたが、コロナウイルスの流行が開始した令和 2 年度の翌年度以降、一桁台から 10%台後半の増加率でとどまっており、コロナウイルス流行期から数年経過してもなおコロナウイルス流行前の水準にも戻っていない状況である。

このような利用状況下においては、電車とバスの乗り継ぎ時の運賃割引が、必ずしも利用者の公共交通の利用促進につながっていない可能性も考えられる。2024 年問題に伴う労働時間等の規制や運転手不足を背景とした市内バス路線の大幅な減便も要因と考えられているが、現在、市では、利用者ニーズのある乗り継ぎ路線の調査や利用促進につながるような周知方法の検討等、利用状況の改善に向けた取組を始めており、改善策実施後の補助金の効果について引き続き慎重に検証することが望ましい。

⑦高齢者割引補助金

ア. 補助金等の概要

No.	36		
補助金等名称	高齢者割引補助金		
所管部課名	交通政策課		
補助金等の目的	利用しやすい公共交通利用環境の形成及び過度に自動車に依存した交通体系から公共交通中心の交通体系への転換を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	ゴールド I r u C a を利用し公共交通運賃を支払った場合の運賃割引分（差額）を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 () 年		
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度	未定
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市公共交通利用環境向上事業補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	鉄道事業者、路線バス事業者		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	10 分の 10		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		
予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	1 98,172	1 86,444
	R5 年度	1 100,466	1 99,910
	R6 年度	1 103,212	1 101,190

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 (ゴールドIruCa保有率) <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>31.7</td><td>33.6</td><td>35.6</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>—</td><td>33.4</td><td>35.1</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td>100%</td><td>101%</td></tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	31.7	33.6	35.6	目標値	—	33.4	35.1	達成度		100%	101%
	R4	R5	R6																	
実績値	31.7	33.6	35.6																	
目標値	—	33.4	35.1																	
達成度		100%	101%																	
<p>成果指標 (KPI) が同一の補助金等の有無</p> <p><input type="checkbox"/>あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																				
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			

イ. 補助事業等の概要

(ア) 補助事業の目的等

高松市は、高松市総合都市交通計画(平成22年11月策定)において、人と環境にやさしく快適で利用しやすい公共交通体系の構築を基本理念とし、公共交通の利便性向上を施策の方針の一つとして定めている。公共交通利用環境の向上に資する事業を行う公共交通事業者等に対し、利用しやすい公共交通利用環境の形成及び過度に自動車に依存した交通体系から公共交通中心の交通体系への転換を図ることを目的として、高松市公共交通利用環境向上事業補助金を交付しており、高齢者公共交通利用運賃割引事業は本補助金の対象事業である。高齢者の移動の利便性を向上することで、外出の機会を増やし、生きがいや健康づくりに取り組む。具体的には、高齢者(市内に住所を有する年齢70歳以上の者をいう。)を対象とした、交通系ICカード「ゴールドIruCa」を使用した公共交通(電車及びバス)の運賃を半額に割り引く事業である。

(イ) 補助事業の対象経費等

補助対象経費等は、高齢者公共交通利用運賃割引事業の実施による欠損額(※1)。ただし、対象月運賃総収入(※3)が、基準月運賃総収入(※4)を超えている場合は、当該欠損額に1から収入増加率(※5)を減じた数値を乗じて得た額とする。補助率は10分の10である。

※1 高齢者公共交通利用運賃割引事業の実施による欠損額とは、高齢者公共交通利用運賃割引事業による割引の適用を受けた者の運賃を対象として、補助金を算出しようとする月（以下「対象月」という。）における当該割引の適用がないものとみなした場合の運賃収入の総額に1から平均回数割引率(※2)を減じた数値を乗じて得た額から、当該割引が適用された運賃収入の総額を減じた額をいう。

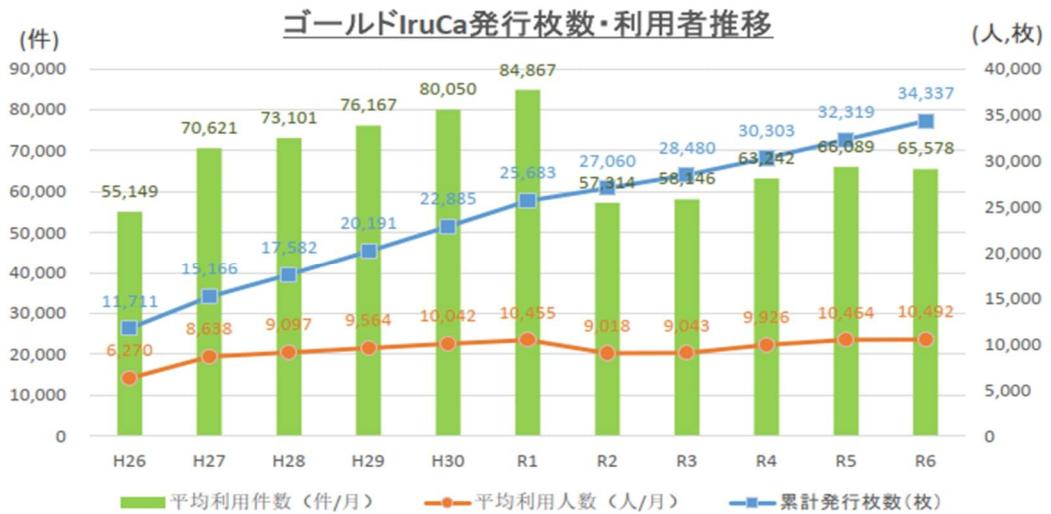
※2 平均回数割引率とは、高齢者公共交通利用運賃割引事業による割引の適用を受けた者が当該割引の適用を受ける前に使用していた券種等（現金、フリーI r u C a、シニアI r u C a及び定期I r u C a）の割引の率を基礎として、別に算出した数値をいう。

※3 対象月運賃総収入とは、対象月の運賃収入の総額をいう。

※4 基準月運賃総収入とは、平成25年10月から平成26年9月までの期間内における対象月の同月に相当する月の運賃収入の総額をいう。

※5 収入増加率とは、対象月運賃総収入と基準月運賃総収入の差額を基準月運賃総収入で除して得た数値（その数値に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入した数値）をいう。

(ウ) 利用実績と補助金の推移



年度	補助金 (千円)
平成 26 年度	42,872
平成 27 年度	98,006
平成 28 年度	97,169
平成 29 年度	99,887
平成 30 年度	107,421
令和元年度	114,038
令和 2 年度	79,097
令和 3 年度	79,347
令和 4 年度	86,444
令和 5 年度	99,910
令和 6 年度	101,190

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

補助事業者に補助対象経費に係る仕入税額控除が発生する可能性が見込まれるもの、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市公共交通利用環境向上事業補助金交付要綱においては、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。

補助対象となる高齢者公共交通利用運賃割引の割引額は消費税等込みで算出されているのに対し、公共交通事業者等の消費税等の計算において仕入税額控除が生じている場合には、交付額が過大となっている可能性があり、仕入税額控除が発生したとしても、現在の要綱等では返還させることができない。

そのため、補助金の交付先に控除税額相当額の経済的利益が生ずることを防止するため、本補助金に対して公共交通事業者等に対して仕入税額控除が生じているかの確認が必要であるとともに、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定するか、消費税等を除いた補助額を交付することが必要である。

【意見】

平成 26 年から補助金の補助率が変更されていない。状況の変化に合わせて、補助率等の見直しの要否を検討することが望ましい。

本補助事業は、ゴールド I r u C a 利用者の電車バス利用額の普通運賃から高齢者割引 50% 適用運賃との差額の運賃を補助するものであり、対象月運賃総収入が基準月運賃総収入を超える場合の上限はあるものの、割引額全額を補助するものであり、本補助事業の開始時から変更されていない。補助事業者の自立化の促進の観点からは、割引額全額の補助（補助率 10 分の 10）が妥当であるか検討されることが望ましい。

【意見】

効果検証の成果指標として、従来より補助金の本来の目的の効果を測定する観点での成果指標の設定を検討することが望ましい。

高齢者公共交通利用運賃割引事業の現在の効果検証の成果指標は、ゴールドIruCa保有率としている。この保有率は、累計ゴールドIruCa発行枚数を現時点での70歳以上の人口で割り戻したものである。

分子の累計ゴールドIruCa発行枚数は、これまでに発行された累計枚数であり、その中には現時点では払い戻されたゴールドIruCa等、有効ではないものも含まれており、必ずしも現時点での70歳以上の者が保有しているゴールドIruCa数ではなく、実態を反映したゴールドIruCa保有率にはなっていない。そのため、現時点の70歳以上の人口のゴールドIruCa保有率として実態を表すためにより適切な数値として、例えば現時点で有効なゴールドIruCa発行枚数を利用する等、成果指標の算定方法等、設定について再検討することが望まれる。

(2) 道路管理課

①私道整備事業補助金

ア. 補助金等の概要

No.	37		
補助金等名称	私道整備事業補助金		
所管部課名	道路管理課		
補助金等の目的	市内の私道を利用する者の生活環境の改善及び利便性の向上を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	一定の条件を満たす私道の路面改修工事費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度	なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市私道整備事業補助金交付要綱		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	私道の所有者等		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	補助金交付対象経費の 60%を補助 公道から公道へ通り抜けできる部分については 80%を補助		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		
予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	15,000	8 件
	R5 年度	15,000	5 件
	R6 年度	15,000	6 件
			12,623
			8,431
			6,982

効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値				目標値				達成度			
	R4	R5	R6																	
実績値																				
目標値																				
達成度																				
<p>成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>																				
暴力団排除条例への 対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付 を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認して いない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			
補助対象先の調達 方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認して いる。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確 認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																			

イ. 補助事業等の概要

地域で維持管理している私道整備の促進に寄与し、市内の私道を利用する者の生活環境の改善及び利便性の向上を図ることを目的とするものである。

高松市私道整備事業補助金交付要綱第3条に定める一定の条件を満たす私道の路面改修工事費の一部を負担する者として補助金として交付されている。

補助対象経費としては、一定の条件を満たす路面改修工事費のうち、原則60%、公道から行動へ通り抜けできる部分については80%を補助対象としている。

補助金の額は、補助対象経費の合計額が予算額を超えない額とされている。

(私道整備事業補助金)

交付の目的	私道を改修しようとする者に対して予算の範囲内で高松市私道整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の私道を利用する者の生活環境の改善および利便性の向上を図ることを目的とする。
補助対象者	私道の所有者等
補助対象事業	<p>高松市私道整備事業補助金交付要綱</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる私道整備事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 次の要件に該当する私道に係るものであること。</p> <p>ア 舗装され、かつ、公道と接続していることまたは舗装された一般交通の用に供する別の私道を介して公道と接続していること。</p> <p>イ 敷地が隣接する土地と分筆登記されており、かつ、当該土地との境界が明確であること。</p> <p>ウ 幅員がおおむね3メートル以上であること。</p> <p>エ 利用戸数が2戸以上（空き家は含まない。）であること。</p> <p>オ 舗装ひび割れ率がおおむね40パーセント以上であること。</p> <p>カ 敷地所有者と隣接する宅地所有者が同一でないこと。</p> <p>キ 主たる利用目的が、共同住宅、営利目的の集合住宅、事務所、倉庫および店舗への進入路ではないこと。</p> <p>ク 私道整備事業に支障となるおそれがある地下埋設物および占有物件がないこと。</p> <p>ケ 今後2年間、掘削を伴う地下埋設工事を施工する予定がないこと。</p> <p>(2) 原則として私道を区域に含む自治会の代表者、私道の所有者、私道に隣接する土地・家屋の所有者、居住者等、関係者全員の同意が得られているものであること。</p> <p>(3) 工事を施工する者が、最新の高松市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている市内企業（「ほ装工事」の業種登録がある者に限る。）であって、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中ではなく、過去5年以内にしゅん工した市道のアスファルト舗装工事の施工実績を有しているものであること。</p>
補助対象経費	<p>高松市私道整備事業補助金交付要綱</p> <p>第5条 補助金の額は、前条の補助金の交付対象となる経費に10分の6（当該私道の両端が公道に接続するなど、通り抜けができる場合にあっては、10分の8）を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。</p>
補助金の額	補助対象経費の合計額が予算額を超えない額

(3) 下水道経営課

①下水道事業会計補助金

ア. 補助金等の概要

No.	38		
補助金等名称	下水道事業会計補助金		
所管部課名	下水道経営課		
補助金等の目的	下水道事業会計における収益的収支の均衡を図る上で、下水道使用料など経営に伴う収入によって賄えない経費に対し、一般会計から補助する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	地方公営企業法第17条の3の規定に基づき、下水道事業に係る経費の一部を補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成23年度	事業終了年度	令和7年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	無		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	高松市長		
交付先との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	100%		
令和6年度及び令和7年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		
補助金等交付	予算 実績		
予算・実績	件数	金額(千円)	件数
R4年度	1	198,679	1
R5年度	1	196,661	1
R6年度	1	158,337	1
			190,110
			172,800
			158,337

効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>検証を実施していない。</p> <p>下水道事業として、下水道整備面積、下水道人口普及率、管路等閉塞事故発生件数、耐震化率等KPIを設け、下水道事業運営検討委員会において年度ごとの達成状況を確認しており、また、公営企業としての財務KPIについても、比較分析し公表しているため、補助金事業について特段のKPIの設定による効果検証は行っていない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値				目標値				達成度		
	R4	R5	R6													
実績値																
目標値																
達成度																
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>															
暴力団排除条例への 対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等への記載なし。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他（要綱なし）</p>															
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他（要綱なし）</p>															
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他（要綱なし）</p>															
補助対象先の調達 方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。</p> <p><input type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他（要綱なし）</p>															

イ. 補助事業の概要

(ア) 高松市における下水道事業の沿革

高松市の下水道処理区域は、都市生活の重要な生活基盤として拡大を続けてきた。高松市は東部・西部処理区の整備を進める一方、平成 17 年度に塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併し、旧町域の下水道事業を承継し、対象区域が大幅に拡大している。平成 23 年度には上下水道事業を統合し、地方公営企業法を全面適用し、管理者を設置し、財務・人事・契約などを運営する体制に移行した。平成 28 年度には香川県から香東川流域下水道と浄化センターが高松市に移管され、高松市が管路から処理場まで一括管理する体制となった。

なお、平成 30 年度に水道事業が香川県水道広域企業団に移管され下水道単独体制となったため、管理者設置や人事制度を簡素化し組織運営の負担を軽減するため、地方公営企業法の全面適用から、財務規定等を適用する一部適用に移行している。

(イ) 高松市の下水道の現状

高松市の下水道人口普及率は 64%、管きよ延長は約 1,442 キロメートルとなっており、施設面は香東川浄化センター、東部下水処理場、庵治浄化センター、牟礼浄化苑の 4 つの処理場、34 のポンプ場を運営している。下水処理水は中心市街地の施設などに供給され、水の再利用を進めているほか、汚泥から発生するガスを利用するなどのバイオマス発電や未利用地を活用した太陽光発電に取り組むなど再生水、再生エネルギーの活用について全国でも先進的な取組も行っている。一方で、下水道整備が早かつた中心市街地では布設後 50 年以上経過した管路が約 26% に達しており、今後も老朽化や耐震対策等、施設の維持管理費用が必要な状況である。

この点、財政面については、公共性の高い雨水処理などについては基準内繰入金(※)として高松市が負担しているものの、汚水については人口減少、使用量減少(有収水量平成 30 年度 27,500 千 m³→令和 5 年度 26,499 千 m³)の一方で使用料金について基本料金を設定せず従量制の単価も据置いていることもあり使用料総額が減少(使用料平成 30 年度 4,003 百万円→令和 5 年度 3,804 百万円)しており、汚水処理費について下水道使用料収入や一部基準内繰入金(高松市負担金)により賄えていない。このため、上記のとおり、令和 4 年度から令和 6 年度において、これらの赤字補填等のために 1.5~2 億円の補助金が発生している状況である。

なお、高松市における下水道事業については、上述のとおり、地方公営企業法について財務規定等を適用する一部適用を行っており、会計は公営企業として独立採算制をとっているが、運営は市の職員が担っている。

※ 基準内、基準外繰入金: 総務省から通知される「繰出基準」において、公費で負担することが認められている経費に充当するための繰入金を基準内繰入金という。繰出基準に該当せず、収支不足を補填するための繰入金を基準外繰入金という。

(出典:「高松市下水道事業基本計画(中間見直し:令和 6 年度)」)

(出典:「令和 7 年度第 1 回高松市下水道事業運営検討委員会資料 1」)

7. 教育局

(1) 学校教育課

①高松市奨学金

ア. 補助金等の概要

No.	39		
補助金等名称	高松市奨学金		
所管部課名	学校教育課		
補助金等の目的	奨学金を支給することにより進学の機会を与え、有為な人材を育成する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	高松市に居住し、入学を希望する生徒又は現に高等学校等に在学する者のうち、成績優秀かつ向学心旺盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため修学困難なものに対して補助するもの。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	昭和 36 年度	事業終了年度	令和 9 年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市奨学金支給条例 高松市奨学金支給条例施行規則		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	各学校 (令和 7 年度から該当者へ直接支給)		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外 (完了払)		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	1 人月額 9,000 円 (36 月以内)		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	225	24,300
	R5 年度	225	24,300
	R6 年度	225	24,300

効果検証の実施状況	<p>ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td>252 件</td><td>245 件</td><td>220 件</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>225 件</td><td>225 件</td><td>225 件</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>112%</td><td>108.8%</td><td>97.8%</td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値	252 件	245 件	220 件	目標値	225 件	225 件	225 件	達成度	112%	108.8%
	R4	R5	R6													
実績値	252 件	245 件	220 件													
目標値	225 件	225 件	225 件													
達成度	112%	108.8%	97.8%													
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<p><input type="checkbox"/>あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください ()</p>															
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 ■要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 ■要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															

イ. 補助事業等の概要

本奨学金は、学業要件や所得要件等の一定の要件を満たした高松市在住の高校生等に対して、交付される返済不要の給付金である。

本奨学金の目的は、経済的理由で修学困難な成績優秀かつ向学心旺盛な生徒に奨学金を支給し、進学機会を与え、有為な人材を育成することである。

学業要件は、平成 29 年度より、評定平均値 3.5 以上とされる。支給が開始されている場合、毎学年末に学校から提出される学業成績証明書をもとに、3 月末に再審査が行われる。要件を満たさなかった場合、再審査の翌月の 4 月分より支給停止となる。

所得要件は、前年の世帯全体の所得金額が 生活保護法に基づく保護基準額の 1.3 倍以下とされる。支給が開始されている場合、前年の世帯全体の所得金額について、課税台帳等をもとに、9 月中旬に再審査が行われる。要件を満たさなかった場合、再審査の翌月の 10 月分より支給停止となる。

本奨学金は、1 人当たり月額 9,000 円であり、支給期間は 36 月以内である。

ウ. 指摘及び意見

【意見】

所得要件の審査において、課税台帳とのシステム連携により、世帯員の所得額が自動入力されるようになることが望ましい。

システム連携にかかる費用が高額で困難な場合、所得額の手入力と確認について、担当者の名前や実施日等を記載したチェックリストを作成・保存する等して、証跡を残すことが望ましい。

所得要件の審査をする際、奨学生（志願者）本人又は中学生の兄弟姉妹が就学援助（小中学校の学用品費・通学費等の援助）を受けている場合、就学援助のシステムとの連携により、世帯員の所得額が自動入力される。

しかし、就学援助を受けていない場合、世帯員の所得額と生年月日について、職員が課税台帳より手入力をしており、入力誤りのリスクがある。

現状、複数人でのチェック体制は敷いているが、所得額は奨学生の認定に直接影響する重要なデータであり、入力誤りやチェックミス等のリスクは依然として残る。

また、チェックリストのような証跡も現在は残していない状態である。

そのため、課税台帳とのシステム連携により、世帯員の所得額が自動入力されるようになることが望ましい。

システム連携に費用や時間がかかり、早急の連携が困難な場合は、現行のチェック体制を補完するために、所得額の手入力と確認について、担当者の名前や実施日等を記載したチェックリストを作成・保存する等、証跡を残すことが望ましい。

【意見】

所得要件の審査において、所得額だけでなく、資産状況についても確認することが望ましい。

現行の所得要件の審査では、所得額のみを確認しており、金融資産や不動産等の資産状況の確認までは実施していない。

そのため、十分な経済力を有する世帯も奨学金の受給対象となる可能性があり、制度の公平性・適正性に課題があるといえる。

本奨学金の趣旨は、家庭の経済的理由のため進学困難なものに対して、進学の機会を与えることにある。

現行の運用により、資産のある世帯に奨学金を給付することは、本来、奨学金が必要な経済的に余裕のない世帯の受給の機会を奪うことにつながりかねず、かえつて、趣旨に反してしまう。

よって、所得要件の審査において、所得額だけでなく、資産状況についても確認することが望ましい。

【意見】

学業要件が長期間、評定平均値 3.5 に据え置かれており、当該数値の妥当性の検証をすることが望ましい。

また、定期的な検証・見直しを行う仕組みを整備することが望ましい。

学業要件は、平成 29 年度に評定平均値 3.1 から 3.5 へ改定された後、長期間、据え置かれている。

令和 4 年度に全国の高等学校等において、観点別評価が導入され、評価方法が変わったことで、従来とは、評定の算出方法も異なっている。

そのため、現行の基準である評定平均値 3.5 の妥当性を検証することが望ましい。

また、このような教育環境の変化に対して、今後、適宜に対応できるようにするためにも、定期的な検証・見直しを行う仕組みを整備することが望ましい。

(2) 保健体育課

①公益財団法人高松市学校給食会補助金

ア. 補助金等の概要

No.	40	
補助金等名称	公益財団法人高松市学校給食会補助金	
所管部課名	保健体育課	
補助金等の目的	高松市立学校の給食事業の充実発展とその運営の適正を図り、もって学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的とする、公益財団法人高松市学校給食会を補助することにより、円滑な運営と食材等給食用物資の安定供給を図り、給食の質の向上と保護者負担の軽減を図る。	
補助金等の概要及び対象事業の概要	当該給食会の人件費、給食管理システム賃貸借料等の経費に対し、補助するもの。	
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)	
事業開始年度	昭和 50 年度	事業終了年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高松市補助金等交付規則	
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (隨意契約)	
交付先	公益財団法人高松市学校給食会	
交付先との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外	
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()	
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他 ()	
補助対象経費及び補助額の算出方法	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。	
補助率	10/10	
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見直し対象の有無及び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()	
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%	

補助金等交付 予算・実績	予算		実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
R4 年度	1	28,264	1	27,962																
R5 年度	1	30,270	1	30,270																
R6 年度	1	31,901	1	31,901																
効果検証の実施状況	ア. ■効果検証を実施している。 <input type="checkbox"/> 効果検証を実施していない。 イ. 成果指標の目標値と実績値																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>6,585 千食</td> <td>6,346 千食</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>6,700 千食</td> <td>6,487 千食</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>98.3%</td> <td>97.8%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					R4	R5	R6	実績値	6,585 千食	6,346 千食	—	目標値	6,700 千食	6,487 千食	—	達成度	98.3%	97.8%	—
	R4	R5	R6																	
実績値	6,585 千食	6,346 千食	—																	
目標値	6,700 千食	6,487 千食	—																	
達成度	98.3%	97.8%	—																	
成果指標（KPI） が同一の補助金等の 有無	<input type="checkbox"/> あり ■なし ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 () 																			
暴力団排除条例への 対応	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない <input type="checkbox"/> 要綱等への記載なし ■その他 (要綱等なし)																			
補助事業者からの 確定消費税等の返還	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他 (要綱等なし)																			
補助金で購入した重 要な財産の処分制限	<input type="checkbox"/> 要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他 (要綱等なし)																			
補助対象先の調達 方法	<input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/> 要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に扱いの記載がない。 ■その他 (要綱等なし)																			

イ. 補助事業の概要

(ア) 高松市における学校給食について

学校給食については学校給食法により地方公共団体が実施主体となることが定められている（学校給食法第5条（国及び地方公共団体の任務））。地方公共団体によっては中学校等で実施していない自治体もあるが、高松市では令和6年度において、幼稚園11園、小学校48校、中学校22校に対して学校給食を実施している。

高松市では給食を提供するにあたり、実際の調理や配送を行う事業体と物資調達を行う事業体は分離されている。前者については、市の直営又は民間委託の単独校施設、親子方式施設、センター施設で調理、提供している。後者の各調理事業体への手配については、公益財団法人高松市学校給食会が一括して物資を調達している。

(イ) 公益財団法人高松市学校給食会について

昭和39年度からの完全給食実施に向け、高松市学校給食会を市役所内に設立。昭和50年に財団法人高松市学校給食会として法人格を取得し、平成25年4月に公益財団法人高松市学校給食会に移行している。

(ウ) 高松市学校給食会の目的と事業内容

高松市において学校教育の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展を図るとともに食育の推進を支援することにより、子どもの心身の健全な発達並びに市民の豊かな食生活の実現に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、安心・安全な給食物資を低廉な価格で安定的に確保するとともに、学校給食を通じて自然や地域の食文化等について学べるように地場産物や旬の食材、郷土料理等も踏まえた献立策定を事業内容としている。

(エ) 補助金の対象支出

学校給食法では、下記の経費については義務教育諸学校の設置者の負担とし（学校給食法第11条第1項、学校給食法施行令第2条第1項）、それ以外の経費である給食材料費については保護者の負担とする（同第11条第2項）旨が定められている。

（義務教育諸学校の設置者の負担とする経費）

- ・給食のための施設や設備にかかる費用
- ・調理・配布等の運営に要する経費（条件付きで政令により定められるもの）

高松市では上記を踏まえて給食費収入等で賄えない高松市学校給食会の人物費及び事務費（賃借料及び通信運搬費）を補助金の対象としている。

ウ. 指摘及び意見

【指摘】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生じる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱等に規定する必要がある。

高松市補助金等交付規則においては、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の対象となる支出は、大部分は人件費であり、消費税の課税される事務費は限定的であるが、令和6年度の実績では消費税課税対象となる事務費は3,723千円となっている。高松市学校給食会で控除税額が発生したとしても、現在の高松市補助金等交付規則のみでは返還させることができない。補助金の交付先に控除税額相当額の経済的利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定する必要がある。

【指摘】

実績報告書に添付されている先方が作成した内訳書の正確性について、決算書等との整合性の確認を実施する必要がある。

補助金額確定時には、補助事業等実績報告書に添付されている補助金事業者がサマリーして作成した補助金内訳書を確認しているが、内訳書が決算書に基づき作成されていることの確認まではしていない。当該補助金は組織維持型補助金であるため、補助金決定時に領収書等補助金対象経費の支出を確認できる資料と照合することは困難であることを考慮すると、実績報告書に基づく確定段階では、決算書に紐づく情報での確認も合理性はある。ただし、補助金の対象となる事務費が決算書で記載されている勘定科目の一部である場合、補助事業者が集計、作成した内訳書が誤って作成されている可能性は否定できない。補助金額確定の段階では、少なくとも、内訳書が決算書に基づいて作成されていることを確認するため、決算書計上額との一致や総勘定元帳の該当支出の合計との一致を確認するべきである。

【指摘】

実績報告書の記載内容の正確性について、領収書等の証憑を確認するか、現地調査を実施する必要がある。

補助金の補助事業者は公益財団法人であるため、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項の規定に基づき、3年に一度の頻度で香川県公益認定等審議会による立入検査を受けている。また、高松市の補助金担当者はこの立入検査結果も入手している。このため高松市として補助金の支給額決定の根拠として利用している人件費や事務費等の決算書の金額について、給与支払調べや領収書との照

合は実施していない。ただし、当該立入検査の検査内容や検査手続、補助金の対象となった支出に関する確認を実施しているかは確認できていない。補助金対象となる支出額の確認は補助金に係る財務事務の重要な手続の一つであると考えられる。同法人は高松市100%出資の外郭団体として一定の信頼性が保持されていると想定されているのであれば、実施報告書の入手から補助金額決定までの繁忙期での実施が困難であることを踏まえると、期中に上記を確認する時間を確保して検査等を実施するべきである。

8. 市議会事務局

(1) 総務調査課

①政務活動費

ア. 補助金等の概要

No.	41		
補助金等名称	政務活動費		
所管部課名	総務調査課		
補助金等の目的	議会の一層の活性化のために、議員の審議能力とその活動基盤の充実強化を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	議員の審議能力を強化することにより、行政課題への的確な対応による市政の発展や議会の活性化につながる。		
補助対象期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 13 年度	事業終了年度	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市議会政務活動費の交付に関する条例 ・高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 ・政務活動費の使途基準運用指針 		
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付先	議員		
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 市出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
交付方法	<input type="checkbox"/> 精算払 <input checked="" type="checkbox"/> 概算払 <input type="checkbox"/> 前払 <input type="checkbox"/> 定額交付 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()		
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (議員政務活動費)		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等に記載している。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載しているが、詳細は定義されていない。 <input type="checkbox"/> 要綱等に記載していない。		
補助率	100%		
令和 6 年度及び令和 7 年度補助金等の見 直し対象の有無及 び見直し内容	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ありの場合は見直し内容を以下に記載してください。 ()		
財源	特定財源：国 % 県 % 市債 % その他 % 一般財源：100%		
予算・実績	予算		実績
	件数	金額 (千円)	件数
	R4 年度	1	48,000
	R5 年度	1	48,000
	R6 年度	1	48,000
			33,337
			38,934
			38,645

効果検証の実施状況	<p>ア. <input type="checkbox"/>効果検証を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/>効果検証を実施していない。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目標値</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>達成度</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	実績値				目標値				達成度		
	R4	R5	R6													
実績値																
目標値																
達成度																
成果指標（KPI）が同一の補助金等の有無	<p><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>ありの場合は補助金等の名称を以下に記載してください。 ()</p>															
暴力団排除条例への対応	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、宣誓書等を入手している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、宣誓書等は入手していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等への記載なし。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助事業者からの確定消費税等の返還	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、消費税の確定後に報告を受け、必要に応じて還付を受けている。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、特に確定消費税の報告は受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助金で購入した重要な財産の処分制限	<p><input type="checkbox"/>要綱等に記載し、補助対象先の財産の管理状況を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等に記載しているが、補助対象先の財産の管理状況を確認していない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															
補助対象先の調達方法	<p><input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付け、実際の調達方法を確認している。 <input type="checkbox"/>要綱等で一般競争入札等を義務付けているが、実際の調達方法の確認はしていない。 <input checked="" type="checkbox"/>要綱等に扱いの記載がない。 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>															

イ. 補助事業等の概要

地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなっている。

このような中、議会の一層の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付することにより、議員の活動基盤の充実強化を図ることを目的とするものである。

政務活動費の金額については、月額 10 万円を 4 月と 10 月の半期ごとに 60 万円が交付され、残余分は返還しなければならない。

また、経費の範囲は以下のとおり定められている。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるための活動その他の市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に掲げるものに充てることができるものとする。

(出典:高松市議会政務活動費の交付に関する条例)

また、議員の活動は、調査研究その他の活動以外にも、選挙活動、政党活動等、様々な面を持っており、その境界が必ずしも明確に区別できるとは限らないことから、活動に要した費用の全額を政務活動費に充当することが不適当である場合は、按分による算定方法を用いるものとする。

なお、按分の基準は、次のとおり定められている。

支出内容	按分の基準
電話(固定・携帯)・インターネット等の通信料・回線使用料	利用額の2分の1上限
自動車燃料代	利用額の2分の1上限
ケーブルテレビ視聴料	最も安価なプランの料金の2分の1上限
公用タブレット端末通信費	議員に請求があった額の2分の1上限 (全体額の3分の1上限)
公用タブレット端末に係る備品等購入代金	購入額(利用額)の2分の1上限
備品購入費 ※ 公用タブレット端末に係る備品以外	耐用年数、残任期間、政務活動に使用する比率の各割合により算定した割合
印刷費・送料、ホームページ作成・維持管理料	紙面、ホームページ上に占める政務活動に係る掲載内容の面積の割合
人件費	勤務時間のうち、政務活動関係業務の従事時間の割合
事務所費(賃借料、通信費、光熱水費、備品購入費等)	政務活動に使用した割合として「政務活動費を計上する事務所に関する届出書」に記載した割合(特別の理由がない場合は、2分の1上限)

ウ. 指摘及び意見

【意見】

クレジットカードや電子マネー、QRコードでの決済時に付与されるポイント等の取り扱いについて、政務活動費の使途基準運用指針に記載することが望ましい。

令和6年度政務活動費収支報告書について任意で閲覧したところ、クレジットカードにより支出した経費も見受けられた。

クレジットカードや電子マネー、QRコードによる決済に伴い発生するポイントやマイル等の特典が、議員個人のアカウントに付与される場合、これが実質的な私的利得の取得とみなされる可能性がある。

したがって、クレジットカード等での決済時に付与されるポイント等の取り扱いについて検討し、政務活動費の使途基準運用指針に明記することが望ましい。

以上